



* 0 0 2 9 0 9 6 0 0 0 *

0029096-000

7 2 1 - 1 4 2

中小商工金融実務誌

井関孝雄・著

銀行問題研究会

昭 1 2

ADI

563

井關孝雄著

中小商工金融實務誌



銀行問題研究會發行



序

近時、中小商工業の疲弊につれて中小商工金融の問題が再び世の中の注意をひいて今や一つの社會問題となつて來た觀がある。

これが爲め世上に於いては此の問題が再び論議され、再討議さるゝやうになつて來たのである。そこで或る論者は商工組合中央金庫、庶民貸付金庫、恩給金庫其の他の新機關の創立を主張し、或る者は信用保證、信用保險、興信事業等の如き補助機關の必要を論じ、更らに或るものは既設中小金融機關の改善を主張して居るのである。

茲に於いて、從來中小商工金融方面を殆んど捨てて顧みなかつた一般銀行も再び中小商工金融が銀行業務として營業可能であるか何うかと云ふことと、若し果して銀行に於いて營業可能ならば如何にしてその業務を行ふ可きであるかと云ふことを再研究するの必要に迫られて來たのである。

本書は、即ちこれらの目的の爲に一般銀行業者の中小商工金融業務の開始の参考として書かれたものであつて、主として普通銀行に於ける中小商工金融の實務の解説を主題として執筆したものである。

しかしながら普通銀行の中小商工金融の参考となる可き他の各種の機關の中小商工金融に就い

ても亦一應の解説を試みて置いたから、併せて之等普通銀行以外の他の各種中小金融機関従事者も本書に於いて其の一般知識を得ることが出来ると思ふ。

唯だ紙数の關係上從來の銀行實務に關する著作にて知り得る限りの一般的の叙述は之れをさけて成る可く中小商工金融に關する特殊の事柄の説述にとどめて置いたから、中小金融の特殊の手續以外一般手續に關するものは從來の銀行實務書を参考とせられたい。けれどもこれと同時に中小商工金融業務に關する限りは最大漏さず之れを収録し、實務上の諸書式等は出來得る限り之れを蒐集添付して置いたから定めし實務の参考になることと思ふ。

本書の著述については部分的に山下修次郎、小寺春夫、虎谷喜恵子の諸氏の助力に負ふ所が尠くない茲に之等各位の努力を感謝する。

昭和十二年四月

庶民金融研究所長 井 關 孝 雄

中小商工金融實務誌 目次

第一章 中小金融機關の分類と現状

第一節 中小金融機關の分類と其の機能

- A、中小金融機關の主體の性質による分類方法.....一
- イ、國家及び自治體公共團體が經營して居る庶民金融機關.....二
- ロ、慈善的の庶民金融機關.....二
- ハ、相互的即ち組合的金融機關.....二
- ニ、營利的庶民金融機關.....二
- B、生産金融と消費金融.....ハ
- C、中小金融と細民金融.....一〇
- D、農村庶民金融と中小商工業金融及サラリーマン金融.....一〇
- E、營利庶民金融と非營利庶民金融.....二
- F、免許庶民金融と無免許庶民金融.....三
- G、無擔保中小金融と有擔保中小金融.....三

H、長期中小金融と短期中小金融……………三

I、條件附中小金融と無條件中小金融……………五

J、團體組織中小金融と無組織一般人中小金融……………五

K、定期貸付中小金融・不定期貸付中小金融・即時貸付中小金融……………六

第二節 中小商工金融機關の現状……………六

A、普通銀行……………一〇

B、特殊銀行……………三

C、保險會社……………三

D、原料、材料商、卸商、問屋……………四

E、信託會社……………四

F、貯蓄銀行……………五

G、信用組合……………五

H、無盡會社……………七

I、無盡講(賴母子講)……………三

J、商業組合、工業組合……………三

K、個人金融業者……………三

L、質屋……………三

M、其の他の機關……………三

第三節 中小金融の特質……………三

A、中小金融の特質……………三

イ、金額が少額である……………三

ロ、危険が多い……………三

ハ、手数が掛かる……………三

ニ、需要が多く供給が少……………三

ホ、資金の原價が高く付……………三

ヘ、金利が高い……………三

B、中小金融の需要金額……………三

C、中小金融の擔保……………四

イ、有擔保……………四

ロ、無擔保……………四

ハ、擔保比率……………四

D、中小金融の貸付期限.....四

イ、金融機関別期限

ロ、業態別期限

E、中小金融機関の金利.....四

F、中小金融機関の利用原則.....四

イ、機関別による利用層の種類.....四

ロ、利用層による利用機関別.....四

G、中小金融機関の貸付方法.....五

第二章 中小金融機関の實務.....五

第一節 募 集.....五

A、募集の仕事を尊敬すること.....六

B、自己の會社を能く知り、且つ之を信すること.....六

C、能く顧客を研究し置くこと.....六

D、焦らぬこと.....六

E、結局は熱一口より足.....五

第二節 調 査.....五

A、調査の内容.....六

イ、東京市の中小商工振興調査會の調査項目.....六

甲、當該業者の性行及方針.....六

乙、經營状態.....六

ロ、米國第一州立銀行の信用調査表.....六

ハ、信用組合の對人信用の調査法.....六

甲、準備調査.....六

乙、實地調査.....六

一、人格.....六

二、能力と健康.....六

三、營業及資産の状態.....六

四、家庭の状況.....六

五、資金の用途.....七

六、償還の方法

B、調査の方法

イ、申告調査

ロ、金融機関の事務所に於ける本人との會見

ハ、自宅訪問

ニ、實地檢證

ホ、書類調査

C、調査資料

第三節 債務保全手続き

A、信用貸の場合

B、動産擔保の場合

C、有價證券擔保の場合

D、不動産擔保の場合

第四節 貸付の標準

A、『三つのC』

B、『三つのC』の比較的重要性

C、クレジット方程式

D、五つの標準

第五節 貸付期間中の注意

A、事業の成否

B、借主保證人の死亡及身分上の變動

C、結婚及び離婚

D、裁判及經濟上の處分

E、借主保證人の移住轉居

F、集金による状態

G、借主保證人に關する噂

H、一般財界の推移

I、警戒カード

第六節 集金(返済)

A、集金のコツ

B、集金の實際……………九七

C、集金の督勵、監督の方法……………一〇一

D、掛金獎勵の方法……………一〇三

E、集金員の心得九ヶ條……………一〇四

第七節 整理……………一〇五

第八節 取扱員の養成……………一〇五

第三章 各種機關の中小金融の實務……………一〇七

第一節 普通銀行の貸付要綱と其の方法……………一〇七

A、野村銀行……………一〇七

B、日本晝夜銀行……………一一一

C、金原銀行……………一一四

D、十五銀行……………一一三

E、昭和銀行……………一三四

F、普通銀行の貸出書式……………一二五

第二節 特殊銀行……………一五九

A、日本興業銀行……………一五九

イ、中小商工資金貸出の意義……………一五九

ロ、小額金融取扱の方針と態度……………一六〇

ハ、小額資金貸出決定の基準……………一六二

ニ、中小商工資金借入申込要項……………一六七

ホ、資金借入後の注意……………一六八

B、日本勸業銀行……………一七七

日本勸業銀行中小商工資金申込取扱規定……………一七七

中小商工資金借入申込書……………一七九

不動産抵當借入申込案内……………一八三

年賦償還金員貸借契約證書文案……………一八六

C、農工銀行……………一九〇

借入申込書……………一九一

借入規約

農工銀行法改正案

D、貯蓄銀行

イ、庶民金融機関としての貯蓄銀行

ロ、貯蓄銀行のやつてゐる仕事

ハ、金を預る仕事

a、普通貯金

b、据置貯金

c、定期積金(月掛貯金)

ニ、貯蓄銀行から金を借入れる方法

A、預金限度内の借入

B、小額短期貸付

C、預金以上の借入

ホ、給付契約額の借入手續

ヘ、貯蓄銀行の特徴と美點

E、不動貯金銀行

イ、不動貯金銀行が開業する迄

ロ、不動貯金銀行の取扱ふ業務

一、預金

a、ニコく貯金

b、据置貯金

c、定期預金

d、普通貯金

二、貸付

a、貸付の種類とその借入手續

b、ニコく貸付の注意點

c、ニコく貸付回収の實績

d、ニコく貸付の利用者層

F、信用組合

イ、信用組合とは何んな仕事をする所か

ロ、信用組合を利用するには先づ組合員にならねばならぬ

ハ、組合員となる手續

一五
一六
一七
一八
一九
二〇
二一
二二
二三
二四
二五
二六
二七
二八
二九
三〇
三一
三二
三三
三四
三五
三六
三七
三八
三九
四〇
四一
四二
四三
四四
四五
四六
四七
四八
四九
五〇
五一
五二
五三
五四
五五
五六
五七
五八
五九
六〇
六一
六二
六三
六四
六五
六六
六七
六八
六九
七〇
七一
七二
七三
七四
七五
七六
七七
七八
七九
八〇
八一
八二
八三
八四
八五
八六
八七
八八
八九
九〇
九一
九二
九三
九四
九五
九六
九七
九八
九九
一〇〇

二〇九
二一〇
二一一
二一二
二一三
二一四
二一五
二一六
二一七
二一八
二一九
二二〇
二二一
二二二
二二三
二二四
二二五
二二六
二二七
二二八
二二九
二三〇
二三一
二三二
二三三
二三四
二三五
二三六
二三七
二三八
二三九
三四〇
三四一
三四二
三四三
三四四
三四五
三四六
三四七
三四八
三四九
三五〇
三五二
三五三
三五四
三五五
三五六
三五七
三五八
三五九
三六〇
三六一
三六二
三六三
三六四
三六五
三六六
三六七
三六八
三六九
三七〇
三七二
三七三
三七四
三七五
三七六
三七七
三八〇
三八一
三八二
三八三
三八四
三八五
三八六
三八七
三八八
三八九
三九〇
三九二
三九三
三九四
三九五
三九六
三九七
三九八
三九九
四〇〇

- ニ、愈々組合員となる……………三六
- ホ、信用組合の本来の使命……………三九
- ヘ、信用組合には取附けがない……………四一
- ト、信用組合の銀行よりいゝ點……………四二
- チ、信用組合から金を融通する方法……………四三
- リ、資金借入れの条件と手續……………四三
- ヌ、資金借入れの種類……………四四
- 一 信用借入……………四四
- 二 手形割引……………四四
- 三 擔保貸付……………四五
- 四 定期貯金及出世貯金見返りの貸付……………四五
- ル、借入金利用心得……………四五
- G、無盡會社……………四六
- イ、無盡會社の起原……………四六
- ロ、頼母子講と營業無盡の相違……………四六
- ハ、營業無盡の缺點……………四五

第四章 中小金融機關の新施設

- ニ、加入せんとする會社を調べる事……………三五
- ホ、無盡會社から資金を融通する方法……………三六
- 一 有價證券又は不動産を擔保として借入れる場合……………三七
- 二 掛金を擔保としての借入れの場合……………三六
- 三 抽籤に當籤の場合……………三六
- 四 競争入札に依つて落札した場合……………三九
- ヘ、無盡加入者の注意……………三七
- ト、無盡會社の選擇……………三七
- H、個人金貸業……………三七
- イ、小口信用金貸業の利率……………三九
- ロ、個人金融業者の書類……………四〇
- (一) 信用貸書類……………四〇
- (二) 俸給擔保貸……………四一
- (三) 動産擔保貸……………四一

√第一節 信用保證協會

A、東京市の信用保證協會

B、信用保證協會の本質

C、信用保證協會の將來性

√第二節 政府の中小商工業金融

A、産業資金

B、普通事業資金

C、羅災地復興資金

D、元利拂資金

E、道府縣又は六大都市損失補償制度

第三節 商工組合中央金庫

A、中小商工業者と商工組合中央金庫

B、商工組合中央金庫の組織

イ、業務

(一) 定期償還貸付

(二) 割賦償還貸付

(三) 手形の割引

(四) 當座預金貸越

(五) 保證業務

(六) 爲替業務

(七) 預金の受入

(八) 有價證券の保護預り又は委託賣買

ロ、商工債券

ハ、餘裕金の運用

ニ、役員

ホ、總代会

ヘ、事務所

ト、剩餘金の處分

チ、政府の助成と監督

リ、商工組合中央金庫と日本興業銀行

第四節 大藏省の庶民貸付金庫

一六

- A、大藏省近來のヒット……………三四九
- B、大藏省の原案と噂さるゝ新機關の概要……………三五〇
- C、信用組合と無盡會社との對策……………三五〇
- D、庶民貸付金庫新設反對論の根據……………三五二
- E、信用組合も無盡會社も共に擔保金融……………三五三
- F、大藏省の庶民金庫の貸出資金と既存機關の貸出資金……………三五四
- G、既存庶民金融機關の現狀……………三五五

第五章 米國の中小金融の實勢

三五六

第一節 普通銀行の小口貸付

三五七

- A、小口信用貸付に對する最近の趨勢……………三五八
- B、小口貸付部の設備狀態……………三五九
- C、貸付手形の様式……………三六〇
- D、借入申込人に對する質問書……………三六一

E、小口信用貸付營業の發展方法

三六二

F、小口信用貸付經營上の要點

三六三

G、申込人の調査

三六四

H、連帯人の調査

三六五

I、小口信用貸付金融の經營法—集金

三六六

J、小口信用貸付部の經費の研究

三六七

K、小口信用貸付事業の銀行の間接純利益

三六八

L、小口貸付を始める銀行の心得

三六九

M、貸付人の階級と種類

三七〇

第二節 米國小口貸付會社

三七二

A、小口貸付會社の本質

三七三

B、小口貸付會社の概観

三七四

イ、小口貸付業に於ける免許業者數

三七五

ロ、小口金融業に於ける貸付資本と手許資本

三七六

C、小口貸付會社の經營

三七七

- イ、小口貸付會社の收入…………… 四三五
- ロ、小口貸付の經營費…………… 四三六
- ハ、小口貸付業に於ける純益…………… 四三七
- ニ、所得手數料と回收率…………… 四三六
- ホ、一口の小口貸付の費用…………… 四三九
- ヘ、小口貸付會社經營に於ける現在平均貸付高…………… 四三一
- D、小口貸付擔保…………… 四三三
- E、回收手續きとしての訴訟…………… 四三六
- F、小口貸付業の現況の大略…………… 四三七

第三節 モーリス銀行…………… 四三八

- A、アーサー・チェー・モーリス…………… 四三八
- イ、モーリス式銀行の發端…………… 四三九
- ロ、モーリス・プランと協同組合銀行との比較…………… 四三九
- ハ、モーリス・プランとキャッシュ・クレディト制度との比較…………… 四四〇
- B、モーリス・プラン…………… 四四一

- イ、ヒデリテイ信託貯蓄會社…………… 四四一
- ロ、モーリス式貸付の保證制度…………… 四四二
- ハ、貸付の根本原理…………… 四四三
- ニ、不拂金の處置…………… 四四四
- C、モーリス・プラン制度の發展…………… 四四五
- イ、モーリス・プラン系の諸會社の設立…………… 四四五
- ロ、産業經濟組合の目的…………… 四四七
- ハ、産業經濟組合とモーリス式庶民銀行との契約關係…………… 四四八
- D、地方會社の親會社に對する關係…………… 四四九
- E、ニューヨーク・モーリス庶民銀行の設立…………… 四五〇
- イ、モーリス・プランの法律上の地位…………… 四五一
- ロ、その他のモーリス式機關の創立…………… 四五三
- F、産業經濟組合の附帶事業…………… 四五三
- イ、自動車販賣金融…………… 四五四
- ロ、モーリス式保險會社…………… 四五五

- ハ、モーリス式保險會社の設立..... 四五六
- ニ、擔保會社..... 四五六
- ホ、アメリカ・モーリス・プラン會社..... 四五六
- ヘ、モーリス銀行家協會..... 四六〇
- G、小賣業商及び賦拂ひ手形引受..... 四六〇
- イ、モーリス・プランに依つて如何にして商業手形引受は行はれるか..... 四六一
- ロ、産業手形の利用..... 四六二
- ハ、家具購入金融の様式..... 四六五
- ニ、モーリス・プラン商業手形引受の利益..... 四六六
- ホ、小商業手形引受機關の活動範圍..... 四六七
- H、セント・ルイス産業金融會社..... 四六七
- イ、産業金融會社の金融方法..... 四六九
- ロ、借入申込者とその裏書人の信用調査..... 四七六
- ハ、貸付許可..... 四七七
- ニ、貯金勘定..... 四八〇
- ホ、滞納賦拂金處分..... 四八〇

附 録 各種金融機關實務用書式

- ヘ、モーリス・プラン貸付に對する資本家團體の態度..... 四八一
- ト、モーリス・プラン第二抵當貸..... 四八三
- I、モーリス資金の借入人及び使途..... 四八五
- J、モーリス・プランの批判..... 四八六
- イ、金融機構中に於てモーリス・プランは必要な地位を占めてゐるか..... 四八六
- ロ、モーリス・プランは必要の機關か..... 四八七
- 1、貯金..... 四八九
- 2、借入申込人信用調査書..... 五〇六
- 3、貸付及借用證書..... 五二六
- 4、諸約定書..... 五三七
- 5、償還請求書類..... 五三三

——(目次終)——



第一章 中小金融機關の分類と現狀

第一節 中小金融機關の分類と其の機能

中小金融機關の分類には種々の方法がある。列記すれば

- 一、中小金融機關の主體の性質による分類
- 二、生産金融と消費金融
- 三、中小金融と細民金融
- 四、農村庶民金融と都市中小商工業金融とサラリーマン金融
- 五、營利庶民金融と非營利庶民金融。前者は更に分類せられて、自發的に勸誘員を使用する自發的營利庶民金融機關と勸誘員は使はずに金を借りて來るのを待つ非自發的營利庶民金融機關となる。

六、免許庶民金融機關と無免許庶民金融機關。前者は立法化された法律に依つて設立せられてゐる庶民金融であり、後者は然らざるもの即ち立法化されてゐない機關である。

- 七、信用無擔保中小金融と有擔保中小金融
- 八、長期中小金融と短期中小金融
- 九、條件附中小金融と即時中小金融

十、組合員又は加入者中小金融と一般市民中小金融

以上の外に色々な分類法があるが略し、庶民金融機關の主體の性質による分類方法を擧げ、その中の主要なものを解説する。

A、中小金融機關の主體の性質による分類方法

- 一、國家及び自治體公共團體が經營してゐる庶民金融機關
- 二、慈善的の庶民金融機關
- 三、相互的即ち組合的金融機關
- 四、營利的庶民金融機關

右のうちの三に就いて、世界主要國の組合名を列記すると

相互的なもの即ち組合的金融機關(括弧内は設立年月日)

- 日本……東京市商工信用組合(大、十二)信用組合(明、卅三)工業組合(昭六)輸出組合(昭六、四、一)商業組合(昭七、十一)漁業組合(昭、八)農村負債整理組合(昭、八、三)共済組合。無盡講・頼母子講。滿洲輸入組合(昭二、九)。
- 英國……家畜組合。勞働者組合。農業者組合。建築組合。金貸組合。備荒組合(一八五二)消費組合銀行。輸出信用保險制度。友誼組合(Friendly Society)。
- 米國……雇人金融組合。信用組合(一九〇六)建築金融組合(一八五〇)失業基金制度(一九二二)米國ダイヤモンド工扶

助組合。獨米印刷工組合(一八八五)

獨逸……勞働銀行。信用組合。ライプアイゼン式信用組合(一八四九)シュルチエ農業的信用組合(一八四九)建築ギルド。小作金融法によるもの。相互保險組合。市街地金融組合(一九一六)工業組合。

佛國……相互的保證組合(一九一七)商工業者組合。勞働者信用組合。信用組合。手工業組合(一九二三)手工業個人に對するもの。

伊國……ルザツチ庶民銀行(一八六五)。

ロシア……相互信用組合(一九二六)農業信用組合(一九二二)。

白耳義……小商工業金融組合(一九一九)勞働銀行(一九一三)。

支那及朝鮮……標會。契。

次に四の營利的庶民金融機關について述べると、この種のものには慈善的の庶民金融機關と共に金融機關始まつて以來あつた形である。國家的のものは國家觀念が發達した形になつてから起つたものであるが、營利的及び慈善的のものは昔からあつた。例へば古代の金貸、これは外國などでも金貸などはお寺即ち教會などが慈善的に始めた。それが其後ユダヤ人の營利的金融機關に發達し、更にこれが銀行になり貯蓄銀行になつた。日本でも政府で稻などを貸してはゐたが大體は寺から始まつた。又支那に於ても、無盡の長生錢、無盡錢は寺から慈善的に始まり、營利業者に移り、金貸となり質屋と變つて營利的の金融機關に進んだのである。

然らばこの營利主義の庶民金融機關とは何か。日本の興業銀行の庶民金融、米國日本その他の國の普通銀行の小口金融

米國の例の「スモール・ローン・アクト」によつて出来てゐる小口貸付會社、或ひは最近問題になつた日本の「モーリス」金融、貯蓄銀行、無盡會社、質屋、金貸、高利貸等々が大體營利を主義とする庶民金融機關である。庶民金融を論ずる人が時々、普通銀行でも中小商工金融を扱つてみたらと論ずるけれども、大體に於て從來普通銀行でこれを扱はないのは種々の理由がある。先づ現在の利息制限法ではそれが改正でもされない限り恐らく小額の金は貸せないのである。例へば千圓以上は百分の十で千圓以下は百分の十二といふやうな事では普通の銀行では手数がかゝつて困るし、更にかうした金利をとつては民衆の觀念によつて高利貸といはれるのが厭だし、經營主は利息制限法にひつかゝりたくないし、又世間からとかくの非難を受けたくないといふやうな事などが中小商工金融を扱はない主な難點であると思はれる。更にこれは予だけの考へではあるが、一體金融機關はその國の産業状態と同一の形のものでなければならぬ。日本の産業は釋迦に説法のやうではあるが、工業から云つても日本には天然資源がない。又國家の富といふものが小さいから大きい産業が起らぬ。従つて仕事のスケールが小さい。又更にこの工業組織が小さいからその工業方面やサラリーマンからはみ出されたものが、皆少しの金をもつて小賣業を開くことになる。それから地理的にみても日本の住宅建設といふのが縦に行かずに横に擴がつてゐる關係上、どうしても小賣商のやうな分配機關が必要なのである。即ち大體に於て商工業者の經營形態が外國に比べると小さい。従つて日本の中小商工業の金融機關は直ちに外國の形をそのままに受け入れる事は出来ない。先づ参考になるのはフランスあたりの中小商工業金融機關ではないかと思ふのであるが、しかし日本の中小商工業の形態は特殊の形態であるからその儘採つたのでは参考とすることが出来ないであらう。日本の中小商工業金融はこれに適應した特別の形のものでなければならぬ。又この故に日本に於ては割合中小商工業の金融は重要性があり、又庶民金融は特に日本に於て重要性

があるものと云ふ事が出来ると思ふ。

之を要するに日本の産業形態が小さいスケールであるから外國のやうな銀行を作るといふ事、詰り今迄大藏省あたりが考へてゐたやうな、その國の産業形態といふものを考へずに英國流の大銀行の行き方を學んで大きい銀行に統制させよと銀行だけ大きくしようといふ考へは間違つてゐるのではないかと予は考へるのである。

之を例へてみると地方の農工銀行に農民が金を預けに行くとなると、銀行の石段の前で先づ草履を脱いで、尻はしよりを下ろし、着物の裾をはたいて中に入つて丁寧に挨拶する。然るに中に居る人は明治時代の官吏の如く銀行の方が扱つてやるといふやうな風である。農民が農工銀行を嫌がつて少しも利用しなくなるのは當然であらう。これと同じ様に大銀行や普通銀行で中小商工金融を扱ふといふ事はこの點に難點があるのではないかと思ふ。又大藏省あたりでは最近中小商工業金融を普通銀行でやつてゐる。

大藏省の發表によると普通銀行では一萬圓以下の貸出しが多数であつて、九割五分一厘といふものを行つてゐる。然してこれは銀行を利用する人々の運轉金額が五百圓、千圓といふ小さい額であるといふ證據にはなるが、決してそれは一般にこの種の金融が中小商工業者に利用されてゐるといふ證據にならない。即ちこの金額は取引の一口の金額を示すもので決して利用階級の層を示したものでない。大藏省が發表した統計表は大藏省の自己辯明であつて、日本の普通銀行が中小商工業に盡してゐる立證にはならないのである。勿論、普通銀行で中小商工業の金融をやつてもらへるといふ事になれば誠によいのであるが、前述した如く小口の金融は手数がかゝるし利益も尠いが、大口金融であれば儲けも多いし、手數もかゝらぬ故この方の營業はやるが、小口金融を普通銀行でやるといふ事はどうも六ツケ敷しいのではないかと考へるの

である。

又前田繁一氏も其の著「中小商工業金融の實際」に於て「普通銀行の貸出は、口數に於てこそ一口當り一萬圓以下の貸出が九割五分一厘を占めるが、その金額に於ては僅に二割二分六厘に過ぎないのであつて、七割七分四厘といふものが一萬圓以上の大口貸出であり、然も此の口數の九割五分にしる、金額の二割二分六厘にしる、普銀が總ての方面に貸出したもの、貸出金額調べであつて、之を以て中小商工業者に對する貸出口數が九割五分一厘に當り、貸出金額が二割二分六厘に當ると斷するのは餘りにも亂暴、不眞面目である」と云つてゐる。

營利的庶民金融機關(括弧内設立年月日)

日本……日本興業銀行の中小工業金融(大、十二)農工銀行の小額金融(昭、三)日本晝夜銀行のサラリーマン金融(昭五、一)同行の商工小口貸付。不動産金銀行のニコく貸付。川崎貯蓄。第一相互。内國貯金等の定期積立金契約限度貸金。住友銀行の中小商工金融。野村銀行の中小商工金融(昭、五、四)三井銀行の俸給者金融(昭五、七)昭和銀行の醫師及中小商工業者の街燈建設資金(昭、五、四)山口銀行及三十四銀行の小額貸付。無盡會社。質屋。金貸業。高利貸。問屋及卸商。

米國……スモール・ローン・アクトによる小口貸付會社。モリス勤勞銀行(一九二〇)ナショナル・シティ・バンクの小額信用貸付。相互貯蓄銀行(一八七五)ボストン抵當貸付會社—The Collateral Loan Co. of Boston(一八五九)ルイスビル・ナショナル銀行(一九二五)保證貯蓄銀行。

獨逸……獨逸中央工業銀行(一九二八)貯蓄銀行(一七七八)。

佛國……勞働農民銀行(一九二六)戰害復舊助成國民銀行(一九二〇)私立貯蓄銀行(一八一八)。

英國……United Dominion Trust. Credit for Industry(一九三三)° Scotch National Development Council.

The Carterhouse Industrial Development Company.(一九三四、七)。

扱て金融機關の四つの形式のうち——即ち慈善的の庶民金融機關、國家的及公共的庶民金融機關、組合的相互的庶民金融機關、營利的庶民金融のうち——第一の慈善的庶民金融機關と第二の國家的公共的庶民金融機關とは、細民階級即ち主として救済を要する階級への金融であるが、これは主として社會政策的のものであつて、經濟學や金融論の對象としては學問的に別の範圍に分類されるものである。又慈善的のものは資金の範圍にも制限があつて無制限に出來得るものではないそこで第二の國家的公共的庶民金融機關と第三の組合主義的相互的庶民金融機關とは共に第四の營利主義的の庶民金融機關の缺點を是正補足するために出現したものであつて最も理想的のもので、今後の庶民中小金融界に主流をなすべきものだと思はれる。然しこの完全なる機關にしても缺點はあるものであつて、即ち第二の國家的公共的の庶民金融機關にしても豫算があつて資金に一定の制限が附せられるし、又第三の組合主義的相互的のにしてもこの利用階級から資金を集める事は一定の制限があるからさう無制限には集らない。しかもこの機關の特徴は經營費に多額を要せず、又従つて貸付金利が低くてすむといふことである。又次に第四の營利主義的庶民金融機關であるが、これは金利は多少高くなるが、資本も無制限に得られるし、又その型は何のやうなものも出來るから非常に便利である。即ち公共的相互的の庶民金融機關は集團となつた社會に適するが、この營利主義的の反對に分散し、獨立した結成されてゐない個人、即ちサラリーマンや一般市民層や集團化されない農民や中小商工業者に適當した金融である。而してこの營利主義的金融機關は、この世の中が資

本主義組織から變化して金融の流れといふものが今日の如く金利と利潤とを追つてゐる事を止め、必要な場所へは利潤がなくても資金が流れてゆくといふやうに世の中が變らない以上、現存の社會に於いて當分その存在の理由があると思ふ。

然し以上述べた方法によつても中小階級の全部は救はれるのではない。即ち細民は慈善的のもの、又は公共的のもので又中小商工業者、農民は國家的公共的のもの、又組合的のもので救済し、サラリーマンその他分散した一般市民層のものは各種の營利金融機關で救済するとしても、なかなか國民の全部は救へるものではないのである。

又如何に完全な庶民中小金融機關を作つても貸付金の過不足は必ず生ずるものである。この資本主義的金融組織の下に於て以上の國民の全部が救へないといふ事は當然の事であつて、又資金が時期により場所により過不足の出來るといふ事も現在經濟組織の下では止むを得ぬ事である。

もし現在の金融組織が全然變つてしまつて資金は現在の様に金利を追つて流れるのではなく、國民的に資本の必要な方面へは、たとへ金利や利潤がなくとも、又たとへ貸倒れや損失があつても當然流れてゆくといふ時代になつたならば、以上の二つの問題は當然解消すると思ふ。然し之は現在の金融組織の下に於ては突然には實現不可能であらう。庶民金融の事柄は現在の金融制度といふものを認めた上の過渡期のものであるとはつまりこの意味なのである。即ち庶民中小金融の根本的の解決、徹底的の解決といふものは、私の記述とは全然別個の問題なのである。

B、生産金融と消費金融

前にも述べた如くこの區別は實際上からは重要ではない。學問的に論議する必要はない。庶民中小金融に關する限り根

本的な區分ではないのである。從來の一般金融は大方生産的方面のみ集中され、生産者に貸付けられたものである。即ち大額の貸付は多く生産に利用されるものである。反之、小額の貸付は大方の場合消費方面に使用されるものである。換言すれば庶民中小金融は主として消費生活に對する金融である。かう解する時にはこの兩者は確然としてゐる様であるが其の限界は非常に不明瞭であると云はなければならぬ。貸付金額の大小は別として、其貸付金の利用方面を順次に考察してみよう。中小商工業者に對する場合には、其借入金は事業資金が主となつてゐる。しかし消費方面もないとは云へないだが概して生産的に多く使用される傾向がある。第二にサラリーマン階級に對しては、全く消費のみと云つてよいと思ふ。生産的に使用するよりは、生活のため、又舊債の整理にと消費される方が多い。従つてこれは消費金融と見ることが出来る。第三に農業方面を見る時には、第一と同様に生産的にも消費的にも、兩者同程度に使用されると云ふ事が解る。田を耕す爲に鋤を買ふとか肥料を買ふとかいふ爲に使用される金は生産的なものと思ふことが出来る。しかし子供の衣服等の購入金は決して生産的なものと思ふことは出来ない。以上の如く現在の經濟組織下に於ては生産不生産のみで金融の種類を決定すると云ふ事は出来ない。もし消費金融のみを庶民金融と呼ぶならば、吾々は直ちに小商業者に對する營業資金貸與を以て、庶民金融に非すと云ふことになり矛盾を感じるからである。

又別に今、一人の肉體的低賃銀労働者について論じてみよう。彼等は自分の労働力を資本として、力に頼つて、それを商品として給料を得てゐるのである。即ち身體を養ふことは直に生産的なことであり、同時に身體を養ふために食物を攝することは消費的である。従つて生活の爲にこの労働者が金を借りたとする。この金は彼に食物を與へる。即ち消費的である。が食物によつて體力を養ひ得るならば同時に生産的で、この金は消費と生産の兩金融に屬すべきものである。要する

にこの両者は單に便宜上區分するに過ぎず、何等學問的根據のある價值あるものと云ふことは出来ないのである。

C、中小金融と細民金融

貸付金高を主として考へる時には、其處に唯單に庶民金融と云つても、大から小まであることは前述の通りである。大方、有擔保の場合には二萬圓以下、信用貸の場合には一萬圓以下が妥當であらう。然し、最高と最低では二萬の差が生ずる。この二萬圓は庶民金融にとつては、大なる差である。中小金融と呼ぶものはこの一萬二萬に近いものを指すことは分る。しかしこの中小金融以外の小額の細民とも云ふべき下層の人々に對する金融を特別に區分すると、この中小金融及び細民金融の如き區別が生じて來る。しからば細民金融とは何圓以下を云ふものであらうか。五百圓以下、百圓以下、五十圓以下、又は十圓以下、其標準となるべきものはない。唯單に庶民金融の中に至つて小額な下層に對する金融と、しからざるものと説明するより外ない。例へば今、中業者が十圓の借金をしたとする。これは金額から云つたら細民金融の中に入る。しかし中業者は果して細民であらうか、こんな詮議は先づ措くとしても、この區分は何等重要性を有しない事が明である。

D、農村庶民金融と中小商工業金融及サラリーマン金融

この區分を論ずるに當り、先づ其の金融が生産金融か消費金融か否かは(三)に於て知る所であるから、一步進めて論じてみる。農村の中小農民を對象とするものは「農村金融」で、中小商工業者を對象とするものは「中小商工業金融」であ

る。前述せる如く庶民金融は中に中小商工業金融を包括する廣義に立脚して居ることは勿論である。従つて何等、農村金融とか、サラリーマン金融とかに細分する必要は更でない。何等對立したのではない。庶民金融の中に包含された、即ち構成分子と云ふべきである。従來の解釋では、中小商工業金融と庶民金融は純然たる獨立相對立せるものゝ如くであつた。しかし寧ろ庶民金融の中に包含せしめ、一部門として考へることが研究に便であり、又正當妥當なものと思はれる。農村庶民金融、これは農業と云ふものが持つ特殊性から次の如く云ふことが出来る。農村の収入は年數回である。即ち米を賣つた時とか、野菜類果物類を賣つた時にのみ、しかも之れが大量に賣られる時に収入を得るのである。従つて月賦制の金融は困難であり、勢ひ長期低利なものとなる。又は尠くとも中期間のものでなければならぬ。工業金融についても同様な事が云ひ得る。これに反して中小商業金融は、商業は敏速を尊び商品及び資本の回轉を要望されるから、この金融は長期のものは少く、短期金融である。従つて利子總額が尠い故に當然高利である。又サラリーマン金融の場合はこれも亦商業と同様に短期高利である。がこれは収入の回數が多いと云ふことから當然論述されることである。しかも之等は何れも月賦支拂等の方法に適した短期金融と見ることが出来る。

E、營利庶民金融と非營利庶民金融

前者は更に分類せられて自發的に勸誘員を使用する自發的營利庶民金融機關と、勸誘員は使はずに金を借りに來るのを待つ非自發的庶民金融機關となる。

この分類は非常に重要なものである。營利か非營利かと云ふ事が、利用者は勿論、又經營者も當然重大な問題である。

即ち利率の高低、手数料の大小等、營業費に關係する所が多いからである。營利庶民金融機關の利率が高いと云つても、直ちに高利の悪評を加へることは出来ない。非營利の場合には、又自から利率に於ても異つて来る。營利主義に基く以上非營利機關と同一見地から觀察することは難かしいのである。非營利庶民金融機關には、國家自治體公共團體の經營するもの、慈善的なもの、組合的なもの(例外はあるが)等があると云ふ事が出来る。營利庶民金融機關には、質屋、高利貸、無盡會社、ニコク貸付、問屋、卸商等を擧げる事が出来る。これを以上の如く自發的と非自發的とに分つのである。

F、免許庶民金融と無免許庶民金融

前者は立法化された法律によつて設立されてゐる庶民金融機關である。後者は然らざるもの、即ち立法化されて居らない機關である。法律の有無による分類である。無免許のものは大部分の金融會社及び政府の統制外の、又は無免許の金貸等をさすもので、たとへ合理的な利率を徴收してゐる金融會社でもこれに屬する。米國のアクジマス、ローンシャーク、モーリス・プラン金融會社等をさすのである。前者は免許された、即ち法律によつて統制され、それによつて設立されたものである。これは後者に比して比較的安全であり、利率も大抵規定されてゐる。しかもその貸付金高は無免許機關によるよりは高額である。併し總額に於ては無免許機關による方が多い。この點貸付金高より見ても無免許によるものは重要なものと云ふ事が出来るのである。併し不正機關の濫設などの弊害を考へる時には、法律の立案がたとへ困難とは云へ、新しい庶民金融法なるものを設定して監督する必要がある。近頃問題となつたモーリス金融も、零細資金の受け入れは現行法にては許可されて居らぬ故に、當時の如き態度を當局は取らなければならなかつたのである。營業成績の如何を見てか

ら立法化することは確に賢明の策では無い様である。營業無盡は法律があつても、其費用は莫大なものであることを考へる時、法律外に存在する之等機關のコストの大きい事は直ちに知る事が出来るのである。無免許金融機關の重要性は認めるとしても、其れより一步進んだ庶民金融に尙一層重要な庶民金融法なるものを設定こそ、今日の急務ではなからうかと考へる。

G、無擔保中小金融と有擔保中小金融

この區別は従來も屢々用ひられた區別であつて、後者は各種の不動産及動産を擔保として金融するものであり、前者は全然擔保無く保證人又は保證人なしの借り主の信用のみにて金融するものである。而して前者の場合は擔保物の種類によつて普通不動産擔保金融及動産擔保金融の二つに分れ不動産擔保金融の場合は大抵登記をなすものであつて、動産擔保の場合は質擔保、又は公正證書による動産擔保と單なる貸借證書に擔保物を書き入れる場合の三つの場合がある。又信用無擔保の場合の金融には借受人の單獨借入、保證人を附する保證借入、保證人との連帶保證借入との三つの場合がある。

而して、中小商工金融の場合の借入れは、多くの場合、動産擔保貸及び信用貸しの二つの場合であつて、不動産擔保貸しの場合に少いものとみていふと思ふ。

H、長期中小金融と短期中小金融

此の分類は貸付期間の長短によつて區別するものであるが、然らば何年以上を長期金融とし、何年以下を短期金融とす

ると云ふ割然たる區別はないのであつて、只だその區別は甲と乙と比較しての相對的の區別である。例へば五年は三年に比して長期金融であり、三年は五年に比し短期金融であるが、しかし三年と一年とを比較する場合三年は一年に比し長期金融であり、一年は三年に比して短期金融と云へると思ふ。しかし大體に於いて三年又は五年以上のものを長期金融とし三年以下のものを短期金融と云つてよからう。又此の區別は單に貸付期間よりの區別だけでなく支拂期間からも亦見ることが出来ると思ふ。

而して、此の短期長期の貸付を決する區別は、先づ第一に資金需要者の事業の性質によつて、比較的長期の資金を要するものと、その然らざるものとあるのであつて、例へば農業、工業は商業に比して長期の資金を必要とし、之れと反對に商業又はサラリーマンの金融は農業、工業に比して比較的短期の金融にて事足りるのである。

しかし、此の外に更に、同一事業の内にあつても、その資金の用途によつても長期短期の區別が別れるのである。例へば同じ商業金融の中に於いても店舗、倉庫其の他の設備に要する資金は比較的長期のものを必要とするが、商品仕入、原料仕入、賃金等の所謂運轉資金は比較的短期のものにて事足りるのである。

而して、今茲に一つ注意すべき事は、金融機關より資金を融通する場合には、單に需要者のその資金必要年數によつて貸付けを決定せず、その營業主體が一體何年の平均生存年數であるかと云ふ事をみる必要があると思ふ。例へば商店への金融の場合、その借入金額の分割支拂ひの小額簡易さから云つて長期金融が望ましいことではあるが、一般商店の平均存続年數を超へて、長期に貸すことは金融機關としてはつゝしむべき事である。例へば東京市の銀座に於ける商店の平均存続年數は四ヶ年であり、又同様小川町通りの商店の平均存続年數は一ヶ年半であり、埼玉縣浦和町に於ける商店の平均存

年數は一ヶ年であるが、これ等の年數を超しての長期貸付は危険であると思ふ。同様の事はサラリーマンの場合にも、工業者の場合にも云ひ得ると思ふ。

I、條件附中小金融と無條件中小金融

この區別は貸付の場合に於ける條件の有無によつて決定するものであつて、例へば貯蓄銀行の定期積金擔保の如く、又先年なくなつた日本のモリス金融會社の如く、一定の期間一定の金額を積立つることを必要とするが如き、又無盡會社や、信用組合の如く一定の團體へ加入することが必要な金融の如きはこれであつて、その然らざるが無條件金融である。

J、團體組織加入中小金融と無組織一般人中小金融

前者は即ち、信用組合、商業組合、工業組合、無盡の團體、無盡會社の特定體への加入等一つの團體へ加入して始めて金融さるゝものであつて、後者は銀行、質屋、金貸業者等の金融の如く、この種團體へ加入の必要なく、無組織の一般人誰へでも貸付ける金融である。而してこれ等無組織のものは全部がこれ等の組織に加入する經濟的資力の無いものといふのではなく、これ等の組織への加入を面倒がるもの、亦その加入の方法を知らざるもの、加入の必要を大して認めず故にまだ加入して居らないものも含んで居るのであつて、無組織大衆決して貸付の對象とならない階級とは云へないのである。例へば一般サラリーマン等は大概これ等の何の種のものへも加入して居ない者が多いのである。又商人に於いても此の種のものが多いのである。

K、定期貸付中小金融、不定期貸付中小金融、即時貸付中小金融

此の區別は貸付時期によつて區別するものである。例へば貯蓄銀行や、日本のモリス金融は一定期間の掛金の完了によつて、一定の時期に必ず貸出しを爲すからこれ等は定期貸付金融であり、又無盡會社、無盡講等はたとへ組合へ加入しても何時金融してくれるとも貸付の時期が決定して居ないのであるから、貸付不定期金融と云ふことが出来る。これに反して信用組合、商業組合、工業組合、銀行、質屋、金貸等に於いては一定の條件さへ具備して居れば即時貸付を爲すものであるから、即時貸付金融と云ふことが出来ると思ふ。

第二節 中小商工金融機關の現状

中小商工業者が如何なる金融機關を利用してゐるかと言ふことに關しては、近時中小商工業の金融問題が喧しく論ぜられてゐるだけに各所で其の現状を調査して居るのである。今左に其の一二を示すこととする。

(註一)左表は何れも中小商工金融の融通金額と各機關別との比率である。

(一) 東京市商業調査

借入先	總額		小賣(金額)		平均率
	件数	百分比	百分比	百分比	
銀行	三三八	三三・八	三二・四	三六・一	三三・三五
信託	一〇	一・〇	一・五	一・一	〇・九
倉庫	〇・一	〇・一	〇・一	〇・二	一・四

(二) 大阪中小工業金融調査(大阪商大楠見一正氏調査)「大阪市中小工業金融調査より」(件数百分比)

借入先	第一回		第二回		第三回	
	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比
信用組合	六三	三六	九〇	五八	六二	三三・五
問屋卸商	三三・四	二四・九	二二・六	二二・二	二二	一一・三
保險	二・四	一・七	三・二	二・二	二・三	一一・三
無盡	四・五	三・三	六・六	四・五	四・四	二・三
質屋	〇・二	一・三	〇・四	〇・三	〇・八	四・四
個人金融業者	一四・八	一〇・七	一八・一	一四・二	一四・七	七・七
其他	一三・五	九・六	一八・二	一三・六	一〇・七	五・三
計	一八八・九	一〇〇	一八八・一	一〇〇	一〇七・三	一〇〇

(三) 名古屋商業(名古屋市商業調査)

借入先	第一回		第二回		第三回	
	件数	百分比	件数	百分比	件数	百分比
普通銀行	四八・九	五七・四〇	五七・九	五七・七	六七・七	六七・七
特殊銀行	三〇・九	三〇・五	二〇・一	二〇・一	一・九	一・九
貯蓄銀行	二・八〇	一・八	三・三	三・三	四・四	四・四
信用組合	〇・七	〇・五	一・〇	一・〇	〇・九	〇・九
問屋卸商材料商原料商	六〇・四	二七	二〇・一	二〇・一	一五・七	一五・七
無盡會社	一・八	一	一	一	二・九	二・九
無盡講	一・三	一	一	一	二・九	二・九
信託會社	〇・九	一・〇	〇・五	〇・五	一	一
保險	一・七	一・六	〇・五	〇・五	三・九	三・九
質屋	〇・元	一	一	一	〇・九	〇・九
金融業者	〇・八八	一	一	一	二・四	二・四
其他	一〇・六〇	六・〇	七・四	七・四	一・七	一・七
計	一〇六・〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

第二節 中小商工金融機關の現状 一七

(四) 神戸市商業(神戸調査)

種類	金額	率%
信託	二〇三	〇・三
倉庫	〇・〇〇	一・七
信用組合	三三七	四・八
問屋卸商	六、六二五	二八・五
保 險	三三四	三・九
無 盡 會 社	五九七	〇・六
質 屋	七	〇・〇
個人金融	七七	六・二
其 他	二六七	三・六
銀行	一八、八五五、四七	五三・五
其 他	六、七五八、一〇七	一八・八
個人金融業	四、四六六、三三	三・四
問屋卸賣	四、三三八、二二	三・一
無 盡 會 社	九〇、九二	二・三
信用組合	二九、〇七〇	〇・八
信託會社	二九、八三	〇・八
保 險 會 社	二五、二九	〇・三
質 屋	二四、四二	〇・三
倉 庫	八、八四〇	極少

即ち以上の諸表によつて考察してみると銀行、其の他(友人、親戚)原材料店、卸商問屋、個人金融業者、無盡、保
信用組合、質屋、工業組合、倉庫、信託等が中小商工業者によつて使はれて居る主なる機關である。吾人は左に是等の機

關の各個に就いて少しく説明してみることとする。

現在、わが國に於ける中小商工金融機關によつて行はれて居る中小商工金融の現況は大體左の機關によつて行はれて居る。

- 一、特殊銀行
- 二、普通銀行
- 三、貯蓄銀行
- 四、信託會社
- 五、保險會社
- 六、産業組合中央金庫(市街地信用組合)
- 七、無盡會社
- 八、無盡講(頼母子講)
- 九、町内積立(日掛貯金)
- 十、問屋卸賣商
- 十一、質 屋
- 十二、公設質屋
- 十三、政府の中小商工金融

その金額に於ては僅に二割二分六厘に過ぎないのであつて、七割七分四厘といふものが一萬圓以上の大口貸出であり、然もこの口数の九割五分にしる、金額の二割二分六厘にしる、普銀が總ての方面に貸出したものの貸出金額別調べであつて之れを以て中小商工業者に對する貸出口数が九割五分一厘に當り貸出金額が二割二分六厘に當ると斷ずるのは餘りにも亂暴、不眞面目であるからであると云はれてゐる。

以上の如く銀行全體の貸出からみると、僅かに二割二分位に過ぎないが中小商工金融、即ち庶民金融全體の貸出から言へば其の重要な分野を有することは以上の點からみても争へない事實であつて、大阪商科大學教授補見一正氏も社會政策十一月號の「工業金融に於ける普通銀行の地位」(七六頁)に於いて之れと同様の主旨を述べて居られる。これを除いて昭和、住友、日本晝夜、野村其の他の普通銀行の所謂小口金融は未だ之れを問題とするに足らない。

B、特殊銀行

次ぎには特殊銀行内の日本興業銀行日本勸業銀行の二行を調べてみる。農工銀行も亦農村の庶民金融機關として何等かの役割を演じてゐるかも知れぬが大したことがないと思ふので本論文から省略することとする。

一、日本興業銀行 同行に於いては近來中小金融課を特設して特にこの方面に意を用ひてゐるやうであるが、何分にも之れが主業でなし、其の貸付總額も左の如く僅かの金額である。

中小商工業資金貸出金額別調(一〇、一、二九)

金額別	金額	口数	口数比率
五〇〇圓迄	17,110,047	4,371	10%

五〇一圓—1,000圓迄	6,668,800	707	16%	1,000圓以内云々
1,001圓—3,000圓迄	3,099,666	1,310	30%	3,000圓以内云々
3,001圓—5,000圓迄	2,511,000	607	14%	5,000圓以内云々
5,001圓—10,000圓迄	5,967,127	677	15%	10,000圓以内云々
10,001圓—30,000圓迄	9,096,390	450	10%	
30,001圓—50,000圓迄	5,033,507	177	3%	
50,001圓—100,000圓迄	6,966,580	9	2%	
100,000圓以上	1,666,000	6	0.1%	
合計	34,990,157	2,215		

しかも其の貸付條件に適當するものは極めて尠ない。要するに日本興業銀行の中小商工金融機關の中心機關をなすものでないのである。又日本勸業銀行も興業銀行と其の貸付條件も大同小異である。

C、保險會社

保險會社の庶民金融方面への活動は大正十五年四月商工省令第一號附則の財産目錄例による所の左の如き運用範圍内の貸付金の方法に依るものである。而して其の貸付金は

- 一、不動産抵當貸付
- 二、財産抵當貸付
- 三、有價證券擔保貸付
- 四、保險證券擔保貸付

五、公共團體擔保貸付

六、其他の無擔保貸付

而して庶民金融中の商工金融の場合は右の第四の保險證券擔當貸付であつて、之れは保險證券を擔保として既拂込保險掛金の幾割かを貸付けるものであるから、庶民金融の方法として一般的のものではない。これよりも、寧ろ簡易保險の拂込金限度の貸付の方が其の利用金融は少いが普通一般に行はれてゐるのである。

D、原料、材料商、卸商、問屋

此の種類の中を中小商工金融機関として利用する所は前記の調査から考へてみると名古屋市の五四・八五%の第一位を最高として東京市の二三・四〇%の第二位、大阪市の一六・〇四%の第三位、神戸市の一二・一%の第四位等可成り有力な機關となつてゐる。之等は何れも(イ)現金貸與、(ロ)材料貸與、(ハ)製品買上、(ニ)以上の併用、(ホ)延取引等で便宜を與へて居り、從來の下請工場、小賣店は所謂「おたな」よりの融資が其の主なる金融機關であるが、資金の融通が逼迫せる今日に於いては問屋、卸商、原料商が既に金融難に陥りつゝある状態にて此の方法は次第に衰滅するものとみるべきものである。且つ此等の方法は多くは利子と云ふものを徴せざるも或は工賃の低位評價、買入値段の低位評價、原料の高價賣付け等によつて比較的高利息を無意識の内に徴收されつゝあることは末尾記載の利子調査の所にて知ることが出来る。

E、信託會社

信託會社の利用は東京市の〇・九八%の第七位で大したことはない。又此の機關の利用者は有價證券又は不動産等の所有者にして中層以下下層の金融機關としては利用さるゝ部は一面極めて少いものである。

F、貯蓄銀行

貯蓄銀行は定期契約が中小商工金融として利用さるる主要な貸付である。即ち左の通りである。

業種	昭和三年		昭和四年		昭和五年	
	百分率	一口平均金額	百分率	一口平均金額	百分率	一口平均金額
農業	三三・〇七	四九圓	一九・〇四	九一圓	一九・〇六	一〇一圓
商業	三三・四七	七九圓	三三・〇七	三六圓	三三・六八	〇九圓
工業	五六・七五	〇九圓	六八・七一	〇三圓	七〇・三六	五二圓
雜業	二〇・九六	六六圓	二四・七九	八八圓	二二・〇七	一〇七圓
計	五三・三九	一〇一圓	五八・七五	一七圓	五七・〇三	一〇〇圓

右表の一口平均は預金額にして貸付額は昭和六年度の一口當り貸付金は八百七十五圓であつて無盡會社、信用組合、質店より上層である。

しかし其の金額は中商工業者の利用總額から云へば大したことなく、大阪市の一・四八%の第九位で、東京、名古屋、神戸市等では其の利用順位は不明である。

G、信用組合

信用組合の貸付用金は最近の數字では大體左の通りである。

農村信用組合	金額	一組合當り貸付金額
市街地信用組合	二拾億圓	十二萬四千圓
	一億五千八百萬圓	六十三萬七千圓

即ち約二十二億萬圓を運用して居るのであつて中小商工業庶民金融としては相當多額に達してゐる。而して其の運用方面は左の如くであつて、農村の貸付が大部分であつて、商工業者方面への貸出しは比較的尠いのである。

信用組合貸付金(標準組合二百八十六組調査)

業種別	一人當金額	人数百分率	貸出	百分率
農業者	三九圓	七三・〇〇	二、三三四圓	六一・〇〇
内地地主	一、〇五六	二・〇〇	二、二六九	七・〇〇
自作	四八	二・〇〇	八、〇七五	三三・〇〇
小作	三九三	三〇・〇〇	七、八〇三	三三・〇〇
譯作	一八四	一〇・〇〇	三、一八六	九・〇〇
商業者	七〇三	二二・〇〇	七、四八二	三〇・〇〇
工業者	五七三	四・〇〇	二、三三三	六・〇〇
林業者	三三三	一・〇〇	三、一三八	一・〇〇
水産業者	三三四	二・〇〇	七、二	二・〇〇
其他	四四四	八・〇〇	三、一五九	九・〇〇
計	三九四	一〇〇・〇〇	三、四九八	一〇〇・〇〇

而して金利は庶民的金融機關であつて政府の低資融通もあり相當低くしなければよいのであるが、左の如く一割二歩以上の法定利率に違反したのもあるのである。

貸付金利子別	件數	百分率	貸出	百分率
四、〇〇以下	一	一	四、六三	一
四、〇一—五、〇〇	一	一	二、八	一
五、〇〇—六、〇〇	二	二	八、〇	二
六、〇〇—七、〇〇	二	二	五、五六九	一六
七、〇〇—八、〇〇	七	七	七、五九九	三三
八、〇〇—九、〇〇	三	三	八、三三四	二四
九、〇〇—一〇、〇〇	三	三	七、五四六	三
一〇、〇〇—一一、〇〇	三	三	二、七三六	八
一一、〇〇—一二、〇〇	一	一	七、四〇	二
一二、〇〇以上	一	一	八、七二	二
計	一〇〇	一〇〇	三、四九八	一〇〇

H、無盡會社

無盡會社は人も知る如く、無盡の「團」といふ集團に依つて一定人数の人に毎回一定の掛金をせしめ、此の方法によつて集つた金を抽籤入札、其の他類似の方法によつて貸付けるのであるが、今日では抽籤又は入札其他類似の方法に依つて貸付人を一應決定はするが、實際は擔保物の有無、保證人の有無善悪、借主の返済力の如何が貸付決定の標準となるのであつて、昔時の講會無盡、講會頼母子の如く抽籤入札の方法が貸付人決定の方法ではないのであつて、最早抽籤入札は其の存在の意義を失つて唯惰力をやつて居ると云ふに過ぎない。今左に無盡會社の最近の給付額を示せば左の通りである。

無盡給付濟高

	昭和五年		昭和六年		昭和七年	
	百分率	一口平均金額	百分率	一口平均金額	百分率	一口平均金額
農 業	六六、三〇、〇三六	一三、四二	六三、七六、四三三	一三、三三	六二、五三、四三三	一一、七〇
商 業	二五、六、三三、三〇〇	四七、九〇	二四、五、三三、四三三	四八、二七	二五、三、三三、四三三	四七、三〇
工 業	七〇、九八、九四四	一三、三六	五九、二四、〇六六	一一、六四	六二、一八、八〇三	一一、九〇
計	一四一、四二、八〇元	二六、四三	一四〇、七五、一〇元	二七、六六	一五五、九七、一〇元	二九、三三
備考	五三、〇七、九元	一〇〇・〇〇	五〇、七、八六、七元	一〇〇・〇〇	五三、一、九七、八五元	一〇〇・〇〇
給付濟高の職業別昭和四年分は全國無盡會社要覽に示されて居ないから省略した。						
農 業	五七、一五六、〇五三	四九、九〇	六二、七三四、六五九	四九、九〇	六二、七三四、六五九	四九、九〇
商 業	二四三、六八七、〇四六	五五、二八五、一〇六	二六四、一五八、八一九	六一、七〇三、五一九	二六四、一五八、八一九	六一、七〇三、五一九
工 業	一八三、三一一、七七六	五三九、四四一、九八一	一五三、八六二、〇三八	五四二、四五九、〇三五	一五三、八六二、〇三八	五四二、四五九、〇三五
計						

而して現在無盡會社は我國に於いて二百七十七社にして其の最近一期間の給付金は一億一千餘萬圓であるから、一應は無盡會社は一年に二億圓餘の給付金を有し、其の他に五千萬圓の貸付金を有して居るのであると考へらる。然らば、之は果して眞實であるか、吾人は此の頃に至つて、此の無盡會社の数字が無盡會社といふものゝ構成自體の上から信用出來ず、巨額な虚偽の数字があることを発見したのである。全國無盡會社の「無盡要覽」の数字等は一般會社の決算報告書を資料としたものであるから逆も信用出來ない数字であることを発見したのである。其の数字の虚偽の根源は

第一、對内給付(即ち假想給付)

第二、缺口、中途解約のものを終回まで其のまゝと爲し置き、終回に於いて給付ありたるものゝ如く處理してゐるが事實は差金計算を行つて給付したるのである。

第三、中途解約、缺口のものに對して其の後或る回数經過後、中途加入者を発見したる時中斷の掛金を新加入者に對して一時掛けを要求出來ず「特別未收」として處理し置き給付の時全部入金あつた如く装ひ、事實は差引を爲して残額のみを給付すること。

第四、給付者に對し保證人及び擔保物を要求するも、會社の希望する保證人及び擔保物を提供せず會社に於いて保證人擔保物の代りに給付金額中の一定額を「現金擔保」として提供させること(之れは事實は無盡の給付金の變更となつて無盡業法第十三條の違反となると思ふ)。

以上の様に營業無盡の給付金額中には事實給付して居ない金額を給付したるが如く假裝して、之れを計上してゐるのである。これは即ち業法に於いて帳簿上の處理が個々の計算とならず、團即ち組を中心として處理を要求してゐる所から生ずる無盡自體の缺點にして、營業無盡の一ヶ年間の實際給付金額即ち融通高は「無盡要覽」に計上されて居る額には逆も達しないのである。又無盡は第一回に給付されても第一回分の掛金があるから事實借受けた金額は給付金から第一回の掛金を差引いたものである。即ち三年の無盡で一年半經過して給付せられると其の半分以上は既に掛けた金(即ち加入者の貯金)があるから、眞實の貸付けは其の半額、終回に給付を受けた人は貯金の拂戻しであつて、貸付金ではないのである従つて無盡會社の融通金額は無盡會社の示した数字の半額以下とみていゝ、更に前に述べたやうな事柄によつて、恐らく

は示された数字の三分の一位とみていゝと思ふ。

而して今日の營業無盡は加入者側から見た缺點を指摘すれば、

- 一、金利の計算法に二十四通りもの方法があつて其の計算は専門家も困難、従つて金利不明。
 - 二、抽籤の方法による場合は借入の時期不明。
 - 三、入札の場合は高利息となり且つ金利計算不明である。
- 更に一方會社側から云へば

一、利潤が無い、無盡では損をして居ること、即ち無盡給付による益金は八分三厘なるに一方無盡の給付に使用する資金のコストは九分三厘となり、一分宛の損失を得體の知れない雑益、雑収入等で補つて居るである。

二、資金難 之は資金の蒐集が所謂「團」の方法に依つてゐるから、従つて未収及び缺口による資金の不足がある。今左に之を表記すれば

期 間	豫定口數	實際口數	不足口數	缺口割合
三 年 迄	四〇七、六六四	三九、二〇〇	一六八、五四四	四一・五%
四 年 迄	五六〇、七三六	五四、二九一	三八、五四四	四九・〇%
五 年 迄	一、九八、四四〇	九〇、三三九	九九、一〇一	五〇・四%

即ち手持四割以上の缺口を有して居る。百萬圓集金せねばならぬのに四十萬の集金不能がある譯である。又一方額を最少限に計算する人は、一、二割だとも云つてゐる。

一方未収は何うかと云ふと昭和九年下半年まで集金せねばならぬ金即ち期限到達總掛金高が一億三千五百九十六萬圓であるのに對して未収金は六百七十二萬圓であつて、四割五歩の未収がある譯である。故に無盡會社は實際は左程に給付し

てゐない。即ち六割位しか貸付けて居ない事となる。即ち無盡會社では餘裕金を一厘も手許に置かずして貸付けても加入者の六割の人にしか貸付けられぬ。然るにも拘はらず無盡會社では莫大な現金、預け金及び其の他の運用金がある。今之れを左に表示してみると

現金及び預金	三三、九〇二、一六〇
有價證券	七、六四一、六〇二
諸貸付金	五一、三四六、一〇七
計	九二、八八九、八六九

即ち約一億近くの金がある。此の外に未収が六千萬圓合計一億四千萬圓あるのに期限到達額は一億五千萬圓しかないのであるから、無盡の方法に依る給付（貸付）は出来ぬ筈であるのに一年に二億圓の給付があると云ふ不思議な計算である一寸普通の人には判らない計算である。

I、無盡講（頼母子講）

前の無盡會社は無盡を營利事業として無盡業法下に行つてゐるに反し、此の無盡講は相互的に一定の加入者が集つて府縣及び警視廳令によつて行つてゐるのである。

農林省では農林に於ける金融問題解決に資するため全國に於ける無盡講の實情調査を爲しつゝあつたが、右の集計によれば昭和八年末現在に於ける全國の無盡講数は廿九萬八千六百九十六講、その講金總額實に廿二億六千四百七十五萬六千圓の巨額に上つて居り、その講金を落さざる掛金即講負債總額は四億七千六百九十九萬九千圓講金を落した分即ち大部分農民の

負債となつてゐる分十七億九千三百六十八萬七千圓となつて負債總額五十億と稱せらるゝ農村に於いて無盡講が金融機關として極めて重要な使命を果しつゝあると同時に農村負債問題上に重大な役割を負つてゐることが分明である。而して之を各府縣について見る時は講負債額を以て示せば、

(單位千圓)

北海道	(三、六一〇)	青森	(四、六六二)	岩手	(四、五八二)
宮城	(二、三九六)	秋田	(九、三五八)	山形	(四、一九四)
福島	(一、六二八)	茨城	(一四五)	栃木	(一九)
群馬	(二、二七八)	埼玉	(一、六三九)	千葉	(四六五)
東京	(五二一)	神奈川	(五四六)	新潟	(二七、七二四)
福井	(八、八七三)	石川	(六、四五七)	長野	(二九、四七二)
山梨	(三、〇一一)	静岡	(二〇、六八八)	岐阜	(二〇、六〇三)
三重	(六、七五四)	愛知	(二八、〇三一)	京都	(一四、三四七)
滋賀	(二二、三〇〇)	兵庫	(三〇、八一二)	大阪	(四、一五一)
和歌山	(一、八二九)	鳥取	(四、二一六)	島根	(一九、六九七)
徳島	(七、三〇〇)	廣島	(五、〇七一)	山口	(五二、五三八)
高知	(八、七四九)	香川	(五、三四九)	愛媛	(二二、七五六)
長崎	(一〇、一九八)	福岡	(二一、四六九)	佐賀	(二二、一一四)
宮崎	(七、〇二九)	熊本	(一九、六〇七)	大分	(一五、二四〇)
合計	(四七一、〇六九)	鹿兒島	(二一、七八六)	沖縄	(一三、一三七)

となるが講數一萬以上の縣の順位は

山口	(三四、七〇一)	愛媛	(一八、五四七)	長野	(一七、三八九)
岐阜	(一六、一六九)	廣島	(一五、七六四)	鳥根	(一三、七〇七)
岡山	(一三、〇九三)	秋田	(一二、七二一)	沖繩	(一二、六九三)
新潟	(一〇、九四七)	兵庫	(一〇、五八〇)		

となつてゐる講數の多いのは農民が落した掛金が拂へぬ爲更に別に新講を設立する弊風を生ずる傾向を帯びてゐるので山口縣の如きは既に新設を禁じてゐる程である。なほこれが農民側から見ると相當深刻な負擔となつてゐることは利廻が苛酷なほどの高利に當つてゐると存続期間が左の如く短期のものが壓倒的に多數なことから察せられる。

五	年	以下	六九、三七七	講數
十	五	年	以下	一七〇、九四〇
卅	年	以	内	五三、四〇一
卅	年	以	上	四、九七八

更に無盡講が農業恐慌の深刻化によつて影響を受けつゝあることは八年中の新設一萬五千二百五十六講なるに對し解散一萬四千九百八十四講、休止二萬六千五百四十二講掛け金回數乃至金額を減少したるもの四萬三千五百七講に達したことに明らかなる看取される。

又現在行はれて居る講會も、所謂「無盡崩れ」となつて現に生きて運行されてゐるものは非常に尠いのである。此の講會頼母子の缺點も亦前の無盡會社と同一である。

J、商業組合、工業組合

商業組合は昭和七年法律第二十五號の商業組合法に依つて設立されたものであるが、昭和九年二月末現在までに組合數三百七十組合であつて、内資金の貸付及び貯金の受入をやつて居る組合は二百六十八組合であるが、其の融通金額も大したことがない。現在では殆んど九百組合に達し金融事業を行つてゐる組合も増加した事と思ふが未だ大したことはないと思ふ。

工業組合の金融は普通事業資金の方が八十一組合で五百萬圓餘、高利債借換資金の方が六組合で百五十萬圓であつても未だ大した事がない。新聞紙の傳ふる所によれば、目下商工省は商工組合中央金庫創設の目論見を立て之が豫算を來議會に上程の筈であるから、此の商工組合の金融的活動は寧ろ今後に俟つべきであると思ふ。而して此の種の機關の金融的役割は市街地信用組合の一段改良されたものとみるべきであらう。

K、個人金融業者

これは世上で云ふ高利貸である。これには勿論個人企業のものもあれば又會社組織のものもあり、又其の方法にも各種のものがある、方法から言へば月掛、日掛、割賦等のもがあり、擔保の種類から云へば

- イ、小口信用貸(無擔保信用貸)
- ロ、恩給立替
- ハ、電話擔保
- ニ、不動産擔保
- ホ、動産擔保
- ヘ、商品擔保(三者執行、賣渡し貸貸)

- ト、歳費又は俸給擔保
- チ、勞力擔保
- リ、手形割引

等の種類があり、又其の貸付方法、金利等に就いても區々まち／＼である。

而して之等の全國に於ける金融業者の數は幾らかと言へば營業收益税を納めて居るものでも三萬三千十三人といふのであるから、營業收益税を納めてゐないものを合すると約五萬人とみていゝのである。又その貸付も農村だけでも約四億に達してゐるから都會を入れると恐らく二十億近くなるだらう。金融業者の、そして前記の調査によつてみても、中小商工業者の金融に於て此の機關が可成りの重要な地位を占めてゐることは事實である。

シ、質屋

(イ) 私營質屋

これは鎌倉時代から發達してゐる最も原始的な金融機關であるが、しかも此の機關は最も原始的なだけ、最も簡單であつて、文化的な複雑な金融機關が發達した今日に於いても尙ほ左の如く相當に廣い範圍に於いて利用されてゐるのであるが、私營質屋は質物の減少と共に公設質屋の發達につれて漸次に衰退の機運に向つて居ることは争へないのである。今我國に於ける私營質屋の現状を數字的に示せば左の通りである。しかも悲しいことには私營質屋の全國的利用金額の總額は詳かでない。

昭和七年度末質屋營業戸數

第一章 中小金融機關の分類と現状

北海道	六四一	栃木	一七一
青森	六八	群馬	二二六
岩手	六三	埼玉	一五五
宮城	二五一	千葉	三〇五
秋田	一四五	東京府	一、四八九
山形	二四九	神奈川	三八四
福島	四〇一	新潟	二四八
茨城	二五三	富山	一一五
滋賀	一一〇	岡山	二九五
京都府	四六六	広島	三七三
大阪府	一、四二〇	山口	三一七
兵庫	七八七	徳島	八五
奈良	一六七	香川	一二三
和歌山	一七四	愛媛	二八七
鳥取	一二七	高知	一一五
島根	一一五	福岡	六七七
合計		総計	一三、六二三

昭和七年度末貸屋一戸當り在り

大坂	口数	金額
大阪府	未詳	未詳
横濱	三五、〇五	一五、三五
八王子	一四、五〇	八、八〇
清水	一三、五	三、七
金澤	六、七	三、六
水戸	口数	金額
足利	四、〇	八、〇
横須賀	三五、〇	一〇、〇
川崎	四、〇	一〇、〇
宇都宮	口数	金額
合計	一三、六二三	三、六二三

(口) 公設質屋

全國公設質屋調べ(昭和七年三月末現在)

福島	三、九五	大津	一〇・〇
下関	一、三六	青森	六、七
豊橋	三、二六	米澤	三、三
一宮	一、四〇	福島	三、〇
静岡	七、〇〇	佐賀	一、五〇
沼津	一、三〇	佐世保	一、〇七
三島	一、三〇	熊本	一、〇七
大垣市	一、三〇	松山	一、〇七
新潟	一、三〇	今治	一、〇七
高岡	一、三〇	小樽	一、〇七
松江	一、三〇	鋼路	一、〇七
弘前	一、三〇	合計	六、八七、七八

名稱別	貸付金額
市	三、三六、七八圓
町	一、八九、三三
村	一、二七、八七
公益法人	四、三六、〇〇
總計	六、八七、七八

次に公設質屋の数は右表の通りであつて、公設質屋法は第五十二議會に兩院を通過して昭和二年七月一日から實施されたのである。而して其の金利は最高一ヶ月百分の一・二五を超えることが出來ず、又其の貸出金額は一口拾圓、一世帯

拾圓以内に限られて居る。之に反して市營質屋の貸出金利は左の通りである。

- 一、貳拾五錢以下は一ヶ月壹錢
- 一、壹圓以下は一ヶ月百分の四
- 一、五圓以下は一ヶ月百分の三
- 一、拾圓以下は一ヶ月百分の二半

而して拾圓以上の金利は質屋取締法に制限してない關係上、民法上の利息制限法に依るべきものであるが、右の質屋取締法は明治二十八年の立法であつて物價騰貴、貨幣價值下落の今日利息制限法の百圓未滿一ヶ年一割五分の金利にては、迎も質屋業の營業不可能なるを以て現在に於ては拾圓以上の質物に對しても拾圓以下同様貳割五分の利子を徴收して居るのである。故に當局に於ても目下之が改正を考究中である。

又、現在公設質屋の増設に依つて市營質屋は全部其の營業範圍を侵食され漸次營業困難になりつゝある状態である。従つて右表の昭和七年度末現在の公益質屋數二百八十三も現在では恐らく三百以上の數字に上つてゐるであらう。

M、其の他の機關

各都市に於ける庶民金融機關の利用機關の種類別の諸表中其他といふ項目は可成重要性を占めて常に其の利用機關順位から云へば二三位を占めてゐるが之は利用者の知人及び友人、親戚、兄弟等よりの借入金と見做すべきものであつて、其の額は可成り多額に達してゐる。調査の方法のないために其の利用總額は不明である。

第三節 中小金融の特質

A、中小金融の特質

中小金融の特質とも云ふ可きもの、二三を左に列記してみると次ぎの通りである。

イ、金額が少額である。先づ第一にその貸付金額が少いのであつて、貯蓄銀行の定期積金擔保貸付即ち所謂ニコノ貸金にしても、無盡會社の一口當りの貸付けにしても、一口平均大體五六百圓がその平均貸付額である。信用組合の平均一口當り貸付にしても恐らくは大體二三百から四五百圓程度だと思はれる。又一般銀行の貸付にしても大體一口二萬圓以下の貸付が口數で九割五歩を占めて居るのにみても之れを知ることが出来ると思ふ。

ロ、危険が多い。又一般の大額金融に比して、普通から云つて、危険の多い、經濟力の薄い階級への貸付であり、又經濟的變動、身分上の變動の多い階級への貸付であるから、その貸付に對して危険の多いことは勿論であるが、その貸付方法の注意、貸付後の管理の仕方、仕拂方法の工夫によつて、金融機關の蒙る可き被害即ち貸倒れは割合に少いやうである。或る經驗ある銀行家はその貸倒れの率は非常に低く、寧ろ大額金融の大口の貸倒れよりも、その危険の程度が小口に分散されて居るから率としては非常に少く僅かに一步か二歩止りであると云つて居る。又無盡會社の老練な經營者の話によつてみても無盡の貸倒れ即ち未收による缺損は三年の無盡にして一步五厘位であるから、一年にして五厘程度であると云つて居る。

ハ、手數がかかる。これは小額金融としては寧ろ當然の事であつて、貸付の場合の調査にも、回收の場合の集金にも、その途中の管理にも大額金融以上の手數を要するから、従つてその一口當り經營費は大口金融よりも割高につくことは寧ろ

る當然な事である。

二、需要が多く供給が少い。大口金融の場合は資金がダブつて適當な需要者即ち貸付先に困つて居るが、小口金融の場合は之れに反して、需要者即ち借り手の多い割合に供給者即ち貸し手の方が少いのである。

ホ、資金の原價が高くつく。大口金融の資金原價は金融機關が大規模で確實であり、又大口の預金程預金々利は安くなるから之の貸付資金原價は經營費の割安と相呼應して安くなる。所が小規模の金融機關では預金々利を高くしなければ資金が集まらない。即ち無盡會社や、信用組合の預金々利が銀行に比して高いのは此の理由であつて、資金原價は勢ひ高くなるのである。

ヘ、金利が高い。以上のやうな理由から小額金融の金利は、必然に大額金融の金利よりも高くなるのであるが、之れは蓋し止むを得ないことである。又大額金融の金利は一口で一年何千圓、何萬圓の利息が收められ。即ちその總計額が多くなるから、僅かな口數の貸付にても相當の収益を上げ得るが、之れに比し小額の金融は澤山の口數の貸付けをしてもその利息の總收入額合計は僅かにしかならないから、此の理由からも純金利以外に相當の収益を收めなければ營業が立ち行かないのである。

それから其の次は商店金融と工業金融及び農業金融、サラリーマン金融の相違點を話して置きたい。

第一、期間から見た兩方の區別であるが、商店金融の方では短期間の金融が欲しい。是は大體運轉資金が欲しいと云ふのが多いから、従つて商店は短期の資金が欲しいのである。また商店では資本及び商品の廻轉率が工業あたりに較べて回數が多いから、従つて短期の資金でも間に合ふ。之に反して工業の方は大體の傾向が、主として長期の金が必要になつて

来る。これは、資本の廻轉率が商業の方は三・六であるのに比し工業の方は年一・六であるから、是から見ても商店の方は短くても差支へない。又資金の種類から區別しても、商工金融は主として經營資金である。然るに之に反して、工業の方は設備資金である。詰り前節の資金の區別と言葉を換へただけで、商業の方は流動資金、工業の方は固定資金と云ふものが必要なことになつて居る。

それで此の原因をちよつと調べて見ると、商業の方では固定資金が五割四歩、運轉資金が四割六歩、之に反して工業の方では固定資金が六割七分、運轉資金が三割三歩と云ふやうな率に大體なつて居る。商店の方の金融は運轉資金の方が必要で、固定資金の設備資金の方は餘り必要でない。之に反して工業の方は設備資金の方が必要で運轉資金の方が餘り必要でないと思ふ。

それから金額の上からいふと、商業の方は割合小さい金額で済むのであるが、工業の方は金額がかなり大きくなつて居る。で一軒當りの借入金額を見ると、商店の方は九百八十圓と云ふのが大體の平均借入金額である。所が工業の方では大分析が違つて居つて、六十四萬圓と云ふやうな數字である。従つて商店の方は割合小さい金額で間に合ふのである。金利の點から此の業者を區別すると商店の方では割合高い金利でも宜しい。それは資本の廻轉率や商品の廻轉率が多いから、従つて利率もダブつて居るから高い金利でも宜いのである。工業の方だと資本の廻轉率、商品の廻轉率が割合に少なく、而も固定資金に利用するから低利でなくては困ると云ふやうなことになつてゐるが、之に依つて大體商店の金融と工業の金融との區別が出来ると思ふ。

次に農業の方面であるが農村の方面への貸付金は土地農具の購入其の他耕地整理に要する費用等比較的長期を要するも

の多し、しかし種子、肥料等商店の運轉資金に比較される可きものは比較的短期間のものにしてその最長期一年を超ゆる必要がない。又次にサラリーマンに對する金融であるが、これは住宅土地の買入れ等の外はその大部分は不時の出來事に對する費用であつて、長期を必要とせず何れも短期にて事足るものである。

B、中小金融の需要金額

それから中小金融の金額は一體どの位のものが多く要望されて居るか、どの位のものが一番必要とされて居るか云ふと矢張り東京市の商工相談所とそれから東京商工會議所の相談所の兩方の數字で以て見ると、大體商店の方が欲する金額は、どれ位のものが一番多いかと云ふことが分かる。それは同じ期間のものであるから、其の考へで願ひたい。先づ東京市商工相談所の申込の數を大體金額分けにすると百圓以下が六件、百圓以上三百圓以下が二十三件、それから三百圓以上が十八件五百圓以上が四十一件、千圓以上が五十一件二千圓以上が二十九件、三千圓以上が二十八件、五千圓以上が十二件、一萬圓以上が六件、其他と云ふのが八十一件である。次は、商工會議所の數字であるが、是は百圓以下無、それから百圓以上六件、三百圓以上が二十二件、五百圓以上が四十五件、千圓以上が三十四件、二千圓以上三十二件、五千圓以上七件、一萬圓以上と云ふのが九件、三萬圓以上と云ふのが五件、其他となつて居るが其他は共に金額未定である。その金額未定は商工相談所が八十一件、商工會議所の方が四十五件、是から見ても大體五百圓以上が一番申込が多いやうだし、金融を必要とする金額は五百圓以上、三千圓どまりが一番多いのではないかと云ふことが分かるのである。

又東京市産業局の調査による「商業調査」及東京市中小商工業者の實際の調査によつて東京市の個人經營の商店の店

借入金額を調べてみても大體左の通りであつて、五千圓以下の金額が其の金額から云つても割合から云つても大部分を占めて居るやうである。

東京市内個人經營商店一店借入金額

總數	口數	口數	口數
百圓未滿	二一、一五二	一〇、〇	一、八一九
三百圓	七四五	三、五	八一四
五百圓	二、二六〇	一〇、七	四〇七
千圓	一、九五四	九、〇	八〇
二千圓	三、八八〇	一八、〇	三三
三千圓	四、三三二	二〇、〇	一九
五千圓	二、三六八	一一、〇	二
	二、四三七	一二、〇	一

業務別に見た利用金額の觀察(東京市中小商工業の實際)

業務別	金額	同上百分比	業務別	金額	同上百分比
三〇〇圓未滿	五〇〇	五・〇	工業	五・〇	二・一
三〇〇—	一、〇〇〇	三・九	商業	四・二	二・五
五〇〇—	二、〇〇〇	六・七		五・七	四・一
一、〇〇〇—	二、〇〇〇	七・三		九・二	四・〇
二、〇〇〇—	五、〇〇〇	六・九		九・九	四・六
五、〇〇〇—	一〇、〇〇〇	一・三		一一・五	〇・七
一〇、〇〇〇—	二〇、〇〇〇	一・〇		三・〇	〇・七
二〇、〇〇〇—	五〇、〇〇〇	〇・五		一・九	〇・七
				一・七	〇・七

第三節 中小金融の特質

五〇、〇〇〇圓以上

〇・四

〇・七

C、中小金融の擔保

それから其の次は金を欲しいと云ふ人の擔保の有無であるが、是は數字は茲では擧げないが、七割八割までは無擔保の金が欲しいといふ人で、有擔保で金を借りたいと云ふ人が二割、三割しかないのである。茲には相談所が世話して金融機關から金を貸すやうに斡旋をしたものの有擔保と無擔保との區別があるが、之に依つて見ても大體無擔保の場合が多いのである。此の中實際借入れした時の數字が餘り参考にならぬので省略する。唯有擔保と無擔保の場合ほどつちが多いかと云ふことになる、無擔保で欲しいと云ふ人が多いと云ふだけは事實である、即ち左表の名古屋市の産業調査によつても有擔保七、三に對して無擔保九二、七であつて特に個人金貸、其他、問屋即賣商、無盡からの金融は無擔保のものが多いやうである。

借入金金の擔保の有無別(昭和十年名古屋商業調査)

機關別	有擔保		無擔保	
	金額	割合	金額	割合
銀行	八九七〇	二六	一一、二二〇	九
信託會社	二六	六	九	〇・六
倉庫	一〇三	二六	一七一	二一・四
信用組合	二九三	二六	一七一	二一・四
問屋卸商	四一八	二六	一七一	二一・四
保險會社				
合計	三、五九四	二六	一、二二〇	九

種類	有擔保		無擔保	
	金額	割合	金額	割合
無盡	一一二七	二六	四五二	九
質屋	二〇六	六	九三六	二一・四
個人金融	二八三	二六	四、六三六	二一・四
其他	二七七	二六	三三、二六八	二一・四
合計	三、五九四	二六	一、二二〇	九

又次表の「東京市中小商業者の實際」の調査によつても有擔保四一・八に對して年擔保五九・二をなし又金貸業其他、卸商の場合は無擔保が多いことをなして居るのである。

金融機關別擔保比率(東京市中小商業者の實際)

機關別	有擔保		無擔保	
	金額	割合	金額	割合
銀行	二、三一九	二六	〇・八	二・四
信託會社	六・一	六	〇・八	二・四
倉庫	一・四	一・四	〇・八	二・四
信用組合	六・二	二六	〇・八	二・四
卸商	三・二	三・二	〇・八	二・四
質屋	一・九	一・九	〇・八	二・四
合計	一、九〇〇	二六	一、二二〇	九

D、中小金融の貸付期限

次に中小金融の貸付期限について考察するに、これも「東京市中小商工業の実際」についてみるに先づ金融機関別の上からみると銀行は三年のもの二八、九で第一をなし次は六十日期限の一八、三、一年期限の一四、〇である。信用組合は三年が第一位、十年が第二位、六十日が第三位となつて長期金融の本體をなして居る。又卸商は六十日が第一位で二六、〇をなし次いで三十日、一年の順位となり短期金融の本質を表はして居る。又金貨業では一年が第一位で期間不定の一九、八、三年、六十日がこれについて居る。其の他のものは期間不定が二四、二で第一位となり一年、三年がこれに次いで居る。

又これを工業、商業、商工業混業の三業態からみると工業では三年、一年、六十日、五年、三十日の順位にして、商業では三年、一年、六十日、三十日、五年の順序、商工業混業では一年、三年何れも同順位にて六十日、五年、三十日の順序である。

要するに工業の方は長期のもの比較的多く、商業にては短期のもの割合に多く、又年限からみて三年以下のものが大部分を占め手形取引の関係上六十日、三十日の期限のものが比較的多いと云ふことであつて、五年以上の期限のものは割合に尠ないと云ふことである。即ち左表の通りである。

機関別期限の觀察(東京市中小商工業者の實際)

期限	銀行	信用組合	卸商	金貨業	其他
三十日	二・五%	〇・八%	一九・〇%	四・七%	七・一%
六十日	一八・三%	一八・七%	二六・〇%	八・八%	四・三%
九十日	五・九%	八・九%	八・七%	三・五%	四・三%

業態別期限の觀察(東京市中小商工業者の實際)

期限	工業	商業	商工業混業
一年	二・四%	四・三%	五・七%
二年	一〇・六%	一一・一%	三三・四%
三年	二七・六%	三三・〇%	一六・〇%
五年	七・三%	二・〇%	六・九%
十年	一九・五%	二・〇%	一九・一%
十五年以上	〇・九%	〇・三%	〇・三%
計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇

第三節 中小金融の特質

期限	工業	商業	商工業混業
三十日	八・五%	八・五%	六・八%
六十日	一四・六%	一六・五%	一一・四%
九十日	四・一%	六・二%	四・四%
一年	七・三%	五・六%	六・〇%
二年	一一・八%	一七・五%	二二・〇%
三年	二二・八%	一八・五%	二二・〇%
五年	八・九%	七・二%	七・二%
十年	六・六%	五・八%	五・六%
十五年以上	一・二%	二・二%	一・二%
計	七・三	一〇・八	一二・〇

E、中小金融機関の金利

しからは右の如き各種の庶民金融機関の借入利率は一體如何なる状態にあるかと云へば其の借入利率は次の諸表に於けるが如く區々まち／＼であつて一概に之れを言ふことが出来ない。

名古屋商業調査の中小借入利率最高最低表

金融機関	業種別		個人	法人
	最高	最低		
銀行	一九・五	〇・九	一九・五	一四・六
信託	一三・三	二・二	一三・三	〇・九
倉庫	六・〇	六・〇	六・〇	五・〇
信用組合	一八・二	六・〇	一八・二	二・〇
問屋卸商	一四・六	〇・四	一四・六	一四・六
保 險	一三・〇	〇・九	一三・〇	一・〇
無 盡	四八・〇	〇・四	四八・〇	二・六
總計	一九・五	二・二	一九・五	一四・六

業種	最高		最低	
	個人	法人	個人	法人
質屋	八〇・〇	二・五	八〇・〇	二・五
個人金融業	六〇・〇	〇・四	五三・〇	六〇・〇
其他	九一・三	〇・四	九一・三	〇・七

大阪中小工金融機関別利率調査(補見一氏調査、大阪市中商工金融調査)

業種	利率		計
	最高	最低	
商業銀行	三・七	〇・元	一〇・三
特殊銀行	一・五	一・五	一〇・〇
貯蓄銀行	一・五	一・五	一〇・〇
信用組合	二・六	二・六	一〇・〇
問屋	二・六	二・六	一〇・〇
無 盡	二・六	二・六	一〇・〇
信託會社	二・六	二・六	一〇・〇
保 險	二・六	二・六	一〇・〇
質屋	二・六	二・六	一〇・〇
金貸業者	二・六	二・六	一〇・〇
其他個人	二・六	二・六	一〇・〇
證券業者	二・六	二・六	一〇・〇
總計	二・六	二・六	一〇・〇

昭和七年八月商工省工務局工業組合借入金利率調査

第三節 中小金融の特質

二割	一五割	三一	九	四〇	一三・一
五割	以上	二	一	三	一・六
計		二二五	五	七七	三〇七
					一〇〇・〇〇

然らば、吾々は右の諸表に於て如何なることを學び得たかといへば、

一、銀行、信用組合、信託、保険等の如き大金融機關よりの融通の場合に於いてすら、法定の利息制限の利率を超過した貸付のあるといふ事實。

二、庶民金融機關の利息は各機關によつて其の利率が相違してゐると云ふこと、其の理由は各機關の資金の原價（コスト）が違つておるといふこと、例へば銀行、保險會社等に於ては預金利息即ち資金の原價に三分位しか支拂つてないが市營質屋の親質よりの資金の融通の場合は一割以上の金利を支拂つてゐること、又其の機關によつて營業諸掛費目が違つておると言ふこと、例へば質屋の場合には其の金利の中に多額の保險料（危険負擔）、倉敷料、鑑定料等を含んでおるが銀行の場合は之れと違つてをると言ふこと、従つて庶民金融機關の金利は其の機關、機關によつて決定すべきものであつて單一利息法などは定め得られないと言ふことを考へなければならぬ。

三、然し、質屋又は高利貸等の場合に於ける小口の金融に於ては單一利息法によることが社會政策的にみて良いのである。例へば東京の質屋に於ては一體に於いて一ヶ月六錢五厘の實費を要するのである。故にこの額に達する利息金額の上がらない二圓五十錢以下の質物に於いては質屋營業者は幾何口數が増しても損失を蒙つておるのである。この損失は即ち二圓五十錢以上の質物より生ずる利益に於いて償つておるが故に、質屋の金利制定の場合には小口の質物に多額の率を課するより外方法がない。然し此の利率制定法は社會政策的にみて不合理であつて之れを單一利息法にすれば比較的低率で

もいゝ多額の質は金額の質物から得た利益を以て、比較的少額の利用者の損失を償ふことが出来るから斯る小額金融の場合には單一利息法に代るべきものであるといふこと。

四、小口金融の場合には又單一利息計算法に依るべきものであること、例へば三年据置の定期積金契約通俗に謂ふニコ／＼貸金の場合、預金の利子は二分八厘で貸出の率は六分五厘であると言つてをるが事實は契約の三年の半年の期間即ち一ヶ年半年は既に掛金を掛けてをるのであるから之の金利を併せたら既に利用者は六百圓近くの金を銀行に支拂つて居るのであるから、事實其の利用者に銀行から借りてゐる金額は四百圓内外である。斯る見地に立てば、ニコ／＼貸金の借入金利は三割以上四割近くになるのである。又無盡會社の金利も加入者には計算不可能であつて無盡金利の計算法專攻の學者の説によつても其の計算法は二十四法あるといふことである。

元來、是等の小口金融機關の利用者は知識程度の低い階級であつて斯る計算の困難は屢々利用者に損失を蒙らしむることが多い。當局は宜しく是等の金利計算不明なる機關に對しては單一の利息計算法を明示して是等の機關の利用金利を明確にせしむる必要がある。當今、市井に販賣されてをる賣藥に對して其の誇大の効能の記載を禁止し、又新藥に對しては其の主成分の分析表を附せざれば之れが販賣を禁止してをる今日、是等賣藥よりも社會的影響の多い庶民金融機關の利用金利を計算不明のまゝ放任せしめて以て其の營業者を利し、一方その利用者に損害を蒙らしめる如きことは將來改正せられねばならぬことであると思ふ。

五、金貸業者の取締法規を制定すること、質屋業に於いてさへ質屋取締法があつて業者を統制して居る。然るにこの質屋よりも利用率の多い金貸業者を自由に放任して營業せしむることは理由のないことである。宜しく之が取締法を制定す

べきである。

六、現行利息制限法の改正。現行利息制限法は明治十年の太政官布告にして經濟事情の激變せる今日に於いては最早や事實上適用されない法律である。斯が故に信用組合、信託會社、普通銀行の貸出に於てすら此の法律の制限を超えた貸出しを行つて之れが違反を行つてをる。然るに警察當局に於て是が嚴格なる適用を單に質屋、高利貸等のみ強要することは片手落の處置に墮するものと言ふべきである。

F、中小金融機關の利用原則

如何なる庶民金融機關が、如何なる層及階級に適し、又如何なる層が何故に如何なる中小金融機關を主として利用して居るかと云ふ事は、先づ

イ、に其の機關別による利用層の種類。

ロ、に其の利用層による利用機關との双方を調べてみる必要がある。

無盡會社、貯蓄銀行の定期積立金共主として商業者が利用して居るものであつて、無盡會社は約四十八パーセント、貯蓄銀行の方は約四十九パーセントは商人の利用者で、其次は雜即ちサラリーマン、労働者階級である。農業、工業は僅かに一割以下の率である。

此の理由は之等は毎日定期に掛金をするの必要があるから、商人及サラリーマン、労働者の如く毎月又は毎日収入のあるものには此の機關は好適であるが、農民の如く年三四回の収入の者には此の月賦、日掛の方面が適せないからであるのと、之等の營利金融機關は利率高利にして、利潤の薄い農業資金とはなり得ないからである。工業方面に餘り利用され

て居ない事も工業者収入の割合に不定期と今一つは工業は多く擔保物件が有つてより低利な資金借入れの可能性があると、其の借入金額が、之等の機關より更に上層の機關より借入れなければならぬ程大額のものが主であつて、之等の機關の利用者は小工業者のみである理由からではあるまいか。

次は之が信用組合となると農業者は斷然その主位を占め、全體の七十三パーセントの利用者は農民であつて、他の層は語るに足らぬ程である。之は信用組合の金融が、長期でしかも低利で、其の返済は規則正しい賦拂ひでなく、収入の有つた場合に返済するといふ農民の經濟生活に適したものであるからであらうと思ふ。

以上は機關別にその利用者層をみたのであるが、それらの中小商工業者から見れば利用機關別、負債狀況、及農家負債推定額等を考慮に入れて云ふと、商業者は銀行より二千五百萬圓、即ち三三・八%を借り、問屋、卸商、個人金融業者之に續いてゐる。又農家に於ては、信用組合より七億五千八百廿九萬一千圓、頼母子講より六億圓の借入をなしてゐる。

これらの數字より見ても、無盡會社、貯蓄銀行は、主として商業者に利用されて居る。毎月定期に掛金することは、商人及サラリーマン階級にとつては最も適した方法である。反之、工業者、農業家にとつては、収入が不定期で、月々又は定期に掛金することはその性質上困難と云はねばならない。そこで、それに適した信用組合の如き、長期な、しかも低利な正しい賦拂方法によらぬ機關、及び擔保貸の如きものを利用してゐるのである。元來、工業者には多くの擔保物體があり、それによつて低利に借入することが出来る。しかも工業の性質上、其の必要とする金額は商業に比して大額である。商業者の利用する如き小機關にては十分にその必要を満すことが出来ないものである。唯單に小工業者が無盡會社、貯蓄銀行等を利用するのみであると見る事が出来る。又農家に於ては、無盡會社の如き定期的なものよりも、収入のあつた時に

支拂へばよい信用組合の如き機關を利用するのである。即ち、商業者、サラリーマン、労働者の如きは、定期的な短期高利なものに、工業者、農業者は長期間低利、其の支拂方法の拘束のない機關を利用するといふことが出来る。

G、中小金融機關の貸付方法

庶民金融の貸付には先づ對人信用の貸付と對物信用の貸付、即ち「信用貸付」と「擔保貸付」の二種類がある。そのうち擔保貸付には動産擔保と不動産擔保とあり、中小商工金融の場合は主として信用貸付か又は擔保貸付の内の動産貸付がその主要部分を占めてゐる。次に貸付期間の如何によつて長期貸付、中期貸付、短期貸付の三つあり、農業金融、工業金融等は長期貸付、又は中期貸付であるが、商業金融又はサラリーマン金融の場合は大抵短期貸付である。従つて利子總額が尠くなるのでどうしても短期金融では長期金融に比して金利の歩合が割高に付く事は止むを得ない事である。

次にその貸付方法によつて分ければ、第一は「無條件貸付」である。但し無條件といつても庶民中小金融機關が慈善事業でない限り、申込人誰にでも絶對無條件で貸すと云ふ事はない。又慈善的の庶民金融機關でさへも一定の申込條件を定めてある。況んや組合金融、營利金融の場合には貸付人に一定の條件を具備する事が必要であつて、この條件具備の人に對しては無條件で貸付けるのである。無盡會社の無盡の場合、當籤落札者には誰にでも無條件で貸すやうではあるが、しかしこれとても誰にでも貸すといふ譯からではなく、その無盡會社で、當籤、落札者の信用程度、擔保物の有無及び評價保證人の良否等を調査した上でなければ貸さないのである。

次は銀行の手形などの貸付であるところの即ち「割引貸付」である。この割引貸付には無盡會社の入札が丁度これに相當する。即ち五百圓の金をいくらに割引いて借りるとか、或ひは千圓の金を七百圓に割引して借りるといふ事になるのである。次は「抽籤貸付」即ち抽籤によつて貸付順位を決定する事である。これは現在では日本の無盡と英國の建築組合の或るものに用ひられてゐるやうであるが、古代に於ても歐羅巴に於て、信用組合の或種のものに用ひた事がクロボトキンの「相互扶助論」等に書いてあるが現在では勿論廢されてゐる。この抽籤はチャンスであつて必要の時に當らなかつたり必要でない時に當つたりするから廢れたのであらう。次は「任意決定の貸付」といひ一般の貸付は之に屬するもので、その經營者組合員が任意に協定して貸付けるものである。この方法は公平にするために信用組合、又は商業組合では「貸付、評價委員會」とか「信用評價委員會」とかいふものができてその貸付を決定するやうになつてゐる。これも一つの貸付方法である。

次に支拂方法によつて分類すれば、「一時辨済」と「割賦辨済」とに分れ、更に割賦辨済は日賦辨済、週賦辨済、月賦辨済、年賦辨済の各種となり、又更に貯蓄銀行の定期積立金擔保貸付の如く、「均等割賦償還」と無盡の如き「不均等割賦償還」とに分れる。この割賦方法は單に借入金返済の時のみならず、貯蓄の場合の掛金にも同様の方法が用ひられるのである。

而して其等各方面の何れを採用していかと云ふ事は、其の利用者の層の經濟生活の形式によつて異なるので、一概には云へないのである。例へば急に資金を要する場合の多い小商人等はいつ借入れられるのか判らないやうな無盡講や、無盡會社は駄目であるし、其の代りに賦拂には都合がいゝ。又農民は収入が年に三四回であるから、日賦、月賦、日掛、月掛の無盡講、無盡會社、貯蓄銀行の定期積立等には適しないと云ふことになる。

要するに其の何れの方法を採用するかは利用者の層により、其の生活の形式によつて、其の適當なるものを定むべきであると思ふ。しかし概して中小金融は割賦掛込、割賦返済の出来るものが多いと云ふ事は一般的の原則であると思ふ。

第二章 中小金融機関の實務

中小金融の實務は大體左の八部門に分つことが出来ると思ふが貸付にはよくこれらの諸項に注意することが必要である

- 一、募集勧誘(借入申込)
- 二、調査
- 三、債務保全手続き
- 四、貸出の標準
- 五、貸付期間中の注意
- 六、集金(返済)
- 七、整理
- 八、取扱員の養成

今右の八項に就いて夫々少しく説明してみたいと思ふ。

第一節 募集

加入又は取引の募集勧誘はその機關によつて異つて居る。普通預金又は掛金を伴ふ、信用組合、無盡會社、貯蓄銀行のニコく貸出等は勧誘又は募集を必要とするが、その他の貸出し専門のものは餘り勧誘、募集等を必要としないから、隨

つて勧誘人、募集人の必要がないのである。しかし前者の如く勧誘人、募集人を使用して勧誘募集を爲す場合は往々之れ等勧誘人、募集人が單に自己の收入、成績をあげんが爲めに無理の勧誘、募集をなし、又は加入者、取引者に對して全然會社の意圖せない虚偽を話し、ためにその機關の信用を害することが往々あるから、之れ等の募集人、勧誘人使用の場合にはよく注意すべきである。

後者の貸出し専門の場合は單に、その機關が中小貸出しを行つて居ることのみを一般の人々に周知せしめればいゝのであるから、小さい新聞廣告、雜誌廣告、折込廣告、郵便廣告、印刷物配布等にて事足るのである。

淺野信一著「無盡會社社員讀本」の中より募集の心得に就いてこゝに紹介して見よう。

募集は云ふまでもなく理窟でなく實際問題であつて、而も其の成績を擧げる、擧げないは其の人にあるので、眞のコツは經驗に俟つ外無いのであるが、募集に従事する場合はどういふ心掛を必要とするかと言ふことを述べよう。

- 一、募集の仕事を尊敬すること。
- 二、自己の會社をよく知り、且之を信すること。
- 三、よく顧客を研究し置くこと。
- 四、焦らぬこと。
- イ、ウソを云はぬこと
- ロ、他係の仕事を邪魔せぬこと
- 五、結局は熱——口より足。

(一) 募集の仕事を尊敬すること

一般に社外の仕事より社内の仕事を宜いと思ふ傾向があるが、之れは誤りである。殊に無盡の如きでは、募集が一番大切だから、之に従ふ者は、會社の一番大切な仕事をして居るのだといふ誇を持つて居らねばならぬ。「俺は外務員だ」等と卑下するのは最も悪い癖で、「俺は會社の生命を背負つて居る第一線の闘士だ」といふ意氣が必要である。といつて高ぶることは慎むべきであるが、自分の腕次第で幾らでも申し得る仕事は募集以外には無い筈である。斯る意味から云つても大いに尊敬すべき仕事ではないか。

(二) 自己の會社をよく知り、且つ之を信すること

無盡について云ふなら、無盡會社は無盡を賣る會社だと或る人が云つたが、見方によれば全くその通りである。無盡が一種の商品であるなら其の商品の性質、長所、缺點を充分によく知り、而も他の店の商品と比較して自己の商品の勝つてゐることを知り、且つ之を信じない限り、確實を以て之を他人に買ひ方を勧めることは出来ない筈である。無盡の本質、長所、短所、定期預金や保険とどう違ふか、又他社の無盡とどう違ふか、而して自分の社の無盡が一番だといふ確信なしにどうして他人に加入を勧められるか、例へば定期積金の利廻と無盡の貯蓄利廻とは何れが有利か不動産銀行のニコ／＼貸付と無盡の給付を受けた場合と何れが利廻が低いかと問はれた場合、即座に答辯が出来なかつたとすればどうなるか、恐らく相手方は加入を躊躇するであらう。無盡なら無盡が一番いゝといふ確信なくしてあやふやな氣持では相手方への響が強い。無盡が一番宜いと信することはやがて其の宜いことを人に勧めると言ふことになり、それは自分のための仕事でなく社會のための仕事であると云ふことになる。佛教で云ふ他利である。

自分の身すぎ世すぎといふため許りでなく、人のため世のためといふことになる、同じ仕事をするにも働きが違つて來ます。成績が擧ると言ふことになる。無盡をよく知り固く之を信ずると云ふことは、結局成績を擧げる第一歩である。

(三) よく顧客を研究し置くこと

人を見て法を説けといふことがある。無盡に就いて確信を得たなら次に相手方の研究が大切である。保険の方では色々と募集に苦心して斯ういふ點でも大分研究して居る様であるが、保険の方は個人々々が對象であるから、一個人の關係——職業——親戚姻戚——交友——趣味等々——丈で澤山だが、無盡の方は一組を纏めるといふ仕事の一つ多いのですから尙一段の研究が必要である。即ち集團的關係にある顧客と一ト纏めにして加入せしむると云ふことである。之には各種の組合、町内の會、無盡講等の關係をも併せて研究して置く必要がある。又相手は各種の職業に従事してゐるのだから、勧誘に行つて話相手になれる、或は話を引出し得る位の知識は要る。廣く淺くと言ふことになるが、常に社會の各般のことに留意してゐることが肝心である。

(四) 焦らぬこと

仕事に焦ることは禁物である。色々の問題とか躓きはこの焦ることから生ずる。

イ、ウソを云ふことも其處から來るが、このウソを云ふことは絶対に止めねばならぬ。よく入つたらすぐお金を貸しますとか、お金を貸すときには簡單ですとか、又約款には擔保物が要るのに保證人でよいとか言うて募集する人もあるが、實際ではさう簡單に行きはしない。それでよく問題が起る。之はウソを云つた人丈の問題でなく、會社の信用

にまでかゝるから、注意してウソを云はぬやうにしなければならぬ。顧客の信用を得るならば、顧客から顧客へと確實な地盤が段々増して行くことになる。又そうならなければウソである。

ロ、募集に焦ると他の係りの邪魔をすることがある。勧めようとする人が會社の無盡に入つて居つたとする。そして既に給付を受けて居る。その場合二口掛けるのは難しいから止めておくといふと、イヤ取つた方は少し後れても構はぬから是非新しいのに入つてくれとか、他の保證をして其の人が差押へを受けて居るときに、差押への方は何とか甘く話を上げてますから、新しい無盡に一つお入り下さいなどと勧めることは、集金係、整理係の仕事を邪魔することになり、延いては會社全體に影響を及ぼすことになる故、こゝいふ事は慎まねばならぬ。

仕事に焦らぬためには常に自己の力に應じた一定の方針、計畫を樹て、それに従つて漸進するのがいゝと思ふ。

(五) 結局は熱——口より足

種々と多くの箇條を上げれば未だくあるだらうが、結局は熱誠を以て仕事に打突るのでなければ駄目である。能辯、雄辯で、顧客を魅了したのは昔のことで、今は熱が無ければ相手は動かない。何しろ相手は人間である。而してその人間は理窟より情に動かされる場合が多いのだから、之を動かすにはどうしてもこの熱誠より外には無いのである。其の熱誠を示すには口よりも足である。

第二節 調査

貸出し前の調査は別つて二つとなる、一つは調査の内容であつて、一體「何んなこと」を調査すればいゝかと云ふことと、

その第二は「どんな方法」で調査するかと云ふことである。先づ第一の調査の内容即ちどんな事を調査すればいゝかと云ふことから話をするこゝとする。

A、調査の内容

右に關しては各種の機關の調査項目表があるから今左に参考の爲めこれを掲げて置く。

イ、東京市の中小商工振興調査會の調査項目

中小商工業金融ニ於テ對人信用ヲ擴大スル必要ノアルコトハ上ニ述ベタ通りデアル。惟フニ店舗ノ規模並ニ資力ハ小ナルモ、其ノ運用宜シキヲ得、且ツ眞ニ信頼スルニ足ル人格ノ所有者デアツテ、毎期利潤ヲ擧ゲテ居ル業者ハ、將來成功スル可能性ガ十分アルノデアルカラ、業者ニ對シ其ノ信用状態ヲ調査スル場合ニハ、左記ノ諸點ヲ充分觀察シ其ノ調査ニ合格シタ業者ニ對シテハ、極メテ簡易ナ手續キデ、對人信用ニヨリ金融ヲ與ヘルコトヲ希望スル。

甲 營業業者ノ性及方針

- 一、業主ハ向上心ヲ有シ奮闘努力スル人ナルカ或ハ經營放漫ニシテ且ツ怠惰ナル性格ノ持主ナルカ
- 一、業主ハ眞面目ナル性格ノ持主ナルカ否カ
- 一、業主ノ趣味嗜好ハ高雅ニシテ人ヲシテ背カシムモノナルカ或ハ墮落セシムモノナルカ
- 一、投機ヲ好ミ思惑ヲナスカ否カ
- 一、家庭ハ圓滿ナルカ否カ
- 一、家族ハ店頭ニ出デ又ハ工場ニ於テ共ニ働イテキルカ否カ
- 一、共存共營主義ノ下ニ營業シテ居ルカ或ハ之ニ反シ利己的營業ヲナシテキルカ否カ
- 一、名譽職ノ有無

乙 經營状態

- 一、本人ハ健康デアルカ又ハ病弱デアルカ
- 一、毎期純益ヲ擧ゲツ、アルカ又ハ缺損ヲ示スカ
- 一、薄利多賣主義ナルカ、暴利ヲ食ツテ居ルカ
- 一、仕入先乃至銀行筋トノ關係ハ如何ナル状態ナルカ
- 一、販賣方法ハ現金賣ナルカ、信用賣ナルカ
- 一、年總賣上高ト従業員數トノ比率ハ均衡ヲ得テ居ルカ否カ
- 一、奥向經營ハ多イカ少イカ
- 一、店員ノ教育訓練ハ行届イテ居ルカ否カ
- 一、業主ト従業員トガヨク融和シテ居ルカ否カ
- 一、營業ト家計ガ截然區別セラレテ居ルカ
- 一、帳簿、商品統計等ガ整頓シテ所謂合理的經營ガ行ハレテ居ルカ否カ
- 一、手形ヲ發行シテ居ルカ否カ
- 一、家賃、地代、租税、公課等ヲ支障ナク支拂ヒ、或ハ納付シテ居ルカ否カ
- 一、火災保險、生命保險等ノ契約ノ有無

ロ、米國第一州立銀行の信用調査表

第一州立銀行
 カンサス州カンサス市 電話アルゼンチン〇七二五番 メトロポリタン街二、三〇一
 今般貴銀行ニ弗ノ借入ヲ申込ミ候ガ此ノ借入金ニ對シテ擔者及ビ友人二名連帶保證ノ手形ヲ振出シ可申候
 住所.....
 電話.....年齢.....結婚.....扶養者數.....
 現在住居ノ年月.....以前ノ住所.....

此ノ借金ヲ貴下ハ何ニ充當サル、ヤ……………
 以前ニ借金サレシ時ハ何人ヨリ……………
 雇主住所姓名……………
 營業電話番號……………勤務何ケ年何ケ月……………
 貴下ノ職務ノ地位……………
 貴下ハ何人ノ下ニテ勤務セラル、ヤ……………
 貴下ノ職務ハ永續的ナリヤ臨時ナリヤ……………
 雜收入アラベ其出所……………
 貴下ノ給料……………
 貴下ノ妻ガ就職シ居ラル、ナラバ其職名及場所……………
 貴下ガ銀行勘定ヲ有セラル、ナラバ……………其場所……………
 貴下ガ誰ニ家賃或ハ家屋支拂金ヲ支拂ハル、ヤ……………
 右家主或ハ家屋支拂金受領者ノ電話番號……………
 貴下所有ノ土地家屋及ビ其所在地……………
 右ハ貴下名義ナリヤ……………一番抵當額……………二番抵當額……………
 貴下ガ手形ヲ振出シ居ラバ何レノ銀行ニ……………
 貴下ノ最近親戚ノ住所姓名……………
 貴下ガ支拂済及ビ未済負債、支拂勘定、振出手形……………
 右ノ通り相違無之信用ヲ第一トシタルコトヲ茲ニ證明仕候……………
 署名……………

ハ、信用組合の對人信用の調査法

甲 準備調査

組合の帳簿、官公署の公簿(戸籍簿、土地家屋臺帳、納稅臺帳の類)又は第三者に就き間接に調査し、對人信用に依り、如何なる程度に貸付を認むべきやの概要を見るを以て主眼とす。此の方法に依り調査すべき主なる事項左の如し。

- (イ) 加入ノ年月日、出資貯金ノ總額及拂込の良否、舊債償還の成績、現借の有無及金額等。
- (ロ) 公租、公課、地料、家賃等納稅の狀況。
- (ハ) 第三者より見たる人格、能力、健康、資産及社會的信用、家庭の事情等。
- (ニ) 銀行取引の有無及其取引の繁閑、並びに過去に於ける事故の有無。
- (ホ) 買掛代金支拂の良否。
- (ヘ) 自己所有の動産、不動産に對して、抵當權、質權設定の存否。

乙 實地調査

本調査は準備調査により得たる資料を基礎として、實地に就きて其の真相を把握するを以て目的とす。此の目的の爲め、調査を遂ぐべき事項左の如し。

一、人格

調査事項中、最も重要な點は、利用者本人の人格なり、若し信用組合にして此の人格を輕視して物的擔保貸付に偏するあらんか、組合も亦營利本位の銀行會社と何等差異なきに至らん。然れば調査員たるもの常に組合の本旨に鑑み人物考査を徹底せざるべからず。

然りと雖も、人格の良否を考査鑑別するは、頗る至難の業にして且つ誤り易きを保し難し、須く慎重なる態度を以て熱誠その調査に當るを要す。

- (イ) 組合精勵、相互主義を理解せるや否や。
- (ロ) 自己の力を量らず遣り過ぐる傾向なきや。
- (ハ) 確實性に乏しく、物事を過大に吹聴する癖なきや。
- (ニ) 愛色を帯び、意氣の消沈せるところなきか。
- (ホ) 嗜好、性癖。
- (ヘ) 調査の問に對して飾るところなく、自己の眞實を披瀝せりや否や。

二、能力と健康

事業の成否は、人格に次いで事業經營能力の有無、身體の強弱に因つて決せらる。假令人格の優者たりとも能力に乏しく、健康の勝れざる所ありて、業績不振に陥入らば、所謂無い袖は振れぬやうに借りたる資金も償還不能に終ること往々にして見る所なり、然れども其の能力健康の如きは、二回の接觸會談のみにて判斷を下すは頗る危険なり、寧ろ利害關係なき第三者の公平なる世評に傾聽するを賢明なりとす。

三、營業及資産の狀態

こゝに利用を受けんとする資金は其の營業に投資せらるゝものなれば豫期の如く、有効に運用せられて、其の營業の擴張發展を招來すべき見込充分なりや否や、左の諸點に就きて觀察を下し、調査を遂ぐるを要す、又其の所有不動産の如きは萬一の場合の後備軍なれば、たとひ抵當權を設立する事無くとも、仔細に調査し其の全部を知悉し置くの必要あり。

- (イ) 直觀的第一印象。
- (ロ或) 店舗は住宅の外観及廣狭(間口、奥行)。

- (ハ) 商品の數量は其評價額。
- (ニ) 商品の分類及整頓方。
- (ホ) 座賣専門か官廳會社等の納入をも兼ねたるか。
- (ヘ) 電話及振替口座の有無。
- (ト) 客足の繁閑並に其接待振り。
- (チ) 従業者の舉止動作。
- 右(イ)より(チ)迄は調査員自ら店頭に立ちて調査する事項なり。
- (リ) 従業者の員數、内主人始め家庭にて従業せるもの幾人、然らざるもの幾人。
- (ヌ) 營業の繼續年數。
- (ル) 賣上年額及び利率率。
- (ヲ) 賣掛金回収の良否。
- (ワ) 商品原料の仕入先(供給者)賣込み先(需要者)。
- (カ) 公租、公課及借地料、借家賃等の支出額(準備調査と一致せりや否や注意)。
- (ヨ) 取引銀行、銀行預金及積立貯金、無盡會社等の月掛金の總額。
- (タ) 動産、不動産及有價證券類の有無、貸地、貸家料の收入總額。
- (レ) 前項各種の財産に對して抵當權及質權設定の存否、右(リ)より(レ)迄は利用者本人に就きて調査する事項。

四、家庭の狀況

家庭の圓滿は、活動の源泉にして一家の不和家族の乖離は、其の活動を鈍らし、能率を低めて、遂に營業は次第に不振に陥り、組合より借入れたる生産資金も遂に經濟資金に振向けられること無しとせず、調査の眼光内面に透徹するを要す。

- (イ) 一家協同業務に精進せりや。
- (ロ) 家族の總員數。
- (ハ) 教養中に屬する兒女の總數。
- (ニ) 扶養中に屬する老衰者の有無。
- (ホ) 病者虚弱者の存否。

五、資金の用途

比較的得易き資金は、往々にして不用意に不知不識費消せらるゝ傾きあり。

然れば、緊切ならざる用途に對しては、適當に減額し、或は融通を認めざるを寧ろ本人の利益なりとす。時には利用者の甘言に乗せられて忌むべき投機の資金、遊蕩費さへ融通することなしとせず、警戒の要あり。

(イ) 申込の金額は、利用者の程度相當なりや又償還の能力充分なりや否や。

(ロ) 産業資金か、經濟資金か、運轉借替か、轉借か否か。

(ハ) 産業資金とせば、仕入金か、運轉資金か店舗の増改築費か、販路擴張費か否か。

六、償還の方法

償還の方法の確かならざるものは、貸付の當初に於て、其方法を講ぜしむるを要す。唯漫然と手形を書き證書を作るが如きは、自ら墓穴を掘るものなれば、調査に際しても、貸付に當りても、深く警告を與へ、此の借入資金の運用より生ずる収益を基調として採算を試み、的確なる償還の道を立てしむべし。

其の方法としては、月賦償還法最も勝れり、割賦償還法、信用積立貯金に依る償還法、等之に次ぐ。其の満期一時拂の

如きは中小生産者たる組合員には、不自然にして困難の所無しとせず、然れば満期に至り、返済に充つべき償金の的確なる豫定あるものに非ざる限りは、可及的融通を認めざるを安全なりとす。有擔保の場合も亦同じ。

B、調査の方法

次ぎは調査の方法であるが、調査の方法には左のやうな各種の種類がある。

イ、申告調査 これは借入申込書の中に金融機關で知りたいと思ふ事柄を記入申告せしめて之れによつて審査する方法である。しかも一般に借入申込人は作爲又は不作爲に虚偽の記入をする傾向があるので、何うしても更に實地の調査をする必要があるのである。獨逸の商法や、米國の復興金融會社の法律では此の記入に虚偽を記載すれば罰せらるゝやうになつて居る。

ロ、金融機關の事務所に於ける本人との會見 金融機關の事務所へ本人を呼び出すか、又はその事務所へ來た折を利用して借入れ主である本人に會見するのである。此の際心得可きことは餘り細々と色々な事を聞き亂して本人に嫌惡の情を起さしめないことである。此の際問ふ可きことは之の貸付けの危険であるか何うかを判断する資料となる可き本人の品性及び事業經營の能力を知つて、將來書類や、興信所の報告の判断を誤らしめない程度を限度とす可きものであつて、其の他のことは餘り深く聞かない方がいゝのである。

又此の會見の際に於ける態度も、從來の金融機關の人が取つたやうな役人と平民との關係、被告と檢事とのやうな態度であつてはならないのであつて、飽くまでも借り主本人の親切なる人としての態度を失つてはならない。又かくすることに

よつて、本人は却つて自分の事業の組織、現状、收支等の状態を腹藏なく話すものである。

ハ、自宅訪問 これは借り主本人、又は保證人の自宅を訪問して、その財産状態や事業状態や、人物や、借り主との關係や、家庭の状態等を調査する方法である。此の場合氣をつけることは借り主、又は保證人以外に他の人に何の用事で来たかを知らせてはならないことである。勿論、他人の來客中なんかには不躰な色々な質問をしたりしてはならぬことであつて、他の來客が歸つて後二人限りとなつた時を見計つて徐ろに必要なことを質問す可きであると思ふ。

ニ、實地検査 これは工場、土地、店舗等の不動産擔保物を實地評價する場合に用ひらるゝ方法である。

ホ、書類調査 此の方法は興信所、金融機關の調査員の報告、店舗、工場、會社の收支計算、決算報告書、貸借對照表其の他の報告書を中心として調査する方法である。

C、調査資料

一、會社專屬の調査員の報告書。

二、興信所の内報。

興信所は目下日本に於いて信用の出来るもの二三あるが、今その中の一つの興信所の規約及内報の一例を示せば左の通りである。

三、區役所、稅務所、町村役場の納稅調査。

四、裁判所、強制執行、破産禁治産其の他の處分（これは秘密通信社と云ふ専門の通信社なり）。

五、手形交換所の不渡手形。

六、仲間間の批評。

七、家主、地主、出入商人（例へば酒屋米屋等）近所の人の評判。

八、其の店の營業報告、貸借對照表。

九、ダイヤモンド、最寄の研究所等の特別報告。

十、ダイヤモンド、東洋經濟新報、その他經濟雜誌、新聞等の經濟欄、市況の動き。

第三節 債務保全手續き

A、信用貸の場合 は保證人の捺印、證書の收受、公正登記等をなすこと。

B、動産擔保の場合 商品賣買等動産擔保の場合にはイと同じく書込公正登記をなすこと、電話等の場合は名儀の書き變へを了すること。

C、有價證券擔保の場合 は委任狀を附し現物を收受すること、恩給年金擔保の場合も亦同様である。

D、不動産擔保の場合 は登記を完了すること。

次は之等の貸付に對する危險負擔の問題である。これは昔には例へば人質とか奴隸とか下男奉行とかによつてその貸付の信用擔保とした時代もあつた。然し現在では如何なる方法があるかと云へば、第一は貸付金の利用者だけに負擔させる方法、例へば高利貸である。これは金を借りた人間に對して高い金利を課して、外の人の不拂の損失の場合もこれに負擔

させてゐる。第二の方法は組合員全部に負擔させる方法、即ち借入金利用者及び借入金を利用しない預金者にも全部公平に負擔させる方法であつて、例へば信用組合、又は純粹の相互的な頼母子講等組合金融の場合は大抵組合員全體の負擔に課せられてゐる。大體危険の率を豫測しておいて、それから金利を測定して全體にかけて行くものである。それでも尙ほ又之れ以上に損失があれば、又それ以上に組合員全部に公平に負擔させるのである。第三は組合員全部即ち借入金利用者及びそれを利用しない人に不公平に負擔させる方法で、營利無盡會社なんかはこの方法によつて居る。第四の方法は他の機關への轉換である。これは信用保險、信用保證といふものを別の經營主體が行つてこれが危険を負擔經營して危険の負擔は外の會社なり、又は保險會社なりに轉嫁させる方法である。然しこれは、危険の負擔率の算定、保險料の算定といふものが困難な問題のため、考へとしては出来るが、實行としては六ヶ敷い問題であらう。第五の方法は國家的の損失補償、即ち國家的公共的の損失補償である。只上の五つが危険負擔の方法である。

又、この問題を信用保證制度の方面から次の種類に分類することが出来る。第一は「對人信用」、第二は「對物信用」である。しかし庶民金融の場合は普通信用力の薄弱な人に貸すのであるから對人信用にも種々の方法を用ひてゐる。第一に「無條件對人信用」は何等の條件もなしに信用を與へる場合であり、第二に「條件付對人信用」は、貸付條件として會社で一定の條件の下にその規準を定めて置くか、又は一定の條件、例へば一定期間掛金を掛けるかといふ一定の條件を完了したものに貸付けるといふ方法である。第三に「保證人制度」は二人以上の保證人とか、三人以上の保證人とかを要求する方法である。第四に「團體保證」即ち「集團保證」は信用組合とか商業組合とか工業組合とかの團體保證によつて政府又は他の團體から資金を借り入れる事である。第五に「相互保證」の方法は、佛蘭西の相互保證組合(Société de Caution

Mutuelle)等をやつてゐるもの。第六に「信用保險」(Credit Insurance)の保險の方法であるが、この保險は雇人についての信用保險はやつてゐるが、貸付金に對して即ち借受人に對する信用保險は各國の保險會社に依つて實行されてゐないやうである。名前だけで實現されないやうである。そして又對物信用の場合には動産擔保、不動産擔保の二つの場合があるのである。

然らば現在組織の下で、即ち現在の庶民金融機關でこの危険負擔、即ち貸倒れを少くする方法としては如何なる方法が用ひられてゐるか。第一は「取引嚴選」とでも名付くべきものであつて、これは庶民金融が慈善的の事業でない限り止むを得ないことであつて、たとへ慈善的のものにしても申込人が一定の條件に添はない者までにも無制限に受附けるわけには行かない。しかし貸付の場合のみであつて、貯金の場合には、無盡會社、貯蓄銀行、信用組合等の營利金融機關でも選ばない。これを専門家は貸付嚴選といふ。この場合普通用ひられる方法は、細民金融等の小額金融の場合には、家主のところに於て家賃の拂ひ具合を調べたり借入申込の場合家賃の通帳の提示を求めたり、又は近所の米屋や酒屋等の支拂ひの模様を聞いたり、勤務先でその収入を調べたりして調査する。又金貸、無盡會社、信用組合等の場合は例の通信社で發行する不渡手形、執達吏に從來及現在の取引銀行名、負債の有無等を詳細に報告して貰つて之を參考としたり、又興信所の信用調査報告によつたり、又信用組合や商工組合では自分の所の組合内で一つの信用調査貸付委員會といふやうなものを作つて、この機關によつて決するところもあるやうである。

然しこれでも完全ではないのであつて、一番良い事は經營者自身が充分個人々に就いて委しく調査したりすることである。然しこれとても使用人である調査員と借主とが結託し、又は借主の方で虚偽の報告をしたり、多額の調査費が掛つ

たりするが、これより完全な方法と制度はないやうである。この貸付機關の外に第三者である保證會社とか、又は信用保險とかいふものがあるが、これとても金融機關に關しては佛蘭西の相互保證組合があるのみで、他には實行されてゐない。唯、外國のモリス金融會社や日本の一二の金貸會社や信用組合で、金の借り入れと同時に借りた金額と同額の生命保險を保險會社と契約して、これを借入金の擔保とする方法をやつてゐるやうである。然しこれは借入金の金利の外にその保險料だけ借り入れの負擔を増す譯で、かなり良い利率につく。そしてこれを利用してゐるものも極めて少ないのはこの理由からであらう。フランスの相互保證組合は、加入の組合員が他の金融機關から資金を借り入れる場合その組合員などに對して裏書保證をする組合であつて、此組合自體からは資金を貸さぬところの相互的な一種の保護組合のやうなものである。又、米國のモリス金融會社では小賣商人が月賦で消費者に品物を賣つた場合、小賣商人はその消費者から各月支拂の手形を發行してもらつて、小賣商人はその手形をモリス金融會社へ持つて行き、割引して資金の融通を受ける事が出来るやうになつてゐる。これは日本の小賣金融の場合に於ても出来るやうに思ふ。日本に於ては實行に多少の困難があるかも知れぬが、もしこれが行はれるならば非常に便利だと思ふ。このモリス金融會社の場合のやうに品物の取引の場合は、現に品物があるから擔保となり、この種の割引もできるが、これが品物でなく現金の場合は、現金は直ちに使つて終つて擔保とならぬからこの種の割引保證などは出来ぬと思ふ。そこで現金貸付の場合はこの保證がかなり困難になると思ふ。

興信所規定

第一條 當所は日本帝國實業家及締盟各邦實業家に其營業上の便利を與ふる爲め法人及び個人の資産、信用、性格及び營業上の狀況其他を調査報告するを以て目的とす

第二條 當所規定の金額を拂込み報告を受くるものを會員とす

第三條 會員を分ちて特別會員、普通會員の二種とす

第四條 特別會員は年額六百圓以上（六百圓拂込會員は一ケ年三百圓以内の問合をなすことを得）の金額を拂込むものにして隨意に口頭を以て問合をなし得るのみならず當所の業務上調査したる事件は速に之を内報するものとす

第五條 普通會員を分ちて左の四種とす

○第一種 一ケ年三百圓拂込

一ケ年百三十回以内を限り口頭又は書面を以て問合を爲し得るのみならず當所の業務上調査したる事件は速に之を内報するものとす

○第二種 一ケ年金一百五十圓拂込

一ケ年六十回以内の問合をなす事を得

○第三種 一ケ年金八十圓拂込

一ケ年三十回以内の問合をなす事を得

○第四種 一ケ年金四十圓拂込

一ケ年十二回以内の問合をなす事を得

但し前二條の問合は本支所々在地に限り無料（上海、大連を除く）とし他の各地方の問合に對しては加盟料の外相當實費を申受

くるものとす

英文日報料金は一ケ年十二圓とす

第六條 加盟料は總て前拂とし一旦拂込たる料金は如何なる場合と雖も返戻せざるものとす

第七條 當所に對する問合は當所より豫め配付したる問合切符を以てせらる可し

第八條 問合切符は一枚に付一法人又は一個人に限るものとす

但、結婚調査は問合切符の外一件に付金七圓を要するものとす、本支所々在地以外の調査は別に實費を申受くるものとす

第九條 問合をなさんとする會員は豫め印鑑を差出し置き問合切符に同一の押印を爲し報告を請求せらるべし

第十條 會員は一名に限り代理問合人を設くることを得

但し此場合に於ては前條の手續に倣ひ印鑑を差出さるべし

第十一條 加盟者は所定の書式に倣ひ加盟誓約書を差出さるべし(書式略)

第十二條 加盟會員以外にして資産信用調査を依頼せらるゝ場合は一件に付料金十二圓以上とし、結婚調査は金十五圓以上として前納を受くるものとす。其他の人事調査は事件の難易に依りて料金を協定すべし、本支所々在地以外の調査に就きては別に相當實費を申受くべし

第十三條 特に急を要する調査は調査の場所一ヶ所に付市内金二圓、市外金二圓以上の割増金を申受くべし

興信所調査報告書

貴簿 四 號

東京 甲 第一六七三八號 昭和十二年三月卅一日
御問合(○) ○ ○ 氏)の件左に御報告申上候也
〇〇〇〇〇〇商會殿 信用興信所

本籍	住所	店舗	出張場所	工場	屋敷	職業	開業	性格及素行	信用	備考
	城東區大島町一ノ一八〇				鐵工所	冷蔵機飲料水機其他	明治卅八年	放漫の癖あり	先づ普通	
氏名	正味	資産	負債	年商内高又は收入高	使用人数	盛衰	當所の見			
○ ○ ○ ○	金五千圓内外	金五萬五千圓内外	金五萬圓内外	金六萬圓内外	十名内外	先づ常態	警戒を要するものと認む			
明治十三年	月生									

正味資産金	五千圓内外	氏名	〇	〇	〇	〇
資産金	五萬五千圓内外	負債金	五萬圓内外			
内 譯		内 譯				
金四萬圓内外	所有不動産	金參萬圓内外	不動産擔保借入金			
金參千圓内外	現在商品及未製品	金貳萬圓内外	買掛金又は振出手形其他未拂金			
金七千圓内外	賣掛金及受取手形					
金五百圓内外	銀行預金					
金參千圓内外	機械器具					
金貳千圓内外	電話及家具什器					
	(附 記)					
一、不動産						
	城東區大島町一丁目一六三、一六四					

AD宅	地				一九三坪三八
AE同					三三〇坪
同	町一丁目一六二、一六四、一八〇所在				
E	木造瓦葺平家				四二坪
E同					一三坪
同	二階建				一五坪五〇
同	平家建				一八坪
AE同					一八坪
ADE	同トタン葺二階建				九一坪七五
同	區北砂町三ノ一八八、一九九、二〇〇				一六坪七五
JI	木造瓦葺二階建				二五坪七五
JE	木造トタン葺平家建				四五坪七五
JEG	同				一〇坪八三
JBG	同				一八坪
ADJ	木造瓦葺平家建				一五坪
ADG	同				一〇坪
北砂町三ノ一八六、一八七、一八八、一九九、二〇〇、二〇一所在	二階建				一四坪二五
EFJ	宅地				三〇二坪二七
EGJ	同				八六坪二八

<p>ADEC宅 地 二 筆 一四一坪三</p> <p>城東區大島町一丁目百八十(妻女○○名義)</p> <p>BJ木造瓦葺二階建 二 棟 上 三五坪五〇 下 四九坪</p> <p>右の内A印に對し昭和二年八月卅一日○○○銀行に七千五百圓年利八分五厘辨濟期同七年九月廿五日</p> <p>E印に對し同七年三月十一日小石川高田豐川町○○○に八千圓年利なし辨濟期同七年十二月廿八日</p> <p>D印に對し同六年一月廿一日○○○銀行に參千五百圓年利八分辨濟期同十一年一月廿五日</p> <p>F印に對し昭和五年七月一日○○○銀行のため金額參千圓年利八分四厘辨濟期昭和廿一年十二月卅一日半年賦金百七拾七圓七拾參錢</p> <p>G印に對し同八年六月一日京橋區木挽町二丁目三八○○○氏に貳千圓の根抵當となり辨濟同八年十一月五日</p> <p>B印に對し昭和八年九月廿一日○○○無盡會社に四千五百拾圓宛九十一回拂</p> <p>I印に對し昭和九年一月廿二日○○○町信用組合に壹千六百五拾圓日歩八拾四錢辨濟十三年二月末</p> <p>J印に對し同十年四月十二日神田岩本町○○○○○氏に貳千參百圓、貳百參拾圓宛十回拂</p> <p>右抵當權の設定あり</p>
--

業		營	
主ナル販賣先	支拂振ノ良否	代金支拂方法及	主ナル仕入先
<p>大日本ビール株式會社、カルピス製造株式會社、陸軍衛戍病院、商工省、工業試験所及地方</p>	<p>翌月五日勘定を主とし支拂振り先づ普通なり</p>	<p>冷蔵機、飲料水機其他化學機及部分品</p>	<p>神田○○本店、京橋○○商店、本所○○商店、大島町○○商店、○○鑄工場其他三四ヶ所の下請工場に依頼せり</p>

既往及現状	家庭	態			狀	
		金融狀態	取引銀行及	營業振	代金受入方法及	賣掛回収ノ良否
氏は東京府の人幼時砂町〇〇鐵工場に徒弟と爲り相當の經驗を得て市内諸工場の職工たりしが其後	氏夫妻の間に子供五名あり圓滿		〇〇〇〇銀行〇〇支店〇〇銀行〇〇〇支店に當座取引あり金融逼迫にて對行信用先づ普通	保守的		翌月五日又は月末勘定にして回収普通なり

富士紡績株式會社に入り明治卅八年頃砂町に於て獨立經營の下に鐵工業を開始し相當の發展をなし同四十年一月現所に移轉爾來順調を辿り來りしが昭和三四年來の不況續きにて業況舉らず辛うじて收支相償ふ程度にて時に若干の缺損を招く事もあり加ふるに營業振り放慢なる爲め經營も相當苦境の立場に在りて遂に昭和八年五月八日〇〇〇銀行龜戸支店に於て約手貳百五拾圓を預金不足の理由にて不渡りとなりしも翌日取消となりし事あり爾來内政は余程窮屈に陥りつゝありしが昭和十年末以來幾分註文を増し目下長男〇氏に業務を補佐せしめ外に職工十名内外を使用し年商内高六萬圓内外を計上し業況先づ常態なり

尙ほ外に不動産よりの年收入參千圓を有するも一方借入金に對する金利の支拂に追はれ勝なる模様なり

指 定 事 項

一、組織は個人經營なり

一、年商高六萬圓乃至七萬圓

一、得意先は本文中の如し

第四節 貸付の標準

しからば一體何んなお客に貸付をしてもいゝか、即ち貸付をするには一體何を標準として、其の諾否を決定するのかと云へば、通俗に米國では三つのCを標準とするのだと云つてゐる。

A、「三C」

第四節 貸付の標準

とは何であるかと云へば、即ち

- 一、人 格 Character
- 一、能 力 Capacity
- 一、資 力 Capital

第一の人格とは其の人格が商品の代金を支拂ふやうな意志を持つて居るやうな人物であるか何うかと云ふことを指すのであつて、此の事柄を知るには、其の人の過去の経歴や、現在の取引先其の他に對する支拂ひの模様を見れば簡単に知ることが出来る。その人が各種の支拂ひ先に現在完全に正確に支拂ひをキチ／＼として居る人ならば先づ大丈夫と見ていゝのである。次ぎの能力とは、その人が現在収益能力のある人——即ち一定の仕事に従事し相當の収入を得て商品の代金を支拂ふ経済的能力を現在持ち、又は將來も持つて居るか否かと云ふことを指すのであつて、経済的に相當の位置を占めて居り、又その人が事業經營者であるならば、經營能力があるか、何うかと云ふことを指して云ふのである。第二には此の點を能く調べてみる必要があると思ふ。いくら人物がよくてもこの經濟能力、収益能力の無い人は貸付の得意先としていゝ得意先ではない。第三は其の人の資力である。その資力の多少はその人に貸付を何の程度まで許す可きかといふ貸付の額を決定する必要な要素となるものであつて、これも亦前二者と共に注意す可きことである。尤も其の資力は第二の能力と密接な關係のあるものである。例へば茲に一人の人があつて、近く多額の資産を親から相続する人であるにしても、その人がその親から譲り受けた資産や事業を完全に管理し、持續し行くやうな能力のない人とするならば、これらの人に對してはその現在資産と未來資産とのみを標準として、一定の信用程度を評價す可きものであつて、決してその人の能力

を評價の中に入れてないのである。これに對して、その人が一定の能力を持つて居る人とするならば、現在の資力は尠いとしてもその將來の發展を考慮の中に入れてその能力も信用程度の評價の中に加へてもいゝと思ふ。

以上のやうに此の三つの要素は貸付を許すべきか如何といふことを決定す可き大切な要素であるが、この三つは何れを缺いてもならぬものである。その人の「人格」のいゝといふことは其の買物代金を完全に支拂ふ人であることを示し、その「能力」は第三の「資力」と共に將來どれ程の金額まで、その買物代金を支拂ひ得るであらうかといふことを示し、その「資力」は現在何の程度までの信用を與へていゝかといふその限度を示すものであり、又その人が自發的に借金を支拂はない場合、その商店が何程の程度までその人に對して支拂ひを強制し得るか否かといふ額を示すものである。

B、「三つのC」の比較的重要性

三つの「C」の比較的順位及び重要性はこれらの三要素が觀察される處の角度、及び與へられた觀察點の下に横はる哲學に據つて決定されるものである。クレジット業に可成經驗に深い一著者は資力を最重要とし、能力を第二位に、品性を第三位に置いて居るのである。この評價の理由及び支持に先行すべき手續には二つあつて、先づ第一にクレジット申込者は彼が期待して居る營業の分量を金融すべき己れ自身の充分な財力を開示しなければならぬので、一度びこの事實が正當に公示されると申込者は保守的な管理法に依つて己れの財産を保つ己れの能力をクレジット許可者に納得させ、且つ期日に至つて己れの手形を割引したり、己れの債務を仕拂ふたりすることをクレジット許可者に納得させなければならぬのである。最後にクレジット申込者はどんな偶發事が起らうとも、また少々の苦情申立の理由があつても訴訟する様な行

動に出ず、債権者に對して己れの債務を完済する意志と計畫とを有することを表示して己れの誠實と廉潔とを開示しなければならぬのである。

右の理由に對する主な反對説は恐らく實に少數のクレジット申込者のみが自分の全營業量を金融するに充分な資本を有すと公示し得る資格を持つて居り、なほ且つ、若し個人が店舗が斯かる羨ましい位置に達し得たならば供給店や銀行の金融援助を求める必要は殆んど無く、全部現金買ひをするであらう。それ故に結論して、クレジット支配人は實行上前記の論に指示された様な理由に反對し、「馬の前に車」を置かないのである。クレジット支配人は第一に申込者の品性、誠實及廉潔のほどを判断し、申込者が進んで己れの債務を迅速に仕拂ふ意志ありや否やを判断し、第二に顧客の才能が能く己れの現在の財力の状態に順應して營業し行き營業を保守出来るか、或は其の才能がクレジット條件に依り獲得した商品の販賣方法を保守し遂に一層大きな資本を蓄積し得る様に己れの營業を繼續し得るかどうかを検討しなければならぬのである。

資本をクレジット擴張調査上の三つの「C」の第一位に置く議論を支持する他の議論は、最も多くの商舖の注文の殆んど七割五分は商業興信所の順位だけの基礎上で受付けられて居り、注文の二割五分乃至三割だけが他の二つの調査要件即ち能力と品性の綿密な調査に基いて居るといふ現状からの議論である。

此の議論を進めるに當つて、次の推論が明示されてある、即ち商業興信所の順序は獨占的に財力を反映して居るといふ事である。事實、この順位も亦仕拂習慣、一般品性、及び財力を指示して居るのである。その外に、色々の調査要件の比較的價値を決定するに當つて注意して置くべきことは、極上等のA-Iの危険ではないのである。これらの極上等のA-I危険の調査には敢へて専門家を煩はす程の必要もなく、クレジット支配人或はクレジット専門家の手に懸るのは主として

疑問符或は境目の勘定であつて、これらの勘定は誤たざる判断と極度の注意と警戒の實行とクレジット支配人が有する最良の知識の發動を要するからである。一言にして云へば其の基礎或は要素の比較的位置の決定を支配する處のものは危険の總數ではなく、與へられた基礎上に承認せらるべき疑問の勘定の數である。故に數量の指表だけでは資本をクレジット決定の一要素として首位に置くといふ考へには不足を感ずるのである、何となればこの點に關しては質的な分析がもつと重要であるからである。

クレジット人をして數學的に危険を計量する精密な決定法を知らしむるため、前記の講究中に研究された種々の理由に基いて推論すれば品性は四割の價値、能力は三割五分、資力は二割五分、三つのC總合計十割と斷ずる事である。

C、クレジット方程式

普通の經濟状態下での普通の取引と假定してクレジット方程式は次の如く記載され得るのである。

- (1) 品性+能力+資力=クレジット制限安全
- (2) 品性+資力+不十分なる能力=良クレジット冒険
- (3) 能力+資力+品性敏如=疑問クレジット冒険
- (4) 品性+能力-資力=制限された成功
- (5) 能力+資力-品性=危険なる冒険
- (6) 品性+資力-能力=劣等クレジット冒険

- (7) 資力—品性—能力=明白に貧弱なる冒險
- (8) 品性—能力—資力=劣等クレジット冒險
- (9) 能力—品性—資力=詐欺、クレジット冒險

D、五つの標準

以上の三つのCに次いで注意すべきことは左の五つの事柄である。

- 1、彼れは返金し得る能力があるか。
- 2、彼れは返金する意志を持つて居るか。
- 3、彼れは現實に返金するだらうか。
- 4、彼れは何時返金するだらうか。
- 5、彼れは返金するやうになるだらうか。

と云ふ五つの事柄である。そして借り主に對して貸し主は常に此の五つの標準から貸付を判断すべきであると思ふ。

第五節 貸付期間中の注意

資金と云ふものは、唯單に貸付けて、その後は手を拱いて眺めて居れば必ず、利がついて返つてくると云ふものではないのであつて特に中小金融の場合は仲々そうは行かない。貸す時にも何々に、何ういふ風に使ふのかをよく注意して貸付

けると共に、貸付けた後も常に注意して、その資金を投資してある事業とか、商店とかをよく注意し助言して事業の成功を期さねば、結局貸した資金が上手に回収出来ない事になるのである。

此の故にいゝ信用組合とか、その他の中小金融機關に於いても、進歩した所では、單に資金を貸すのみでなく、資金の融通と併せて、事業の經營の相談にまで乗つて居るのである。商工組合中央金庫にも此の爲めに指導部があり、又今度大藏省で新しく計畫されて居る庶民金庫でも此の指導部を置くとの事である。即ち中小金融機關では資金の融通の外に、此の事業の指導までも必要であり、又貸した後もその事業や商店の經營の成り行きによく注意して、資金を貸したらその後、何にもしないで抛り放しにして置くことは決して融通した資金の回収率を安全ならしむる方法ではないのである。

又資金を貸す時に、その借り主は經濟状態もよく、事業もうまく行つて居たが、その後その借り主や保證人にも身分上經濟上の變動があり、又財界の状態や、事業界も刻々に變化して行くものであるから、中小金融機關としては資金の融通後も常に左のやうな諸々の點に常に注意して居る可きである。

A、事業の成否 資金を貸した商店、會社、工場の事業の經營状態を常によく注意して、事業報告書や、決算報告書を徴し研究調査して、事業が悪化する傾向あれば、これをよく注意善導し、それでも尙ほ云ふことを聞かなければ資金を引き上げる準備をす可きである。

B、借主保證人の死亡及身分上の變動 借り主や保證人の死亡、又は隠居、禁治産等身分上の變動に常に注意を拂つて置いて之れに應ずる法律上の手續をとることが必要である。

C、結婚及離婚 結婚も離婚も時としては借り主の資産の増加及減少の原因となるものであるから、よくこれに注意し

て置くことが必要である。

D、裁判及經濟上の處分 例へば借り主が破産の宣告を受くるとか禁治産の宣告を受くるとか、又は振出した小切手手形等が不渡りになつたとか云ふことも常によく注意して置く可きである。

E、借主保證人の移住轉居 これ等も常によく調査して名簿を正確に訂正して置く必要がある。

F、集金による状態 月々又は日々集金に行くやうな組織のものは此の集金の状態によつて、借りの主の經濟状態を大體測定出来るものであるから、これらにもよく注意して置く可きである。

G、借主保證人に關する噂 よく誰々が破産したとか、夜逃げしたとか云ふ街の噂があるものであるが、これ等の中にも自分のお得意先の借り主もあることもあるのであるから、よくこれらも常に注意して聞いて置くことが必要である。

H、一般財界の推移 一般財界の推移變遷は金融機關の得意先の一般商店、會社、工場、勤め人へも影響を及ぼすものであるから、これらに關しても常に留意して置くことが必要である。

I、警戒カード 以上のやうな諸點をその借主の營業報告書とか興信所の内報とかその他各種の材料や資料によつて常に注意して置いて、自分のお得意先に對する「警戒カード」を作つて置くことが必要である。その「警戒カード」には大體左のやうな事項を記入して置く必要がある。

警戒カード

債務者ノ住所	収入不足
職 業	貸付資格の有無
營 業 所	家庭状態
貸付日附	強制執行を受けたことの有無
貸付金額	移轉辭の理由
勘定残高	負債過重か何うか
遅延か何うか	轉住先不明
支拂停止か何うか	集金人の批評
破産又は其の他の原因	

第六節 集 金 (返 濟)

此の貸付金の集金即ち返濟金の集金の巧拙は直ちにその事業の成功不成功に關係するものであるから、貸付金の集金は非常に注意を必要とするのである。若し一時返濟にして不可能ならば、分割拂ひ即ち割賦返濟又は日掛、月掛の方法による必要がある。これらの集金上の注意に關し左に少しこれを述べてみよう。

A、集金のコツ

そこで問題となるのは集金人の手腕力量といふことであるが、集金人として先づ第一に心掛けねばならぬことは、貸付代金の集金の場合に於いて借主の全部を悉く一族の人と見ずして所謂「人を見て法を説け」といふ事であつて、その人、その人によつて集金の方法と態度を差別して變へて行くことである。即ち長い間自分の店と取引のある人であつて、今ま

で完全に取引をして居る客は一度や二度、多少支拂時期が遅れてもいゝのであるが、初めての貸付の客であつて支拂ひのよくない者に對しては前の客と區別してこれを取扱ふことが必要だと思ふ。或る經驗のある集金人の話によると、集金のコツは次のやうな事柄に注意することであると言つてゐる。即ち「大抵の場合集金が成功しない理由は、その一人々々の債務者に對して、その店の人がその氣質、境遇、職業、社會上の地位等を無視してこれを一様に取扱はうとするからである。如何なるいゝ集金人でも、販賣者でも、この客の個人々々の性格と境遇とを考察の中に入れていない人は決して、その集金に成功する人ではないのである」と云つて居る。

又、集金係の人はいゝ手腕とその機敏な判斷力と共にその方針を確實に實行する實行力が必要である。何となれば、その貸付の色々な條件、例へば書出しの配布、集金期日等を正確に實行する商店は顧客から却つて尊敬を受けるものであり、又あの店は儲かだといふ信用を得るものである。

今一つ集金人がその貸付の勘定を集金することの中には重大な仕事が含まれて居るのである。それは何であるかと云へば、その集金の方法、やり方のいゝか悪いかといふことによつて、その顧客をしてその後も永くお客として、店との取引を繼續さすか如何かといふ役目を持つてゐるのである。即ち或る一人のお客が、その席に不義理な貸付代金の残金を持つてゐる時は、その客はどうしてもその店に行くことを恥しがつて、自然とその店から足が遠のいて行くものである。所が之に反して、その貸付の代金が完全に支拂はれて居るとその客は再びその店に来る。即ち借金を支拂はないお客は、その店の勘定を支拂ふまで更に商品を注文することを遠慮し、自然に他の店に行くやうになるが、貸付の代金が完全に支拂はれると、その人は再びその店に来て自由な氣持で買物をするやうになるのである。即ち完全な正確な集金は店の顧客を永久

にその店へ引付けるものである。又正確にキチンと集金すると顧客はそれによつて將來支拂を迅速に正確にすることを教へられるものである。

又或るお客に澤山の貸付代金の残りが出来て、その客に掛賣りする場合でも、よくお客に得心出来るやうにその感情を害しないやうに、爾今現金にするやうに頼むべきであると思ふ。さうするとその客は次の期間現金買ひをしてその取引を繼續して、その代金の滞納が完済されても尚ほ現金買ひを續ける習慣となることがある。

集金の方法に二つの方法があるとはよく通俗に云はれて居ることである。この二つの方法とは何であるかと云ふと、その一つは硬派主義であり、その一つは軟派主義である。硬派主義とは何ういふ方法であるかと云へば、一體に八釜しく云つたり、嫌がらせを云つたりして掛代金を集金しようとする方法である。その一例を話すと、私の所に瓦斯會社から一人の集金人が来てゐたが、この男非常に無愛想であつて、「今日は」とも云はず黙つてヌウと入つて来て、いきなり「瓦斯會社ですツ」と来る。妻などが、「今日は駄目です」と云ふと、又何も云はず黙つて歸つて行くといふ風である。一日、妻が料金を支拂つて、お機嫌のいゝ日を捉へて話してみると仲々話をする。「一體どうしてそんなに無愛想にするのですか」と聞いたら、この男生來無愛想でなく、次の言葉によつて集金戰術として無愛想なることが解つた。即ちその男の云ふ所によると、「この邊のサラリーマンの奥様なんか甘い顔してゐてはチツとも集金が出来ぬ。少しは大きい聲を出したり、嫌がらせを云ふと、少し許りの金であるから、無理しても何とか拂つてくれて二度三度足を運ぶ必要がなくなるのです。だからワザと大きい聲をして近所に聞えるやうに云つたり、嫌や味を云つてやるのですよ」と云ふのである。

これに反して軟派といふのは澤山代金が残つて居るが、客の都合で二圓拂つても三圓拂つても黙つて「有難うございま

す」と云つて歸つて行つて、又支拂期日にはキチンと集金に来る。時によると都合が悪くても黙つて「又何卒お願ひします」と云つて歸つて行つて、期日には又集金に来るのである。こうすると客の方でも義理が出来て結局感情を害せず完全に支拂ふこととなるのである。

この硬派と軟派の内、その何れをとるか云へば私は勿論後者をとるのである。手数は非常に掛るが、結局は客を永久に店に繋いで置くことになり、感情を害しないことになつて客に満足と與へることとなるのである。之れに反して前の方の硬派の方法は一時の貸金の滞納が片付きはするが、その客の感情を害して後は續かず、お客はそれきりでその店と縁切りとなるのである。

次に、浅野信一氏著「無盡會社員讀本」の中より、集金に關する項をこゝに紹介してみることとする。

集金はどんな機關に依るかと言ふと、集金員に依るのが一番多い。代理店に依ることもある。又營業區域外に加入者が轉任した様な場合には集金郵便に依る場合もある。

集金は其の時期で前集金と後集金とに分けられる。前集金と云ふのは拂込期前に集金に行くので、前に一寸述べた會社のサーヴィスに屬するものであるが、一方から云へばより多く完全に掛金を集めたいといふ目的もあるわけである。前集金で注意を要するのは給付済口掛金に就いても充分力を入れなければならぬと云ふことである。給付未済口の掛金は抽籤入札に加はる。即ち貸金を取りたいといふ關係で喜んで掛金をするものだから取り易い。それに短い期間に萬遍なく廻らなければならぬのでどうしても取り易い方に力を盡して、取り難い済口を忽せにする傾向があり、従つて其の未收額が増える虞れがあるのである。それ故この點をよく留意しなければならぬ。それから出席獎勵金(車代)を支出しながら

尙ほ前集金を行つて居る所も少くないから、之は如何かと思はれる。元々、會社への持参拂込を獎勵する意味で、獎勵金(車代)と云ふものを出して集金の費用と手数を省かうと云ふのに、此方から期日前に集金に行つて尙且つ獎勵金を出すといふことは二重の費用を負担して居ることになる。かゝる場合は漸次之を廢止すべきであらう。

次に集金員に依る集金の實際に就いて述べて見よう。

B、集金の實際

先づ集金の區域を定めて一集金員の受持を定めるのが普通である。中には募集した加入者は其の募集した者が廻るといふ所もあるが、それは集金能率を擧げる上から云つて良い方法とは考へられない。集金區域の定め方は土地の状況に依つて夫々違ふから、その定則はないが、各受持區域間に於いて、集金高、集金勞力等に餘り大なる隔りがない様にすべきこととは言ふ迄もない。集金員の受持區域を変更する方がよいかどうかといふことは、募集を兼務せしむるかどうかに依つて違ふが、大體に於て集金員に募集を兼ねしむる所が多い様であるから、さういふ點を考へて見ると、餘り度々受持を変更せず集金員の狀態を見て時々變更するのが良い様である。

集金員が集金に出る際には集金すべき箇所、加入者、金額等を知るべき據所が必要である。それには二通り程ある。一は集金カードで、一は傳票である。

集金カードの一例を擧げると次の如くである。

表

關係者印		No.....					
		住所					
姓名		職業 殿					
昭和 年			昭和 年			連 帶 者	
回数	掛金額	入金日	回数	掛金額	入金日		
1			22				
2			23				
3			24				
4			25				
5			26				
6			27				
7			28				
8			29				
9			30				
10			31			證書	擔保
11			32			摘要	
12			33				
13			34				
14			35				
15			36				
16			37				
17			38				
18			39				
19			40				
20			41				
21			42				

此のカードに掛金額を記入するのは抽籤入札會が終つて次回の掛金が決つたときである。中には金額を記載せず、掛金額は別の表、或は月報（次回掛金額の記載しあるもの）で調べる所もある。

裏

集 金 月 日		摘 要	集 金 月 日		摘 要
出張日	約束日		出張日	約束日	

傳票は普通傳票と同じものもあり、又納税切符の様に三枚續きになつてゐる所もある。收入證紙を用ひて居る所では此の收入證紙を傳票の一部に刷込んでゐる所もある。次の例を見るべし。

未收無盡掛入金票

昭和 年 月 日

¥ 700
(證券)

氏名				取締役	
摘要	印	號	番	會計	
	回		700	補助	
配當金額	回			簿記	
印	回			係	
差引現金				集金人	

右の如き傳票を使用しても尙簡単な集金カードを併用する所もある。

集金員はカード又は傳票に基いて加入者の所で掛金を受け取ると、通帳所定欄に夫々記入し領收の捺印をする。收入證紙を使用する所では證紙貼付の上捺印をする。若し偶々通帳(假通帳)の見當らない時は領收證を發行する。前回が入札で入札差金の分配金のある時は其の金額を通帳の入札差金欄(通帳無盡契約證書)に記入のみする所と、その領收書を加入者から徴する所とある。此の集金の際に問題となるのは小切手を以て拂込を受け、それが不渡となり或は先附小切手を貰つた時である。斯る場合に完全に入らない限り入金と認めないといふ約款を明かに設けて居る所もあるが、この取扱はつきりさせておくべきである。

集金員が掛金を領收した時自己の手控に組名、加入者名、金額等を控えしむる所、傳票を複寫紙で二枚作製せしめ一枚を控えとせしむる所、傳票に簡単な控えの連続し置くもの等種々あるが、その日の集金額を明瞭ならしむる方法を採用してゐるのは同一で、更に別に集金日報を認めさす所もある。

集金員は一日の集金後歸社して傳票、集金合計表、カード、日報、收入證紙、受拂簿等に現金を添へて會計課に提出、同課の領印をもらつて茲に一日の集金の責務を終へるのである。會社によつては傳票は集金員に認めさせないが、之は集金員に認めさせる方がよい。

C、集金の督勵、監督の方法

集金員は外で働いて居るものだから、その勤怠は仲々解らない。そこで之を督勵し又監督する方法が考へ出されるわけである。

督勵方法としては次の如きことが考へられる。

- 1、毎日廻るべきカード、傳票を交付し、歸社の際其の實績を聴取する。
- 2、取り難い給付濟口の集金歩合を未濟口より高率にする。
- 3、一ヶ月の集金責任額を設け其の成績に依り、給料、賞與を加減する。
- 4、各自の成績を公示する。
- 5、集金員同志の協議會、他係員との協議會を開き事務所の圓滑を圖り能率を増進する。

監督方法は次の如き方法が行はれて居る。

- 1、監督員設置。
- 2、加入者文書照會。
- 3、集金證明書(判取帳)。
- 4、會日に通帳と臺帳を照合。
- 5、集金カードと臺帳との照合。
- 6、収入證紙の使用
日々受拂を監督し時々手持證紙の検査を爲す。
- 7、集金員は家庭を訪問し日常の状態に注意する。

D、掛金獎勵の方法

集金の目的はより多く且つ速に掛金を拂込ませることである。そこで出來得べくんばなるべく費用と手数を掛けずに其の目的を達したいのである。そこで加入者をして集金を待たず進んで掛金を拂込ましむる種々の方法が採用されて居る。

E、集金員の心得九ヶ條

最後に條文全體の集金員の心得を掲げ簡単な説明を加へて見よう。

第一條 掛金の完全なる收納如何は正に無盡業務一般の消長に多大の影響を及ぼすものなれば之が集金に従事する者は克く職責の重大なるを自覺し奮勵努力、成績の發揚を期すべし。

此の事は「募集の心得」の所で述べたが、集金員は加入者と會社との楔である。而して會社の信用、不信用の大部分は集金員が背負つて居ると云つても宜い位だから、常に感謝、至誠、奉仕第一の信念を以て仕事に従事せねばならぬ。

第二條 私金と掛金と混同すべからず。

凡ての過誤は極く詰らぬ所から生ずるものである。百千といふ金の使込みも其の最初は一圓、二圓といふ僅かな使込みから生ずるものである。而してそれは自己の金と集金とを混同して居るために知らず識らずに集金を減らし、それが度重つて取返しが付かぬことが多いのである。又傳票や集計の誤も私金と集金とを明かに區分して置けば直ちに發見出來、會計から叱言を食つて厭な思ひをすることも要らぬ。

第三條 仕事は其の場で爲すべし。

傳票の作製、控の記帳等は其の場でやるのが手數も省け誤も少くすることが出来る。或は忙しいときはその時間が無いといふ向もある様だが、私はそれ丈の時間は裕にあるものと考へる。

第四條 誤を無くするやうに心掛くべし。

一個の誤りは内動員の仕事を多くし、事務に支障を來し、餘分の費用と手数を要するから、出來る限り誤を無い様に心掛けねばならぬ。

第五條 加入者に接するには常に服装を正し、禮節を主とし、懇篤温和を旨とすべし。

服装は客商賣であるから注意して加入者をして厭な感情を起させぬ様にしなければならぬ。加入者の中には往々不禮當の言語を發し、或は舉動を爲すものがあつても之を忍耐して苟も反抗するが如きことのない様にするには云ふ迄もない。一度感情を害すると永く融和し難く、其の爲め集金が困難になり、自分の不利益のみでなく會社も亦迷惑となる。

第六條 加入者の都合を顧慮し、決して足を運ぶの勞を厭ふべからず。

幾度でも足を運んで加入者が好意で支拂ふやうに努力すべきである。加入者の忙しい時取込みの時、慶弔の時などは留意する必要がある。

第七條 加入者の註文、傳言、質問等は何事に拘はらず迅速、親切に處理すべし。

加入者は會社員なれば何事でも解るものと信じて居るので、何事に依らず註文やら質問やらを提出するものであるから其の際は例令他の係のことでもよく聞いて、直ちに之を其の係に通じて速に處理してもらふことが肝要である。とかく人は責任を他に轉嫁し勝ちで調査が悪いから、給付が悪いから、募集が悪いからと云ふことは愚である。内部は幾係にも分れても會社は一つなのだから、係間でよく協議して加入者のため、會社のためを計らなくてはならぬ。

第八條 加入者の便宜を計るを專一とすべきこと勿論なるも、それが爲め會社の利益を忘るべからず。之は募集の所で述べた故、こゝでは省略する。

第九條 加入者をよく知り且つ之を訓練すべし。

支拂をする人が男か女か、生活の状態、職業をよく研究して夫々それに應ずる様にしなければならぬ。善い辭を付ける

と云ふことは大切なことである。營業無盡は無盡講のやうに會員同志の間に何等の關係がないから甘く行かないと謂はれてゐるが、集金員と會員との間に楔が出来、それを通じて加入者と會社とが甘く聯關して行くならば、其處に新しい繋りが生ずるわけである。この實例は大明無盡、大昭無盡等にその實例を見る。斯うなると集金員の責任も亦大なるものであつて、又愉快な仕事でもあるのである。

第七節 整理

滞納後及不拂者に對しても成る可く氣永く親切にやつて、その事業の再起するやう注意して決して感情に走つて怒つてはならないと思ふ。

又最後の方法として法律的の解決による場合も借り主をよく理解せしめてやるのでいゝのである。しかし、此の方法をとつても將來の營業上決して得の行く可きものでないから餘義無い場合の外は此の方法を避く可きであると思ふ。

第八節 取扱員の養成

最後に注意すべきことは、從來の普通銀行の事務を扱つて居た人では何うしても、此の中小金融の取扱ひは六ヶ敷しいのである。其の理由は第一に顧客の層が違つて居て、極く程度の低い人であるから、その取扱ひ方を全然かへねばならぬのである。所が從來の金融に携つて居る人々は大抵程度の高い上層の人々のみを相手にして居たから全然その取扱ひに馴れて居ないと思ふ。第二には中小金融の場合には手數のかゝる割にその利益も薄すいのであるから從來のやうな心持ちで

は出来ないものであつて、一つの社會奉仕とか又は社會事業をやる考へでなければ出来ないものである。第三には中小金融は従来の金融のやうに單に資金の貸付けをやつて、其の後は之れを抛り放しにして置いてはならないのであつて、貸付の前貸付の時、貸付の後に於いても善良な友人のやうな気持ちでその生活や事業の指導をしてやらなければならないのである。

以上のやうな理由で此の仕事に携はる人には特殊な教育をやる事が必要であつて、これが爲めにその取扱員の養成が第一の仕事となつてくる譯である。

第三章 各種機關の中小金融實務

第一節 普通銀行の貸付要綱と其の方法

普通銀行では、廣い意味の中小金融は勿論何の銀行でもやつて居るのであるが、その意味でなく、最近の言葉で用ひられて居る意味の中小金融を特に意識してやつて居る銀行は至つて尠ないのである、三井、住友、金原、野村、十五、昭和、日本晝夜、北門の各銀行のみが僅かに此の仕事を行つて居るやうである。今左に之等の銀行の貸付要綱と其の方法の概要を述べて置くこととする。

A、野村銀行

野村銀行産業金融申込要項

産業金融の種類

- (一) 小口産業金融……壹千圓以内(信用及擔保附)
- (二) 産業金融……信用五千圓以内、擔保附貳萬圓以内
- (三) 大口産業金融……信用壹萬圓以内、擔保附參萬圓以内
- (四) 團體金融……各種組合又は團體で金額は其都度相談に應ず

第一節 普通銀行の貸付要綱と其の方法

- 一、申込人の資格
- 小口産業金融 當行支店所在各府縣下同 一市町村内に引續き一ヶ年以上居住し現に商工業等を営み將來も營業繼續の見込ある世帯主若しくは會社
 - 大口産業金融 當行支店所在各府縣下同 一市町村内に引續き一ヶ年以上居住し現に商工業等を営み將來も營業繼續の見込ある世帯主若しくは會社
 - 團體金融 當行本支店所在各府縣下に主たる事務所を有する商業組合、工業組合、輸出組合其他各種組合又は團體
- 二、融通金の限度
- 一人又は一會社當り 壹千圓以内
- 三、資金の用途
- (イ)原料、材料又は商品の買入、賃銀の支拂等の運轉資金
 - (ロ)月賦其他による賣掛代金の資金化
 - (ハ)工場、機械設備又は店舗の改善等の固定資金
- 四、期間並に償還方法
- 二ヶ年以内(三ヶ月以内の据置期間を含む)の割賦償還又は三ヶ月以内の定期償還
 - 日歩一錢九厘以内 市場の状況により變更無擔保又は擔保の少いときは確實な保證人を要す但三人以上の連帶借受の場合は不要
- 五、利率
- 六、保證人
- 一人又は一會社當り 信用 壹萬圓以内 擔保附 參萬圓以内
- (イ)原料、材料又は商品の買入、賃銀の支拂等の運轉資金
 - (ロ)月賦其他による賣掛代金の資金化
 - (ハ)工場、機械設備又は店舗の改善等の固定資金
- 一人又は一會社當り 信用 五千圓以内 擔保附 貳萬圓以内
- (イ)原料、材料又は商品の買入、賃銀の支拂等の運轉資金
 - (ロ)月賦其他による賣掛代金の資金化
 - (ハ)工場、機械設備又は店舗の改善等の固定資金
- 三人以内(六ヶ月以内の据置期間を含む)の割賦償還又は六ヶ月以内の定期償還
- 日歩一錢九厘以内 市場の状況により變更無擔保又は擔保の少いときは確實な保證人を要す但二人以上の連帶借受の場合は不要
- 三人以内(六ヶ月以内の据置期間を含む)の割賦償還又は六ヶ月以内の定期償還
- 日歩一錢九厘以内 市場の状況により變更無擔保又は擔保の少いときは確實な保證人を要す但二人以上の連帶借受の場合は不要
- 三人以内(六ヶ月以内の据置期間を含む)の割賦償還又は六ヶ月以内の定期償還
- 日歩一錢九厘以内 市場の状況により變更無擔保又は擔保の少いときは確實な保證人を要す但二人以上の連帶借受の場合は不要

産業金融申込書

- 一、申込人の住所職業氏名 (現住所) (職業) (氏名) (商號)
- 二、現住市町村内に於ケル營業繼續期間 自 年 月 至 年 月 電話 年 月 局 月 設立 番
- 三、申込金額 金 圓 也
- 四、借入金使途
- 五、期間並償還方法
- 六、本借入金ノ償還資源
- 七、擔保 (不動産ナルトキハ之ニ對スル先順位抵當權ノ有無、先順位ノ債務額、債權者名、利率、及物件上ニ他ノ權利設定ノ有無)
- 八、取引銀行名
- 九、現在ノ資産負債(會社ナラバ貸借對照表添附ノコト)

資		産		負		債	
商	品	四	不動産	買	掛	金	四
賣	掛	金		支	拂	手	形
受	取	手	形	借	入	金	
預	金	其	他	其	他		

一〇、最近一ヶ年間營業收支(會社ナラバ考課狀添附ノコト)

最近一ヶ年間	賣上 數量	賣上 金額	雑 收入	營業 支出	生 計	損 益
今後一ヶ年豫想						
		圓	圓	圓	圓	圓

一一、最近一ヶ年間營業稅又ハ營業收益稅

營業稅	稅	圓
營業稅附加稅		圓

營業稅ヨリ營業收益稅トナリタルモノ又ハ營業收益稅ヨリ營業稅トナリタルモノハ其旨附記ノコト

營業收益稅	稅	圓
營業收益稅附加稅		圓

一二、店舗又ハ工場現況

- (イ) 店舗又ハ工場所在地
- (ロ) 店舗又ハ工場賃借料
- (ハ) 家族及使用店員數又ハ職工數
- (ニ) 主ナル製品又ハ販賣商品
- 一三、保 證 人

(現住所)

(職業)

(氏名)

右

昭和 年 月 日

(申込人トノ關係)

株式會社 野村銀行 御中

B、日本晝夜銀行

小口信用貸出金要項

一、貸出金の御用途 は左の費目に限ります

- 一、子女教育費
- 一、轉宅費及敷金
- 一、冠婚、葬祭費
- 一、保險料
- 一、緊急衣服費
- 一、切迫の舊債償還
- 一、税金其他賦課金
- 一、出 産 費
- 一、其他家庭經濟増進資金
- 一、定期乗車券買入費
- 一、醫藥、治療、入院費

二、申込者の資格 は滿二十五歳以上の既婚者で東京市内の官廳又は相當なる諸會社銀行に貳箇年以上勤續せられ猶ほ今後も引續き勤務の見込ある方

三、保 證 人 (イ)保證人は連帯で貳名以上を要します (ロ)保證人は雇主、上役、高級同僚者又は親戚の方で相當の信用資力ある滿二十五歳以上の男子なること但し相互保證は御斷り致します

四、貸出金額 五拾圓以上壹千圓まで

五、利 率 年七分 で貸出の際に期限迄の分を申受け、外に貸出金額貳百圓未滿のものに就ては一口に付金壹圓の手數料を申受けま

六、期 限 一箇年以内

七、辨濟方法

(イ)月賦制度として貸出の當月又は翌日より納入を願ひ、猶ほ御約定以外にても臨時に内入金として隨時御納入を受けます

(ロ)月賦金並に約定外内入金に對しては何れも當行所定の利率(當分の内月賦金に對しては日歩壹錢壹厘の割合)に據り利息の割戻を爲し其割戻金は貸出元利息の辨濟資金として當行に留置き完済の時に支拂ひ致します

(ハ)月賦金御延納の場合は百圓に付き日歩參錢の割合を以て延滞利息を申受けま

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

(ニ)月賦金の御納入は豫め御申出があれば當行の何れの支店でも取扱ひます

八、借主の特別義務 (イ)保証人の變更、又は追加を請求したる場合は即時御履行せらるゝこと (ロ)勤務先の辭任、又は他からの借財若しくは重要家財の譲渡質入等を爲さるゝには凡て當行の承諾を求めらるゝこと (ハ)借主及保證人に於て其勤務先、職業又は任所を變更せられ他身體及財産上に重大なる出來事の起つた場合には其都度當行へ即報せらるゝこと

九、申込手續

(イ)申込には保證人候補者三名を選定し豫め其内諾を得られたる上申込書(當行備付)に次の書類を添へて御差出を願ひます

一、俸給證明書 二、附屬書類(當行備付)

(ロ)申込に接したる時は、當行は申込者及保證人候補者方々の御身元其他に關し各般の調査を行ふ爲め種々の參考資料の御差出を乞ひ又は關係先に直接色々の照會或は證明を乞ふことがありますから其點檢め御承知を願ひますと共に是等の調査は成るべく迅速に致しますが御申込に對する回答(御住所宛文書にて)には相當日數を要するものと豫め御合置を願ひます

(ハ)貸出實行の場合には借用證(當行備付)に戸籍謄本印鑑證明及各保證人の印鑑證明一葉宛御添付を願ひます猶ほ又當行に於て必要と認むる場合には相當なる生命保險の加入を要求致しますから豫め御合置を願ひます

株式
會社 日本晝夜銀行

日本晝夜銀行商工小口貸付要項

- 一、貸付金額 一人につき金貳千圓を限度とす。但し無擔保の場合は最高金壹千圓。
 - 二、期限 壹ヶ年以内
 - 三、利率 率 百圓につき日歩金貳錢七厘
 - 四、申込者の資格 東京市及其附近町村の商工業者で左の條件を具へて居らるゝことを必要とす。
- (イ)將來見込ある營業者

(ロ)滿參年以上同一營業に従事のこと。(但し父祖代々を通算致します)

(ハ)滿貳年以上同一地に店舗を有し、將來營業繼續の見込あること。

(ニ)現在銀行取引停止中の者は不可。

五、保證人 借入には參名の連帶保證人を要す。内一名は町内の者、一名は同業者たることを要す。但し擔保提供の場合は別に相談に應ず。

六、擔保 有價證券、電話、商品、不動産其他を擔保として受入る。

七、貸付金の用途 左の各號にあたるものたるを要す。

(イ)各種仕入資金

(ロ)運轉資金

(ハ)營業改善費

(ニ)前記各號による舊債の償還

八、貸付の形式 約束手形を用ひ外に約定書を差出す。手形は一期參ヶ月以内とし順次に書替する。

九、辨済方法 貸付の翌月から毎月一回若しくは二回一定の期日に夫々の割賦額を納入して手形の書替毎にその時までの納入高は減額し最後の期日までに全額を辨済す。右の割賦金には百圓につき日歩壹錢の割戻利息を附す。

但し割賦金延滞の場合は百圓につき日歩金四錢の割合で延滞利息を徴收、尙そのために費用を要した場合はその實費を申受けます。尙以上の方法の外都合により臨時に内入辨済なすことは隨意である。この場合には百圓につき日歩金貳錢五厘以内の利息割戻をなす。

一〇、手数料 一口につき調査費として金貳圓を徴收する。

一一、借主の特殊義務 貸付を受けた者は同時に左の條件の履行を要す。

(イ)貸付を受けると同時に同行と預金取引を開始する事。

(ロ)他銀行との取引には同行の承諾を得ること。

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

- (ハ)同行の請求ある場合は營業又は財産上の調査資料を提出すること。
 - (ニ)所有の動産及び不動産上には火災保險を付け其保險証券に裏書手續をして提出すること。
 - (ホ)營業上及び財産上の重要な變更に就ては豫め同行の同意を得ること。
- 二、取 扱 店 東京市内本支店
- 申込を受けたる場合同行は必要と認むる調査をなす。調査上の照會及び調査員の質問に對しては一切を打明けて話すこと。内容を外に洩すことは決してないから其點は懸念の要なし。
 - 尙不審の點は同行本支店につき直接問合せること。
 - 以上の外各種の季節的短期資金の融資をなす。

商工小口貸出金借入申込書 (本申込書は如何ナル場合ニモ返戻セサルモノトス)

一金 圓也

右金額 儲月間ニ完済ノ約定ニテ借用仕度候ニ就テハ萬一債務不履行ノ節ハ拙者ニ代リ之ヲ履行スヘキ豫定保證人ヲ左記附屬表ノ通りトシ此段及申込候也

昭和 年 月 日

住所

氏名

株式會社 日本晝夜銀行御中

附屬表

一、申込人

氏名	住所	年營業所得	年其他收入	土地、家屋	有價證券	家財、動産	貸金、現金、預金	商 品	近親者住所 氏名及續柄	其他	擔保借金額 及物件名額	信用借	重ナル取引先	取引銀行及 種類	借入金使途	擔保物件 及其價格	償還資源及方法	略 歴	
																			扶養家族數

一、保證人 (契約成立ノ時ニ於テ連帶保證人タル事ヲ承諾セルモノ)

氏名	住所	年齢、電話番号	營業ノ種類、職業

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

稟議番號	
貸出番號	

商號又ハ勤務先	年 收	資 産	負 債	本人トノ關係

借用金申込書

(契約不成立ノ場合ト雖モ本書及二ノ附屬書類ハ返戻ヲ受ケサルモノトス)

一金

圓也

今般拙者

費支辨ノ爲メ借主須知要項承知ノ上右金額借用仕度候ニ就テハ左記書類相添ヘ此段及申込候也

- 一、俸給證明書
- 二、附屬書類

昭和 年 月 日

住所	借主	姓名	年 月 日 生
(調印)			
住所	連帶保證人	姓名	年 月 日 生
	候補者		

株式 日本晝夜銀行御中

備考 連帶保證人候補者ハ調印ヲ必要トセサルモ契約成立ノ時ニ於テ連帶保證人タル事ヲ承諾シタル者ナル事ヲ要ス

借主須知要項

- 一、銀行ハ借主及保證人ノ身元其他ニ關シ調査上ノ参考トナルヘキ事項ニ就テ其屬スル官公署諸會社等ノ上役同僚又ハ紹介者ニ對シ證明書ヲ乞ヒ或ハ口頭ヲ以テ證明ヲ乞フ事アルヘシ
- 二、銀行ニ於テ必要ト認ムル場合ハ借主ニ對シ資産負債表ノ提出並家計簿ノ閱覽ヲ求ムル事アルヘシ
- 三、銀行ハ原則トシテ保證人ノ印鑑證明書ヲ要求スヘシ
- 四、銀行ニ於テ借主及保證人ヲ確メ難キ時ハ寫眞ヲ要求スヘシ
- 五、借入金ノ使途ニ對スル領收書又ハ請求書等銀行ノ參考材料トナルモノハ原則トシテ提出ヲ受タル事
- 六、右ノ外借主ハ銀行ニ於テ参考トナルヘキ事項ニ付報告ヲ求メラル、事アルヘシ
- 七、銀行ニ於テ必要ト認ムル場合ハ借主ニ對シ相當ノ生命保險ヲ付スヘキコトヲ要求スヘシ

借用金申込書附屬書類

- 一、借主及保證人候補者ノ勤務先及職業 (職業又ハ身分欄ニハ俸給生活者ハ書記、技手、事務員、技師、主事、課長、部長、支配人等ト記シ保證人ニシテ俸給生活者ニ非ザルモノハ其職業ヲ記載スルモノトス)

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

借主	主	ノ借主ノ關係ト	勤務先	職業又ハ身分	勤務先又ハ營業所ノ所在地
保證人	候補者				
同	同				

二、借主及保證人候補者ノ資産並ニ年收額

借主	保證人	候補者	同	同	同	年收額			資産			負債	
						勤勞所得	所得財產	計	土地	家屋	有價證券		家財財產
						圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓

- 三、借主ノ略歴 (最終ノ卒業學校名及卒業年月並ニ其後ノ就職及退職年月ヲ記載スルモノトス)
- 四、借主ノ家族及戸主關係 (家族トハ申込者ニ於テ自己ノ收入ニヨリ現ニ扶養シツ、アル家族(下女下男ヲ含ム)ヲ記載スルモノトス)

借主トノ續柄	職業	氏名	年齢	借主トノ續柄	職業	氏名	年齢
主				借主ト戸主トノ續柄			
扶養者	職業	現住地	氏名				

五、借主ノ家計費

年額	一箇月平均	住宅費	食費	被服費	其他	計
		圓	圓	圓	圓	圓

- 六、借入金ノ使途ニ關スル豫算又ハ具體的説明
- 七、借入金返済ノ方法(月賦金ノ支出方法及辨済ニ充當スベキ豫定臨時收入)
- 八、其他參考トナルベキ事項

參錢收
入印紙

約定書

拙者備實行ヨリ金錢ヲ借用スルニ付保證人連帶ニテ左ノ條項固ク約定致候也

第一條 拙者ガ實行ヨリ借用シ得ル金額ハ金

圓トシ其借用證書ニハ約束手形ヲ使用スルモノトス

前項約束手形ハ元金完済ニ至ルマデ參箇月内毎ニ其支拂期日及第四條乃至第五條ノ一部辨済ニ依ル手形金額更新ノ爲メニ之ヲ書

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

換フルモノトス

第二條 借付金利息ハ手形金額百圓ニ付日歩金

錢

厘ノ割合トシ借用又ハ手形書換ノ際手形支拂期日迄ノ分ヲ前拂スルモノトス

第三條 元金ノ完済期限ハ昭和

年

月

日

トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此期限ノ利益ヲ喪失スルハ固ヨリ手形支拂期日ノ利益ヲ喪失シ即時完済スベキモノトス

- 一、借主ガ本契約第一條第二項及第四條乃至第十一條ノ一ニ違背シタル時
- 二、借主ガ其營業ノ全部ヲ廢止シ又ハ東京府外ニ移轉シタル時
- 三、借主ガ破産宣告ノ申立若クハ強制執行ヲ受ケ又ハ刑事被告人トナリタル時
- 四、借主ガ身分不相應ノ生活ヲ爲シ又ハ營業ノ範圍ヲ超ユル投機的行爲ヲ爲シタルト貴行ニ於テ認メラレタル時

第四條 借用期間中ハ借付金辨済ノ爲メ來ル昭和

年

月

日

限リ金

圓

錢以上ノ月賦金ヲ貴行

店ヘ拂込ムモノトシ其

拂込金ニ對シテハ貴行御所定ノ割合ニヨリ利息ノ割戻ヲ受クルモノトス

前項月賦金ノ拂込ヲ延滞シタルトキハ延滞金百圓ニ付日歩金四錢ノ割合ニ據ル延滞利息及督促實費ヲ支拂フモノトス

第五條 貴行ニ於テ借主ニ辨済資力アリト認メラレ元金ノ一部又ハ全部ノ返還ヲ請求セラレタルトキハ其認定ノ當否ヲ問ハズ即時之ヲ履行スベキモノトス

前項及第七條第二項ノ辨済金ニ對シテハ貴行御所定ノ割合ニヨリ利息ノ割戻ヲ受クルモノトス

第六條 貴行ニ於テ保證人ノ變更若クハ追加又ハ擔保ノ提供若クハ變更ノ必要ヲ認メラレタル時ハ其事情ノ如何ニ拘ラズ御請求次第即時之ヲ履行スベキモノトス

第七條 借主ハ其所有ニ係ル動産ニ對シ相當ノ火災保險ヲ附シ該保險證券ハ裏書ノ上貴行ニ提供シ保險金受取ヲ貴行ニ委任スルモノトス
前項ニ據リ御受取ノ保險金ハ直ニ本債務ノ辨済ニ充當セラレ異議ナキモノトス

第八條 借主ハ貴行ノ承諾ヲ受クルニ非ザレバ營業ノ種類及規模並ニ營業所ヲ變更シ又ハ他ヨリ營業取引外ノ借財ヲ爲シ若クハ營業品外重要財産ノ讓渡質入ヲ爲シ得ザルモノトス

第九條 借主及保證人ノ職業又ハ住所ノ變更其他身體、營業及財産上重大ナル出來事ハ其都度借主及當該保證人兩者ヨリ之ヲ貴行ニ即報スルモノトス

第十條 貴行ニ於テ借主ノ資産負債表、收支計算表、其他借主ニ關スル調査資料ヲ必要トセラル、時ハ何時ニテモ御請求次第即時提出スベク且ツ貴行ガ借主及保證人ノ身上其他ニ付他ヘ直接御照會セラル、モ借主及保證人ハ之ニ對シ何等異議ヲ申出デザルモノトス

第十一條 借主ハ金錢借用後直ニ貴行ト預金取引ヲ開始シ且ツ將來之ヲ繼續スルモノトス

借主ガ他ノ銀行ト預金取引ヲ開始シ又ハ繼續セントスル場合ハ其家族名義ト雖モ凡テ貴行ノ承諾ヲ受クベキモノトス
右契約ノ證トシテ此證書差入置候也

昭和 年 月 日

住所	借主
營業所	
住所	連帶保證人
住所	連帶保證人
住所	連帶保證人

株式 日本晝夜銀行御中

紙印入收
五十圓以下二錢
百圓以下三錢
五百圓以下十錢
千圓以下二十錢

金錢借用證

一金 圓也

右金圓正ニ受取信用致候ニ就テハ本人、保證人並ニ保證人間連帶ニテ左ノ條項固ク約定致候也

第一章 利息ハ年 分ノ割合トシ借用ノ際一時ニ支拂フモノトス

第二章 元金ノ返済期限ハ昭和 年 月 日トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ期限ノ利益ヲ喪ヒ即時完済スベキモノトス

一、借主ガ本契約第參條又ハ第五條乃至第拾壹條ノ一ニ違背シタル時

二、借主ガ本借入金借入當初ノ勤務地外ニ轉勤シタル時

三、借主ガ破産宣告ノ申立若クハ強制執行ヲ受ケ又ハ刑事被告人トナリタル時

四、借主ガ休職ヲ命ゼラレ又ハ罷免セラレタル時

五、借主ガ身分不相應ノ生活ヲ爲シ其他借主ニシテ本契約ノ趣旨ニ悖ル處アリト貴行ニ於テ認めラレタル時

第參條 借入金ハ左ノ方法ニ據リ返済スルモノトス

一、月賦返済金

金 圓 錢以上 毎月 日限り拂込

自昭和 年 月 日 回

至昭和 年 月 日

一、月賦以外ノ返済金

金 圓 錢 昭和 年 月 日限り拂込

一、拂込店	金 圓	錢	昭和 年 月 日	日限り拂込
	金 圓	錢	昭和 年 月 月	日限り拂込
	金 圓	錢	昭和 年 月 月	日限り拂込

前項ノ返済方法ハ貴行ノ御都合ニヨリ隨意變更セラル、モ異議ナキモノトス

第四條 前條ノ返済金ニ對スル割戻利息ハ貴行御所定ノ方法、利率ニ據リ御計算相成リ本債務完済ノ時ニ支拂ヲ受クルモノトス但シ貴行ニ於テ隨意本債務ノ一部ニ充當セラレ、モ異議ナキモノトス

第五條 借主ニ於テ臨時ノ收入ヲ得タル時ハ第參條ノ返済方法ニ拘ラズ遅滞ナク貴行へ借入金ノ辨済金トシテ拂込ムモノトス此場合ニ於ケル利息割戻ハ貴行ノ御所定利率ニ據ルベキモノトス

第六條 第參條所定ノ拂込ヲ延滞シタルトキハ延滞金百圓ニ付日歩參錢ノ割合ニヨリ延滞利息ヲ支拂フモノトス此ノ場合ト雖モ返済金ニ對スル第四條ノ割戻利息ハ實際拂込日ヲ以テ起算スルモノトス

第七條 本債務ノ履行ニ關シ生ジタルモノト御認めノ諸費用ハ其事由ノ如何ニ拘ラズ御請求次第直チニ貴行ニ支拂フモノトス

第八條 借主及保證人ノ勤務先、職業又ハ住所ノ變更其他身體及財産上ノ重大ナル出來事ハ其都度遅滞ナク貴行ニ報告スルモノトス

第九條 貴行ニ於テ保證人ノ變更若クハ追加ノ必要ヲ認めラレタル時ハ其事情ノ如何ニ拘ラズ御請求次第即時之ヲ履行スベキモノトス

第十條 借主ハ貴行ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ勤務先ヲ辭任シ又ハ借財保證ヲ爲シ若クハ重要家財ノ讓渡賣入ヲ爲シ其他一切ノ投機的行爲ヲ爲サザルモノトス

第十壹條 貴行ニ於テ借主ノ資産負債表收支計算表其他借主ニ關スル調査資料ヲ必要トセラル、時ハ何時ニテモ御請求次第即時提出スベク且ツ貴行ガ借主及保證人ノ身上其他ニ付其勤務先其他へ直接御照會セラル、モ借主及保證人ハ之ニ對シ何等異議ヲ申出デザルモノトス

右契約ノ證トシテ此證書差入置候也

昭和 年 月 日

住所	住所	住所	住所	勤務先	借主
連帯保証人	連帯保証人	連帯保証人	連帯保証人		

株式 日本晝夜銀行御中

C、金原銀行

金原銀行小口信用貸出金要項

- 一、申込者の資格 満二十五歳以上の既婚又は家族帯同の男子で東京市内の官廳、公衙、學校、病院又は相當なる會社、銀行商店、工場等に貳ヶ年以上勤続、將來も引續き勤務の見込ある者。
- 二、保 證 人
 - (1) 連帯にて二名以上
 - (2) 保證人は雇主、上役、高級同僚者又は親戚にて相當の信用資力ある満二十五歳以上の男子。

- (3) 相互に保證して借入申込なすことを得ず。
- (4) 有價證券、不動産、電話等を擔保に提供する時は其の限りにあらず。
- 三、貸 出 金 額 壹百圓以上。
- 四、利 率 年六分以内にて融通の際期日迄の分を控除す。
- 五、期 限 壹ヶ年以内、但し多少の内入後は話合により適宜延長の取扱ひをなす。
- 六、辨 濟 方 法
 - (1) 月賦制度として貸出の當月又は翌月より納入又約定以外にも臨時に内入金として隨時納入を受く。
 - (2) 月賦金並に約定以外の内入金に對しては夫々所定の利率にて利息の割戻金は貸付元利息の辨濟資金として留置き元利完済の時支拂ふ。
 - (3) 月賦金延納の場合は相當の日歩にて損害金を受く。

- 七、借主の特別義務
 - (1) 保證人の變更又は追加を同行より申出ましたる場合には即時實行すること。
 - (2) 勤務先の辭職又は他よりの借財若くは重要家財の讓渡買入をなす場合には同行の承諾を求めること。
 - (3) 借主保證人の方に於て其勤務先職業又は住所を變更其他身體上及財産上重大なる出來事が起つた場合には其都度速に通知すること
 - 八、申 込 手 續
 - (1) 同行備付の申込書に書込の上借主の俸給證明書を添へて提出のこと。
 - (2) 融通を爲す場合には信用證(同行備付)に借入をなす者及各保證人の印鑑證明各壹葉づゝを添付して提出のこと。
- 尙必要と認むる場合には戸籍謄本の提出又は融通する金額に相當する生命保險に加入を要す。

人 込 申

前年度納稅額	住 所 氏 名 業主又ハ地主ノ 地代月額 家主 地代月額 家主 地代月額	自 家 又ハ家 賃地代月額 家主 地代月額 家主 地代月額	居 住 年 數 前住年數 住年數 住年數	現 住 所 目 標	現 住 所 ・ 居 住 年 數 電話局番	本 籍	氏 名 ・ 認 印	申 込 金 額 金	期 間	途 用		
								申 込 金 額 金	期 間	途 用		
借 主 ノ 主 借 保 險			總 年 收 入		先 務 勤 務 年 限		法 方 ノ 濟 辦					
會 社	金 額	種 類	契 約 日 期	生 命 保 險	火 災 保 險	勤 務 年 限	所 在 地	濟 辦 ノ 外 以 賦 月 賦 月				
								金	金	金	金	金
								年	年	年	年	年
								月	月	月	月	月
								日	日	日	日	日

小口信用貸出金借入申込書

(受付日 昭和 年 月 日)

人 體 保

借主トノ關係	負 債	資 産	總 年 收	勤 務 先 所 在 地	勤 務 先 ・ 身 分	現 住 所	氏 名 ・ 年 齡	考 備 略				
								電話局番	電話局番	電話局番		
株 式 金 原 銀 行 御 中								家 族				
右借入致度候ニ付調査ノ上貸付相成度別紙俵給明書相添ヘ此段及申込候也 追テ調査ニ關シテハ實行ニ於テ必要ト認メラレタル方法ニ依リ調査相成異存無之候 昭和 年 月 日 御 氏 名								借主ト	職 業	年 齡	氏 名	
								續柄	現 住 所	職 業	年 齡	氏 名
年 月 日生								借主ノ				

○本書ニ記載ノ事項ハ秘密ヲ守リ他ニ洩レル心配ハアリマセムカラ眞實ヲ御記入願ヒマス
○本書ハ調査資料トシテ當行ニ保存致シマスカラ貸出承認ノ有無ニ不拘御返シ致シマセム

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

調査報告

(昭和 年 月 日 扱)

住所	姓名
勤務先	
家庭	
保証人	
査定	

印紙

金員借用證書

一、金

右之金員正ニ受取借用致候ニ就テハ左記條項遵守履行可仕候

第一條 利息ハ元金百圓ニ付壹日金 錢 厘ノ割合トシ元金借用ノ際最終期限迄ノ分ヲ一時ニ支拂フモノトス

第二條 借入金ノ最終辨済期限ハ昭和 年 月 日トシ左記方法ニ依リ辨済スルモノトス

一、月賦辨済金

一、金 昭和 年 月 日限り拂込

一、金

自昭和 年 月 至昭和 年 月

回、毎月 日限り拂込

二、月賦以外ノ辨済金

一、金

昭和 年 月

日限り拂込

一、金

昭和 年 月

日限り拂込

一、金

昭和 年 月

日限り拂込

前項ノ辨済方法ハ貴行ノ御都合ニ依リ隨意變更セララル、モ異議ナキモノトス

第三條 借主ニ於テ臨時ノ收入ヲ得タル時ハ前條ニ拘ハラヌ遲滞ナク辨済金トシテ貴行ヘ拂込ムモノトス

第四條 本契約ニ依ル辨済金ハ總テ貴行又ハ貴行ノ指定スル場所ニ特參シテ拂込ムモノトス

第五條 借主ニ於テ誠實ニ本債務ヲ完済シタル時ハ第二條第三條ニ依ル辨済金ニ對シ貴行所定ノ方法、利率ニ依リ計算シタル割戻利息ノ支拂ヲ受クルモノトス

但シ貴行ニ於テ隨意本債務ノ一部ニ充當セララル、モ異議ナキモノトス

第六條 本契約ニ依ル辨済金ノ拂込ヲ延滞シタル時ハ延滞金百圓ニ付キ壹日金 錢 厘ノ割合ニヨル損害金ヲ支拂フモノトス、尙其

延滞カ第二條所定ノ最終期限ニ相當スル日以後ニ及フ時ハ延滞金ニ對シ第一條所定ノ利息ト同率ノ延滞利息ヲ併セ支拂フモノトス

第七條 借主ハ左記各號ノ一ニ該當スル時ハ何等ノ手續ヲ要セス當然割賦辨済ニ依ル期限ノ利益ヲ失ヒ直チニ殘金全部ヲ一時ニ完済スルモノトス

一、借主カ本借入金借入當初ノ勤務地外ニ轉勤シタル時

二、借主カ休職ヲ命セラレ又ハ罷免セラレタル時

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

第三章 各種機關の中小金融業務

- 三、借主カ他ヨリ差押、假差押、假處分ノ執行、若クハ破産ノ申立ヲ受ケ、自ラ和議ノ申立ヲ爲シ又ハ刑事被告人トナリタル時
 - 四、本債權ヲ害スル行爲アリト貴行ニ於テ認メラレタル時
 - 五、其他本契約ニ違背シタル時
- 第八條 借主及保證人ノ勤務先、職業又ハ住所ノ變更其他身體上及財産上ノ重大ナル出来事ハ其都度遲滞ナク貴行ニ報告スルモノトス
- 第九條 借主ハ貴行ノ承諾ヲ受クルニ非サレハ勤務先ヲ辭任シ又ハ他ヨリ借財ヲ爲シ若クハ重要家財ノ讓渡質入等ヲ爲サ、ルモノトス
- 第十條 貴行ニ於テ保證人ノ變更若クハ追加ノ必要ヲ認メラレタル時ハ事情ノ如何ニ拘ラス御請求次第之ヲ履行スルモノトス
- 第十一條 貴行ニ於テ借主ニ關スル諸種ノ調査資料ヲ必要トセラル、時ハ何時ニテモ御請求次第即時提出スヘク且貴行カ借主及保證人ノ身上其他ニ付其勤務先其他へ直接御照會セラル、モ借主及保證人ハ之ニ對シ何等異議ヲ申出テサルモノトス
- 右契約ノ證トシテ此證書差入候也

昭和 年 月 日

住所 借主

勤務先

住所

住所

住所

連帶保證人
連帶保證人
連帶保證人
連帶保證人

保證人ハ本文記載ノ各條項ヲ承認シ各自本人ト連帶シテ辨済ノ責ニ可任候

東京市
株式會社
金原銀行御中

D、十五銀行

昭和四年以來一部支店に於て特殊取扱による「小口信用貸出」を開始したる處、多大の好評を博し成績も良好なり、詳細左の如し。

小口信用貸出 (一部支店ニ限リ實施)

昭和九年九月末現在調

○貸出金額 八六、〇七八圓

内 譯

商業者 四〇、〇一〇圓

工業者 二、九〇〇圓

農業者 四三、一六八圓

○貸出口數 二一九口

○貸出方法

一、同一人に對する貸出金額は一千元以内とす。

二、期限は六ヶ月以内とす。

但し農業者に貸付くる肥料資金の如き農作物の收穫期に至らざれば辨済し得ざるものに對しては其事情を斟酌し一ヶ年以内の期間に於て適宜決定す。

三、貸出手續

(イ)申込の場合資金の用途、辨済資源、辨済方法及期限等につき詳細聴取し、且つ手形關係者の資産状態を取調べて諾否を決し

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

貸出に際しては各手形関係者の資産證明及印鑑證明書を徴す。

(ロ)肥料資金の如き多数の資金需要者が共同借入をなす場合は手形は主なる者三、四名の振出裏書に留むるも普通貸出の場合に於ける約定書の外更に資金需要者全部の引責承諾書を徴す。

(ハ)手形は六十日書替とし期日毎に内入辨済せしむる方針なるも肥料資金の如きは最終期日に於て一回決済を許すものあり。

○経過概要

本貸出は昭和四年鹿兒島地方支店に於て中小商工業金融として始めて試みたるものにして非常なる好評を以て迎へられ貸出金は漸次増加の一方にて昭和七年には貸出金總額拾三萬圓を突破するに至りしが本年に入り稍縮少し拾一萬圓臺を割るに至れり。

煙肥資金貸出

○貸出方法

一、本貸出は煙草肥料資金のみに限定す。

二、借受人―甲、乙二種に分つ。

(甲)地方專賣局幹旋煙肥共同購入に加入するもの。

(乙)地方專賣局幹旋煙肥共同購入に加入せざるもの。

三、本資金貸借に關する當事者間の諸交渉は原則として所屬專賣官署を経由すること。

四、本資金借受人は煙草耕作組合毎に第二項の區分を通じ連帯の債務を負ふこと。

五、形式

取引約定書を差入れ約束手形に依ること。

手形取引に關しては擔保を要せず。

(甲)の分のみは手形振出に關する一切の權限を縣煙草耕作聯合組合長に委任すること

手形は六ヶ月毎に切替へるものとす

六、利息

利息計算は普通の割引法に依らず單利且つ後拂とし切替の都度其手形期間内に生ずべき利息相當額の手形を別に振出すこと。

七、本資金は當人が當年産業煙草賠償金及煙草罹災補償金取得の際辨済すること。

但し別途資金調達に據り期限前何時たりとも辨済するを妨げず。

八、辨済金は借入人の委任に基き所屬專賣官署に於て當人の當年産業煙草賠償金及煙草罹災補償金中より控除取立の便宜を圖ること。

○経過概要

鹿兒島地方專賣局の幹旋により昭和六年度肥料資金放出以來毎年其需めに應じ頗る好成績なりしも九年度煙肥資金は政府低利資金を以て農工銀行及産業組合にて肩代りのこととなり中絶す貸出金額は最高六拾萬圓を突破せしことあるも普通四拾萬圓程度なりき

小口信用貸出 (一般的のもの)

○貸出方法

一、中小商工業者にして

(イ)三ヶ年以上一定の職業に従事し。

(ロ)二ヶ年以上同一町村又は近接地に居住し。

(ハ)將來共充分營業繼續の見込みある世帯主なること。

二、資金の用途は生産的にして且つ流動的なること。

三、一名以上の連帯保證人を要す。

四、同一人に對する貸出金額は一千圓以下とす。

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

五、利率年九分

○経過概要

昭和五年貸出開始、貸出金總額五千圓程度（主として大阪地方）成績良好なりしも其後大阪府二割補償貸出の實現せらるゝに至り主力を其方に致したる結果貸出金漸減し現在貸出金なし。

E、昭和銀行

昭和五年以來左記要項に依り自己資金を以て中小工業者に對する融資を取扱ふこととせしも申込者僅少にして乍遺憾所期の實績を擧ぐるを得ざる状態にあり。

中小工業者特別融通貸出要項

- 一、貸出金額 一人金二千圓迄とす、但場合により限度を超えて貸出すことあるべし。
- 一、期限 二ケ年以内とす、但場合により三ケ年迄延期することあるべし。
- 一、返済方法 三ケ年以内の据置期間を置き爾後毎元元利割賦返済とす、但場合に依り別に返済法を協定する事あるべし。
- 一、利率 年利七分以上とす。

一、申込人資格

- (イ) 東京市大阪市及近接町村居住の商工業者たること。
 - (ロ) 滿三ケ年以上同一場所に於て同一營業に繼續從事し將來引續き營業し得る見込確實なること。
- 前項の資格を具備し何等かの關係を有する數人若くは十數人が組合を作り一團となり連帶債務者となる場合は特に保證人を要せず。

- 一、保證人 同業又は取引關係ある連帶保證人二名を要す。

- 一、擔保 有價證券、不動産、商品又は信用。
- 一、資産の用途 仕入資金、運轉資金等固定的ならざる資金に限るものとす。

F、普通銀行の貸出書式

普通銀行が小口貸出して用ひて居る其の貸出書式は勿論銀行によつて異つて居るが、今左にその普通用ひられて居る書式の一例を示して置くこととする。

金錢消費貸借契約證書（案）（中小商工資金用）（無擔保）

第一章 株式會社 銀行（以下債務者ト稱ス）ハ （以下債務者ト稱ス）ニ對シ債務者振出ニ係ル約束手形割引ノ方法ニ依リ金圓ヲ貸渡シ債務者ハ之ヲ借受ケタリ

第二章 債務者ハ本借入金ヲ還却ナク左記目的ノ爲メニ使用スルモノトス

一、 本借入金ノ最終返済期限ハ之ヲ昭和 年 月 日トシ昭和 年 月 日ヲ最初トシ以後毎月 日ニ金 圓宛分

一、 割返済シ最終返済期限ニ至リ殘額全部ヲ完済スルモノトス

一、 第參條 第壹條ニ依リ債務者カ振出シタル約束手形ハ前條ニ依ル分割返済期日ニ（前條ニ依リ債務ノ返済ヲ了スルニ至ルマテ毎月 日

ニ）書換繼續スルモノトス

一、 第四條 本借入金ノ利息ハ年 分 厘即チ百圓ニ付キ金 圓 錢ノ割合トシ昭和 年 月 日ニ於テ日割計算ニ依リ借入

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

ノ日ヨリ當日迄ノ分爾後ハ毎月 日ニ前月 日ヨリ當日迄前壹ヶ月分ヲ支拂フモノトス
本借入金ノ利息ハ年 分 厘即チ百圓ニ付金 圓 錢ノ割合トシ日割計算ニ依リ手形割引又ハ之カ書換ノ都度割引又ハ
書換ノ日ヨリ其手形ノ満期日ニ至ルマテノ分ヲ前拂スルモノトス

第五條 本借入金ノ元利金其他金錢ノ支拂場所ハ債權者ノ本店營業所トス
債權者ハ必要ニ應シ前項ノ支拂場所ヲ自己ノ支店又ハ其他ノ場所ニ指定シ得ルモノトス

第六條 債權者ハ債權者ノ請求アルトキハ本契約ニ依ル債務ノ擔保トシテ遲滞無ク其財産ニ付キ擔保權ノ設定ヲ爲スヘキモノトス
第七條 債權者ハ左ノ場合ニ於テハ特ニ債權者ノ通知催告ヲ要セスシテ期限ノ利益ヲ失ヒ直ニ債務ヲ完済スヘキモノトス

一、債務者カ本借入金ヲ第壹條記載ノ目的以外ニ使用シ又ハ借入後長期ニ亙リ該目的ノ爲メニ使用セス若クハ本借入金ノ元金又
ハ利息ノ支拂ヲ一回タリトモ怠ル等本契約ノ條項ニ違反シ其他背信ノ行爲アリタルトキ

二、第三者ヨリ債務者若クハ保證人ノ財産ニ對シ假差押、假處分、強制執行若クハ公租公課ノ滯納ニ因ル差押ヲ受ケ又ハ破産、
和議、競賣ノ申立アリタルトキ

三、原因ノ如何ヲ問ハス債權者ニ於テ債務者カ本契約ノ履行ヲ爲スコト能ハサルヘシト認メタルトキ

第八條 前條ノ場合ニ於テ債權者ハ債務者ニ對シ手形期限ニ拘ラス本契約ニ基キ直チニ債務ノ履行ヲ請求シ得ルモノトス

第九條 債務者ハ本借入金ノ辨濟期日又ハ本契約ニ依リ期限前辨濟ヲ要求セラレタル場合ニ於テ債權者ノ指定シタル期日ニ債務ノ辨濟ヲ
爲ササルトキ若クハ利息支拂期ニ於テ之カ支拂ヲ爲ササルトキハ其期日ノ翌日ヨリ辨濟當日マテ辨済スヘキ金額ニ對シ金百圓ニ
付キ日歩四錢ノ割合ニ當ル遲延利息ヲ支拂フヘシ

第十條 債權者並ニ預金部ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ債務者ノ書類帳簿及財産並ニ營業ノ狀態ヲ調査シ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ債務者ハ相當ノ便宜ヲ與フヘキハ勿論債權者ノ要シタル費用ハ債務者ニ於テ之ヲ負擔スヘキモノトス

第十一條 債務者ハ本契約ニ依ル債務ノ全部ヲ辨済スルニ至ルマテ何時ニテモ債權者又ハ預金部ノ請求アルトキハ營業報告書、貸借對照表
並ニ損益計算書等債權者又ハ預金部カ指定スル様式ニ依リ債務者ノ營業狀態ヲ知ルニ必要ナル一切ノ書類ヲ債權者又ハ預金部ニ

提出スヘシ

第十二條 本證書ノ作成其他契約ニ關スル一切ノ費用ハ債務者ニ於テ全部之ヲ負擔スヘキモノトス

第十三條 本契約ヨリ生スル一切ノ債務ニ付保證人ト爲リ債務者ト連帶シ且保證人相互ノ間ニ連帶シテ履行ノ責任スヘキモノトス
第十四條 債務者及保證人ハ本契約ニ違反シタルトキハ直チニ強制執行ヲ受クヘキコトヲ認諾シタリ
第十五條 本契約ヨリ生スル權利義務ニ關シ争ヲ生シタルトキハ東京 裁判所ヲ以テ之カ管轄裁判所トス

委任狀

拙者儀 ヲ以テ代理人ト爲シ左ノ權限ヲ委任ス

一、公證人ニ依頼シテ別紙契約ヲ公正證書ニ作成シ其正本ノ交付ヲ請求スル一切ノ件

右委任狀仍而如件

昭和 年 月 日

東京市何區何町何番地

株式會社 ○ ○ ○ ○ 銀行

(完全ナ案文ヲ添付シ割引スル場合)

(資産、負債ノ明細) 昭和 年 月 日現在

合 計	營業外資産										營業資産			負債				
	其他	有價證券	現金	預金	受取手形	賣掛金	仕掛品	商製品又ハ	原材料	什機	建物	土地	借入金	支拂手形	割引手形	買掛金	未拂金	其他
合 計																		

差引損益	生利	支拂利息	店費		工場費		工賃給料	原、材、仕、入、高	支 出	雜 收 入	營業外收入	工賃收入	賣上高	收 入	(收 支)	至 自	年 年	月 月	至 自	年 年	月 月	至 自	年 年	月 月	
			其 他	給 料	其 他	動力及燃料費																			(數 量)

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

保證人ノ住所職業氏名 (保證人用)

電話局番

一、創業又ハ就職年月(就職先並ニ其所在地記入ノコト)
二、現在ノ資産負債明細

資産ノ部		負債ノ部	
土地	圓	借入金	圓
家屋	圓	買掛金	圓
機械	圓	支拂手形	圓
公債株券等ノ證券	圓	割引手形	圓
銀行預金	圓	保證債務額	圓
原料製品	圓	其他	圓
商掛金	圓		
受取手形	圓		
其他	圓		
合計	圓	合計	圓

三、最近壹ケ年間ノ營業收支又ハ家計狀態(自昭和至昭和年月日)

賣上又ハ收入	圓
支出又ハ生計費	圓

四、工場又ハ店舗ノ現況

- (イ)工場又ハ店舗ノ所在地(番地記入ノコト)
- (ロ)工場又ハ店舗ノ建物坪數
- (ハ)職工又ハ店員其他使用人數
- (ニ)主ナル製品又ハ取扱商品
- 五、主ナル取引先(住所氏名及電話番号等詳細記入ノコト)
 - (イ)買入先
 - (ロ)賣込先
- 六、取引銀行(銀行本支店名及取引ノ種類)
- 七、工場、店舗並ニ住所ノ案内地圖
(最モ近キ電車停留所ヨリノ道順略圖ヲ記入ノコト)

(雛形)

工場抵當法第參條ニ依ル機械器具目錄

所屬建物	種類名稱	構造記號番號其他特質	個數	製作所	製造年月
府縣郡市町村字番地號					
一、木造瓦葺平家建壹棟建 坪〇坪〇合勺才	電動機	壹百馬力參相交流六〇サイ クル參、〇〇ボルト	壹臺	東京芝浦製作所	大正拾貳年壹月
同	木材曳揚機	クレーン型 曳揚容量參噸	貳臺	秋田株式會社	不詳

同所同番地號	變 歴 機	壹次參、參〇〇ボルト 貳次貳〇〇ボルト ボルトアムペア	參 臺	不 詳	大正拾參年參月
一、煉瓦造スレート葺平家 才 夫婦棟建坪〇坪〇合勺					
及右ニ各附屬スル物件一式					
以上ノ諸機械及器具ハ運轉並ニ使用狀態ニ於ケル有形ノ儘					

備考 1 所屬建物ノ表示ハ登記簿同一ナルコト
2 機械ニ符號記載アル場合ハ種類名稱欄ニ記入ノコト

右ノ例ニ倣ヒ美濃縣紙ニ墨書明記ノコト 四通ヲ要ス

參 錢
印 紙

念 證

一、手形表示

一、種類及番號

一、金額

一、振出人

一、振出地

一、振出年月日

一、支拂期日

一、支拂地

約束手形第

號

昭和 年 月 日
昭和 年 月 日
東京市

一、支拂場所 株式會社 ○ ○ ○ ○ 銀行
一、受取人 株式會社 ○ ○ ○ ○ 銀行
右手形ハ實行ト トノ間ニ締結シタル昭和 年 月 日附東京地方裁判所所屬公證人○○○○○役場作成第
ニ基キ御割引相願
ヒタルモノニ相違無之候也 根抵當權設定手形割引契約證書

昭和 年 月 日
株式會社 ○ ○ ○ ○ 銀行御中

(債務者用)

貳 錢 收
入 印 紙

委 任 狀

拙者儀

ヲ以テ代理人ト爲シ左ノ權限ヲ委任ス

- 一 株式會社○○○○銀行ヨリ金 圓ヲ借受クル事
 - 一 辨濟期限、利息並ニ遅延利息ノ契約及辨濟期限ノ利益ヲ失フ場合其他右貸借ニ關聯スル約款ヲ適宜ニ取定ムル事
 - 一 契約違背ノ場合ニハ直チニ強制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾スル事
 - 一 右債務ノ擔保トシテ債務者所有左記 二對シ第 順位ノ抵當權ヲ設定シ之ニ附隨ノ契約ヲ爲ス事
- 以上ノ契約ヲ公證人ニ囑託シ公正證書ニ作成セシメ其原本交付ヲ請求スル事
右委任狀如件

昭和 年 月 日

有價証券擔保附手形割引申込書

氏 名
 職 業 年 月生
 住 所
 申 込 金 額 〒
 借 入 金 使 途
 擔 保 提 供 者
 貸 出 金 額 〒
 割 引 日 歩 @
 期 日
 備 考

拒絶	承諾	課長 次長 主任 係 員	

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

昭和 年 月 日

銘 柄	株 数 枚 面 額	株 数 又 六	単 價	掛	擔 保 價 格
合 計					

手形割引申込書()

(電話 局 番)

氏 名
 職 業 年 月生
 住 所
 申 込 金 額 〒
 保 證 人
 貸 出 金 額 〒
 割 引 日 歩 @
 期 日
 備 考

拒絶	承諾	課長 次長 主任 係 員	

昭和 年 月 日

第三章 各種機關の中小金融實務

貳 錢
收入印紙

委任狀

(銀行用)

拙者儀當銀行員

ニ左ノ權限ヲ委任ス

一 對シ約束手形割引ノ方法ニ依リ金

圓ヲ貸渡ス事

一 右約束手形振出ノ方法、辨濟期限、利息並ニ遲延利息ノ契約及辨濟期限ノ利益ヲ失フ場合其他右貸借ニ關聯スル約款ヲ適宜ニ取定ムル事

一 債務者 所有左記物件ニ對シ抵當權並ニ所有權取得ノ契約並ニ以上ニ附隨ノ契約ヲ爲ス事

抵當ノ目的物件ノ表示

〇 〇 〇 〇 銀行

所有權取得物件ノ表示

一 フシテ右契約ニ基テ債務ノ保證人タラシメ債務者ト連帶シ且保證人相互ノ間ニ連帶シテ債務ヲ負擔セシムル事
一 債務者及保證人フシテ債務不履行ノ場合ハ直チニ強制執行ヲ受クヘキコトヲ認諾セシムル事
以上ノ契約ヲ公正證書ニ作成スル一切ノ件及其正本交付ヲ請求スル事
右代理委任候也

昭和 年 月 日

參 錢 收
入 印 紙

擔保品差入證書

前記物件ハ現在並ニ將來拙者ヨリ貴行ニ割引相願候手形上ノ債務ハ勿論拙者カ貴行ニ對シテ負擔スル一切ノ債務ノ擔保トシテ
差入申候然ル上ハ右擔保ニ付 年 月 日付約定證ノ通履行可致ハ勿論萬一拙者ニ於テ違約ノ節ハ該約定證ニ基
キ御處分相成候トモ異議無之候

昭和 年 月 日

株式 〇 〇 〇 〇 銀行 御 中
會社

不動産工場根抵當權設定金銭消費貸借契約證書(案)

- 第 一 條 株式会社日本興業銀行(以下債権者ト稱ス)ハ (以下債務者ト稱ス)振出ニ係ル約束手形割引ノ方法ニ依リ債務者ニ對シ 金 圓ヲ極度トシテ金圓ノ貸付ヲ爲スコトヲ約諾シタリ
- 前項ノ手形割引ハ債務者カ得意先ヨリ受ケタル製品ノ註文ニシテ其代金ノ支拂カ長期ニ亙ラス且確實ナリト債権者ニ於テ認ムルモノニ對シ之カ受註金額ヲ限度トシテ之ヲ爲スモノトス
- 第 二 條 本契約ノ取引期間ハ本契約締結ノ日ヨリ昭和 年 月 日迄トス
- 前條ニ依リ債務者カ振出シタル手形ノ満期日ハ該手形ノ振出日ヨリ 日以内トス但シ前項ノ取引期限後ニ亙ラサルモノトス
- 第 三 條 債務者ノ現ニ有スル未拂込株式ノ拂込金ハ之ヲ本契約ニヨル債務ノ辨済資金ニ充當スルモノトス
- 債務者ニ於テ前項ノ拂込金ヲ徵收セントスルトキハ豫メ債権者ノ承諾ヲ受ケヘク又未拂込株金本借入金以下ニ下ルトキハ債務者ハ其 差額ヲ辨済スヘシ
- 第 四 條 債務者ハ本契約ニ基ク債務ニ付其利息トシテ手形割引又ハ之カ書換ノ都度手形額面金百圓ニ付日歩金 錢 厘ノ割合ヲ以テ日割計算ニ依リ割引又ハ書換ノ日ヨリ其手形ノ満期日ニ至ルマテノ分ヲ前拂スルモノトス
- 債権者ハ金融ノ狀勢ニ依リ前項利率ヲ變更スルコトヲ得
- 第 五 條 債務者ハ本契約ニ依リ金圓ノ借入ヲ爲サントスルトキハ得意先ヨリ受ケタル註文書ヲ債権者ニ提出シ且債権者ノ指定ニ從ヒ該借入金支拂確保ノ目的ヲ以テ債務者カ註文品ノ納入ニヨリ得意先ニ對シ既ニ取得シタル又ハ將來取得スヘキ代金債權ヲ債権者ニ讓渡又ハ質入シ若クハ該代金受領ニ關スル一切ノ權限ヲ債権者又ハ債権者ノ指定シタル第三者ニ委任シ之ニ要スル委任狀其他ノ書類ヲ交付スルモノトス
- 前項ニ依リ債権者ノ受取リタル代金ハ手形期日ニ拘ラス本契約ニ依ル債務ノ辨済ニ充當スルモノトス
- 第 六 條 本契約ニ基ク手形金及利息其他金銭ノ支拂場所ハ債権者ノ本店營業所トス

債権者ハ必要ニ應シ前項ノ支拂場所ヲ自己ノ支店又ハ其他ノ場所ニ指定シ得ルモノトス

第 七 條 債務者ハ本契約ニ依ル債務ノ擔保トシテ其所有ニ係ル左記表示ノ建物機械器具其他工場ノ用ニ供スル物件ノ上ニ第 順位ノ根抵當權ヲ設定シタリ

根抵當權設定物件表示

一、別紙目錄ノ通り

- 前項ノ根抵當物件中機械器具其他工場ノ用ニ供スル物件ニ付テハ先取特權其他債権者ニ損害ヲ及ホスヘキ權利存在セサルモノトス
- 第 八 條 前項ノ物件ニ付テハ債務者ハ工場抵當法第參條ニ依リ登記申請ノ場合ニ於テ其目錄ヲ提出スヘシ
- 第 九 條 債務者ハ前條ニ依ル根抵當權設定ノ登記手續ヲ完了シ其登記簿原本ヲ債権者ニ提出スヘシ
- 第 十 條 債務者ハ本契約ニ依ル債務ノ全部ヲ辨済スルニ至ル迄第 條記載ノ工場經營ニ關シ新ニ土地建物機械器具其他工場ノ用ニ供スル物件ヲ取得シタルトキハ遲滞無ク之ヲ本契約ニ依ル債務ノ擔保ニ追加スル手續ヲ爲スヘシ
- 第 十一 條 根抵當物件以外ノ財産ト雖モ債権者ノ請求アルトキハ債務者ハ本契約ニ依ル債務ノ擔保トシテ遲滞無ク其財産ニ付キ擔保權ノ設定ヲ爲スヘキモノトス
- 第 十二 條 前式條ノ場合及根抵當物件ニ異動ヲ生シタル場合ニハ債務者ハ直チニ登記其他必要ナル手續ヲ完了シ其登記簿證又ハ登記簿原本ヲ債権者ニ提出スヘシ
- 第 十三 條 第 條及第 條ニ依リ擔保ニ供セラレタル一切ノ物件又ハ權利カ原因ノ如何ヲ問ハズ變更消滅シ若クハ其價格ニ減少ヲ來シタルトキハ債務者ハ直チニ其旨ヲ債権者ニ通知スヘシ
- 前項ノ場合ニ於テ債務者ハ債権者ノ請求ニ依リ増擔保又ハ代リ擔保ヲ提供シ若クハ債務ノ全部又ハ一部ノ辨済ヲ爲スヘキモノトス
- 第 十四 條 債務者ハ本契約ニ依ル債務ノ擔保タル物件ヲ債権者ノ承諾ナクシテ讓渡シ又ハ其上ニ物權賃借權ヲ設定シ其他根抵當物件ノ現狀ヲ變更スル等凡テ債権者ニ損害ヲ及ホスヘキ一切ノ行爲ヲ爲ササルモノトス
- 第 十五 條 債務者ハ根抵當物件中火災保險ニ附シ得ヘキ一切ノ物件又ハ債権者ノ指定シタル物件ニ付金 圓以上ノ火災保險契約ヲ債權

者ノ承認シタル火災保險會社ト締結シ本契約ニ依ル債務ノ全部ヲ辨済スルニ至ルマテ之ヲ繼續スルモノトス
 前項ノ保險契約ニ付テハ債務者ハ該保險證券ヲ債權者ニ提出シ債權者ノ爲メニ保險金請求權ノ上ニ質權ノ設定ヲ爲スヘキモノトス第
 一項保險契約ノ繼續ハ保險契約満期日前之カ手續ヲ了シ該期日迄ニ其繼續證ヲ債權者ニ提出スヘシ
 債權者ニ於テ保險會社若クハ保險契約ノ變更其他權利保全ニ必要ナル請求ヲ爲シタル場合ニハ債務者ハ其ノ要求ニ應スル義務アルモ
 ノトス

債務者カ保險會社若クハ保險契約ヲ變更セントスル場合ニハ豫メ債權者ノ承諾ヲ受クヘシ

債權者カ權利保全ノ爲メ債務者ニ代リ保險料ヲ支拂ヒ保險契約ノ繼續ヲ爲スカ又ハ必要ナル保險契約ヲ締結シタル場合ニハ債務者ハ
 債權者ノ支拂ヒタル保險料ニ金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ當ル賠償金ヲ附シテ債權者ニ辨済スヘシ

擔保物件罹災ノ場合ニ於テ債務者ハ火災保險會社ニ提出スヘキ火災ノ狀況調査及損害見積書ノ寫ヲ債權者ニ送附スヘシ
 債務者ハ火災保險會社ト損害填補額ノ協定ヲ爲サントスルトキハ豫メ債權者ノ承認ヲ受クヘシ

保險ノ目的物件罹災ノ場合ニ於テ債權者カ保險會社ヨリ保險金ヲ受領シタルトキハ其金額ヲ限度トシテ債務辨済期限ノ利益ヲ失ハシ
 メ債權者カ受領シタル金額ヲ以テ債務ノ辨済ニ充當セラルルモ債務者ニ於テ異議ナキモノトス

條 債務者ハ左ノ場合ニ於テハ特ニ債權者ノ通知催告ヲ要セスシテ期限ノ利益ヲ失ヒ直チニ債務ヲ完済スヘキモノトス

一、債務者ニ於テ本契約ニ基ク債務ノ支拂ヲ一回タリトモ怠ル等本契約ノ條項ニ違反シ其他背信ノ行爲アリタルトキ

二、債務者カ本契約ニ依リ納入資金ヲ借受ケタル註文品ヲ納入期日迄ニ得意先ニ對シ放ナク納入セス又ハ納入スルコト能ハサルニ至
 リタルトキ若クハ註文書ノ條項又ハ納入品ニ付紛議故障等ヲ生シタルトキ

三、第三者ヨリ根抵當物件其他債務者及保證人若クハ前號ノ得意先ノ財産ニ對シ假差押假處分強制執行若クハ公租、公課ノ滯納ニ因
 ル差押ヲ受ケ又ハ破産競賣ノ申立アリタルトキ

四、原因ノ如何ヲ問ハズ債權者ニ於テ債務者カ本契約ニ基ク債務ノ履行ヲ爲スコト能ハサルヘシト認メタルトキ

第 條 前條ノ場合ニ於テ債權者ハ債務者ニ對シ手形期限並ニ本契約第貳條ノ取引期間ニ拘ラス本契約ニ基キ直ニ債務ノ履行ヲ請求シ

得ルモノトシ若シ債務者ニ於テ其履行ヲ爲ササルトキハ即時ニ根抵當權ヲ實行スルコトヲ得ルモノトス

第 條 債權者ハ必要ト認メタルトキハ本契約第壹條ノ割引極度ヲ減少シ若クハ第貳條ノ取引期間ニ拘ラス本契約ヲ解除シ又ハ新ナ
 ル割引ヲ拒絕スルコトヲ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ債權者ハ債務者ニ對シ手形期限ニ拘ハラス既ニ負擔セル債務ヲ直チニ辨済セシムルコトヲ得

第 條 債務者ハ本契約ニ基ク債務ノ辨済期日又ハ本契約ニ依リ期限前辨済ヲ要求セラレタル場合ニ於テ債權者ノ指定シタル期日ニ債
 務ノ辨済ヲ爲ササルトキハ其期日ノ翌日ヨリ辨済當日マテ辨済スヘキ金額ニ對シ金百圓ニ付日歩四錢ノ割合ニ當ル遅延利息ヲ支拂
 フヘシ

第 條 債權者ハ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ債務者ノ書類帳簿及財産並ニ營業ノ狀態ヲ調査シ得ルモノトス

前項ノ場合ニ於テ債務者ハ相當ノ便宜ヲ與フヘキハ勿論債權者ノ要シタル費用ハ債務者ニ於テ之ヲ負擔スヘキモノトス

第 條 債務者ハ本契約ニ依ル債務全部ヲ辨済スルニ至ル迄何時ニテモ債權者ノ請求アルトキハ營業報告書、貸借對照表並ニ損益計算
 書等債權者カ債務者ノ營業狀態ヲ知ルニ必要ナル一切ノ書類ヲ債權者ニ提出スヘシ

第 條 本證書ノ作成並ニ登記其他本契約ニ關スル一切ノ費用ハ債務者ニ於テ全部之ヲ負擔スヘキモノトス

第 條 本契約ヨリ生スル一切ノ債務ニ付保證人ト爲リ債務者ト連帶シ且保證人相互ノ間ニ連帶シテ債務履行ノ責ニ任スヘキモノトス

前項ノ連帶保證責任ハ保證人カ債務者ノ取締役又ハ監査役トシテ在任中ハ勿論其任務終了後ト雖モ本契約ニ依ル債務完済ニ至ル迄存
 續スルモノトス

第 條 本契約ニ依ル債務不履行ノトキハ債務者及保證人ハ債權者ニ對シ金 圓ヲ以テ債務金トシ即時辨済スヘキコトヲ特約シ該

債務不履行ノ場合ニ於テハ第 條ニ從ヒ遅延利息ヲ支拂フヘキ旨ヲ約諾シタリ

前項ノ債務ヲ履行セサルトキハ債務者及保證人ハ直チニ強制執行ヲ受クヘキコトヲ認諾シタリ

第 條 本契約ヨリ生スル權利義務ニ關シ爭ヲ生シタルトキハ東京地方裁判所ヲ以テ之カ管轄裁判所トス

第一節 普通銀行の貸付要綱と其方法

擔保物明細書

建築物ノ部

備考

1 門扉其ノ他ノ工作物ハ適宜記入シ、煙突、給水装置等ハ機械目録ニ記入アリタシ
 2 本表建物中既ニ他ニ書入レアルモノハ其旨明記アリタシ
 3 申込人以外ノ者ノ所有ニ係ルモノハ其旨明記アリタシ
 4 原價不明ナルトキハ見込時價ヲ記入シ原價ノ文字ヲ抹消セラレタシ

番號	位 置	用 途	種 類 構 造	建 設 年 月	坪 數	坪 當 り 原 價 又 ハ 時 價	查 定 價 額
一	府、縣、郡、市、町、 村、番地	住宅	木造瓦葺二階家	大正十年三月	二階 一〇〇坪	五〇圓 一、五〇〇圓	圓
二	同	工場	煉瓦造亞鉛葺平家	同十三年九月	一八〇	七〇圓 一二、六〇〇圓	圓
六	同	倉庫	鐵筋コンクリート 葺葺平家	昭和二年一月	二〇〇	一五〇圓 三〇、〇〇〇圓	圓
計					四一〇	四四、一〇〇圓	圓

右ノ例ニ倣ヒ左ヘ記入アリタシ

番號	位 置	用 途	種 類 構 造	建 設 年 月	坪 數	坪 當 り 原 價 又 ハ 時 價	查 定 價 額
							圓
							圓
							圓
							圓
							圓

擔保物明細書

土地ノ部

備考

1 本表土地中既ニ他ニ書入レアルモノハ其旨明記アリタシ
 2 申込人以外ノ者ノ所有ニ係ルモノハ其旨明記アリタシ
 3 地上權、賃借權ハ其期間、賃料及設定者ヲ適宜記入アリタシ

位 置	用 途	種 類 構 造	建 設 年 月	坪 數	坪 當 り 原 價 又 ハ 時 價	查 定 價 額
府、縣、郡、市、町、村、番地	工場用宅地	地		一、二〇〇坪	二五圓 三〇、〇〇〇圓	圓
同	倉庫用畑	(實際宅地)		三〇〇	五圓 一、五〇〇圓	圓
計				一、五〇〇	三一、五〇〇圓	圓

右ノ例ニ倣ヒ左ヘ記入アリタシ

位 置	用 途	種 類 構 造	建 設 年 月	坪 數	坪 當 り 原 價 又 ハ 時 價	查 定 價 額
						圓
						圓
						圓
						圓
						圓

擔保物明細書 機械器具ノ部 備考 2 1 電線、電柱、鐵管、煙突其他所屬物、什器ノ如キハ適宜記入アリタシ

所屬建物ノ番號	種類名稱	用途	能力又ハ寸法	個數又ハ延長	製造所名	製造年月	原價	時價
一	三相交流電動機	電動用	五十馬力 六十サイクル 二百ボルト	一臺	東京芝浦製作所	昭和四年五月	一、五〇〇圓	一、四〇〇圓
二	旋盤	鐵上用製	十四呎	二臺	英プラトン社	昭和五年一月	三、六〇〇圓	三、四〇〇圓
一	織機	牛木製 ジヤカ付 ドヤカ付	四十二吋	二〇臺	豊田織機會社	昭和五年三月	二五、〇〇〇圓	一八、〇〇〇圓
計							三〇、一〇〇圓	二二、八〇〇圓

右ノ例ニ倣ヒ左記ヘ記入アリタシ

所屬建物ノ番號	種類名稱	用途	能力又ハ寸法	個數又ハ延長	製造所名	製造年月	原價	時價
							圓	圓

最モ近キ電車停留場ヨリ現場ニ到ル道順(成ルヘク詳細ニ)

圖 取 見 物 建	
(Empty grid for drawing)	
一、敷地 坪 合 寸 一、地主住所 氏名 一、地代坪當り月 圓 錢 一、附近地上權呼直 圓 一、此一劃ヲ 尺四方ノ割合トス 一、敷地ノ地形及道路ヲ御書入レ下サイ	最モ近キ電車停留場ヨリ現場ニ到ル道順(成ルヘク詳細ニ)

工場證明願

(雛形)(用紙半紙)

府縣郡市町村字番地號

一木造瓦葺平家建

壹棟

建坪〇坪〇合勺才

同 所 同番地號

一煉瓦造スレート葺平家夫婦棟建坪〇坪〇合勺才

(以上ノ表示ハ登記済證ト一致セシムルコト)

右拙者所有ノ建物ニシテ何々工場トシテ使用中ナルコトヲ御證明被成下度此段及御願候也

住所 (印鑑證明書ノ住所ト一致スルコト)

氏 名

印

市區町村長 殿

貳 錢
收入印紙

委任狀

(抵當權設定用)

拙者儀

ヲ以テ代理人ト定メ左ノ權限ヲ代理爲致候

一債務者

ト當行トノ間ニ締結シタル昭和 年 月 日附金

圓ノ貸借契約證書ニ基キ

ヨリ債務ノ擔保トシ

テ提供シタル

ニ付

抵當權設定ノ登記申請ニ關スル件

一右ニ關シ必要ナル書類ニ調印ノ件

右委任狀仍テ如件

東京市何區何町何番地

株式會社 ○ ○ ○ ○ 銀行

昭和 年 月 日

參 錢
印 紙

承諾證書

右ハ拙者所有之處令般實ニ處分ヲ許シ相渡候ニ付テハ貴ノ御都合ニヨリ他へ擔保トシテ御差入ノ儀ハ承諾致候然ル上ハ貴

ト債權者トノ約定ニヨリ自然右證券ヲ他人名義ニ書換候事ニ相成候共異議不申立速ニ名義書換ニ必要ナル一切ノ手續可相盡ハ勿論貴

ト債權者トノ約定條項ハ總ヘテ拙者ニ對シ直接ニ效力アルモノト致シ毫モ故障申問數候爲後日處分ニ要スル委任狀相添承諾證書仍

而如件

昭和 年 月 日

殿

委任状

代理人ト定メ左ノ權限ヲ行フ事

ヲ委任ス

一

候ニ付名義書換其他之ニ關スル一切ノ件

右委任状仍テ如件

印 貳
紙 錢

擔保追加契約證書本

第壹條

(以下債務者ト稱ス)ハ株式会社〇〇〇銀行(以下債權者ト稱ス)トノ間ニ締結シタル昭和 年 月 日附東京地方民事裁判所々屬公證人 役場作成第 號 抵當金錢消費貸借契約證書ニ依リ債權者ニ對シ負擔セル債務ノ追加擔保トシテ其所有ニ係ル左記 抵當物件ノ表示

一、別紙目錄通り

第貳條 ×××××××× 前條ニ依ル抵當權設定ノ登記手續ヲ速ニ完了シ其登記簿謄本ヲ債權者ニ提出スヘシ

第參條 ×××××××× 本契約ニ依ル抵當物件中火災保險ニ附シ得ヘキ一切ノ物件又ハ債權者ノ指定シタル物件ニ付火災保險契約ヲ債權者ノ承認シタル火災保險會社ト締結シ第壹條記載契約證書ニ依ル債務ノ全部ヲ辨済スルニ至ルマテ之ヲ繼續スヘク且該保險證券ヲ債權者ニ提出シ債權者ノ爲メニ保險金請求權ノ上ニ實權ノ設定ヲ爲スヘキモノトス

第四條 本契約ニ關シテハ凡テ第壹條記載契約證書ノ各約款ヲ適用スルモノトス

右契約ヲ證スル爲メ證書正副貳通ヲ作成シ債權者ハ其ノ正本ヲ債務者ハ其ノ副本ヲ保有スルモノトス

昭和 年 月 日

第二節 特殊銀行

A、日本興業銀行

イ、中小商工資金貸出の意義

日本興業銀行の中小商工業者に対する資金の貸出は、大正十二年十月震災復興資金を取扱つたことに始まり、その後本店に中小工業課を設け、本、支店を通じて、十數年間、貸出を行つて居る。

昭和五、六年の未曾有の財界不況と其後の社會狀勢の推移は、昭和七年から政府の方針として産業資金を貸出す事になり、其貸付總額は最初三千萬圓と定められたが、其後漸次増額せられ、現在では六千萬圓となつてゐるが、將來も必要があれば増額される見込である。其取扱機關は興銀、勸銀、農工、北拓の諸銀行及産業組合中央金庫の五機關の外に普通銀

行も興銀を通じて、取扱が出来ることになつてゐる。これ等の諸機關の中で興銀は最も取扱額多く、中小商工金融に於ける最も大きな役割を果たして居るものである。次の實際貸付額をみてもそれが立證される。

中小商工業者産業資金(六千萬圓)供給決定額及貸付額

昭和十一年四月末日現在(單位圓)

供給決定額	興銀(北拓)		農工銀行	中央金庫	合計
	興	拓			
	普通銀行	直接	勸業銀行		
	三、九三三、五五五	一三、六八七、九三三	五、三三四、九六六	七、〇九八、三三六	一〇、八七〇、三三〇
	北	拓			
	三、三六〇、〇〇〇	五、〇六二、〇〇〇			
貸付額	興	銀			
	興	拓			
	三、六三三、五五五	一四、七三三、三三七	四、九一七、四三三	六、三〇〇、二〇〇	九、九三三、四七七
	北	拓			
	二、三三六、〇〇〇	四、九七三、七三三			

従来は小額金融も常に擔保附を原則として、貸出を行つて居たが、漸次無擔保金融を併せ行ふことが實行されて來た。

即ち安全第一主義から、可及的貸出主義に轉じて來たのである。將來の軍需産業の下請工場としての必要性から今後益々金融條件は緩和されるものと思はれる。この機を逸せず中小商工業者は益々精神を緊張して、自家の産業の充實を計るべきである。亦工業組合、輸出組合、商業組合及酒造組合等の發達を助成し、組合員の向上を計る爲め、組合に對して年三分九厘といふ低利で、「普通事業資金」を貸出して居る。工業組合には昭和三年から、輸出組合には昭和五年から、商業組合には昭和八年から、酒造組合には昭和十一年から實行してゐる。

口、小額金融取扱の方針と態度

小額金融は營利のみを目的としては出来るものではない。小額金融は低利を原則として居り、金額が非常に少くとも、

大きい金額の貸出しと略々同様な手続きをとらねばならない。人物の鑑定は勿論、店へ行つて店の状況、取引先の風評、或は擔保を審査する等相當經費がかかるのに、調査料を徴收しない事になつてゐる。例へば千圓の貸出しをした場合年三分の利鞘ありとしても三十圓にしかならない。それ以下の金額の場合でも同様に審査費がかかるのである。それ故に個々の場合をみるとあまり利益はないのである。それならば審査主義をやめたらと思はれるが、それは將來共やめられない方法である。銀行に來ては如何にも貸出し得る様な感を懐しめる者でも、さて審査してみると、案外業容並に人物の悪い場合があるからである。審査主義をやめないならば、金利を引上げてはといふ議論もあるが、世間では現在の利率でも猶高利だといふものがあるので、まあ現在の利率が丁度いゝ程度であらう。最近極く短期間ではあるが、中小工業課の貸出の總收支關係を算出してみた處、實際は決して銀行の損害になつてゐないばかりか、多少利益を擧げて居るといふ結果になつてゐる。即ち個々の場合を考へると引合はないやうだが、小額金融全體から、亦銀行全體として利益をあげて居るのである。

銀行が小額金融を取扱ふには常に指導的精神を以て行つてゐる。申込を受付ける人には勿論、受付けるに不適當な人も、其仕事、經營、管理等に關して、欠點は斯くして除去し、長所は斯うして助長するがいと指導してゐる。銀行は貸出をする前は勿論、貸出後も同様の精神を以て、取引先の相談相手となつてゐる。事業が順調に進んでゐる時は勿論、事業が順調に進まない時は、猶一層力を入れて指導してゐる。世間には銀行に事業の順調でない事が知れると直ちに強制處分を受けるといふ様なまぢがつた考へをもつて居る人がある。これは銀行の取扱方針を知らないものである。銀行は事業が行詰つても、新しい資金があれば更生し得るといふ場合には、更に新資金を融通するといふ事まで實行してゐる。さう

いふ相談を受ければ、鑑定なり、調査なり行つた結果、確實な結論を得てから行ふのは勿論である。どう考へても更生の見込のないものは、業者自身にも夫以上深入りさせないためと、銀行の回収がよく行くために、涙を振つて強制處分をすることがある。

中小商工業者は、平素銀行が扱つてゐる一般の場合に比して、信用上見劣りするものが多い。一般の場合を基準にするならば、恐らくパスしないものが大部分であらう。然しその收支の關係から見ると申込金額は不自然ではない。殊に個人が借金すれば、其の償還義務は一生どころか子々孫々にも及ぶので、はつきりとした見透しの上で申込むもので、其資金の有無は一家眷族の浮沈に關する場合もあるので、申込の取捨選擇は慎重に行つてゐる。

小額金融は大衆的金融であるから、嚴正公平を旨としてゐる。興銀は官僚的な銀行であるから、傳手を求めて行かなければ貸出してくれぬだらう等と思ふのは、とんでもない誤解である。世間では、本資金貸出は都會に厚く、地方に薄いと云ふことをいふが、それは申込者の數或は素質の點から考へて、自然都會に貸出を多くするのは已むを得ないことである。

都鄙を通じて資金の公平を期するといふ點に注意してゐる結果、南は九州、北は北海道に至る迄普及してゐる。

小額金融を受ける人の多くは、興銀のやうな大きな所に申込むのは、何となく氣重い感じがするとか、或は手續が面倒だらうといふ理由で、明かに不利益を蒙り乍らも他から金融を受けるやうな場合がある。それは全くつまらない事で、興銀にはその様な心配はちつとも要らない。

ハ、小額資金貸出決定の基準

小額金融も一つの事業金融であるから、人物と事業とに重點をおき、貸出の決定をしてゐる。中小商工業者の大部分は

完全な記帳がないので不便ではあるが、大體本人の申出或は取引先の評判等によつて推定出來、之に據つたものは比較の見誤りはない。

所謂事業として意義あるものでなければならぬ。世の中の公序良俗に反する仕事であるとか、有害な仕事に對しては金融はしない。普通の金貸業者ならば、高利に廻り、結局回収出來ればどんな事業でもいゝわけであるが、興銀は事業の性質上意義あるといふことを第一のモットーとして貸出を決定してゐる。次に考へられてゐることは、其仕事の成績がどうかといふ事である。事業上の利益から漸次貸金を回収するといふ理想の下に資金を融通するのであるから、其事業が相當の利益を擧げて居るといふ條件が必要である。今迄の成績は悪いが、一定の資金を投じてやれば、業績が好轉する、銀行の借金は返へし得る様な経営が出來るといふやうな申込には可成危険が伴ふので貸出さない事にしてゐる。又發明品、特許品といふ様なものは事業化して成功するものは仲々少いので、これらもよほど熟慮した上でなければ貸出しないのが原則である。

従來の仕事の経過が良いといふ事は、將來も略々同様の経過を辿るであらうと思はれるので、銀行の貸出の決定には、大體過去三年間位の業績を見ることになつてゐる。勿論例外はあつて、事業をはじめたばかりでも、非常に成績よく、將來も大いに見込あるといふものには金融を行つてゐる。

次に人物については、人格の良い、統帥力ある、事業經營能力充分で手腕のある人といふ事になつてゐる。唯人が好いといふだけでは、事業經營者として適當ではないし、特殊の一部の能力は非常に優れて居ても、各方面の圓滿に發達しない人もいけない。貸出決定の場合の人物鑑定の重點は事業經營者が、經理とか、財務に關する能力の充分あるといふ點で

ある。徒に積極的方針を執つてばかり居る人は、放漫に流れ易いし、採算を無視して擴張したがる傾向があるので、このやうな人はいけない。眞面目なやり方で、人物が好ければ露店商にでも貸出をする場合がある。次のやうな場合は貸出を断られる。

- (一)業績不良にして且つ將來立直りの見込みなきもの。
- イ、事業の性質上業況漸次衰退状態にあるもの。
- ロ、事業内容に比し借金過多なるもの。
- ハ、近き將來に於て事業に對し重大なる不安の横たはるもの。
- ニ、事業の將來につき全然見据へのつかざるもの。
- (二)人物好ましくないもの。
- イ、從來職業を轉々と變更し居るもの。
- ロ、仕振放漫なるもの。
- ハ、投機を好むもの。
- ニ、浪費癖あるもの。
- ホ、狡猾輕薄にして信用薄きもの。
- ヘ、本業に不熱心なるもの。
- ト、經營に不適當と認むるもの。

(三)擔保の缺點

- イ、擔保に重大なる瑕疵あるもの。
- ロ、擔保價格過少にして舊債の借換不能なるもの。
- ハ、擔保の價格に比し過大の借入希望のもの。

(四)無意義資金

- イ、資金用途の面白からざるもの。
- ロ、却つて有害と認められる資金。
- (五)本行貸出規定に合致せざるもの。

少しく説明を加へてみよう。イの「事業の本質上業況漸次衰退状態にあるもの」とは、一例をとつてみれば舊式の下宿屋がアパートに壓倒せられるが如き、從來のまゝの呉服屋さんが洋服生地店に押されるが如きである。ロの「事業内容に比し、借金の多いもの」は事業はうまく行つても儲けた金は皆利子につき込まなければならないので、どこまで行つても足りないといふわけで、銀行が貸付しても返へしてもらふ目當がつかぬので、この借金を整理してからでなければ貸出をするわけには行かない。ハの「近き將來に於て、事業に對し重大なる不安の横たはるもの」は唯一の得意先から、納品不良のために得意關係が断たれるといふ懸念の横たはるもの、又は有力な競争者があらはれたといふ様な場合である。ニの「事業の將來に付全然見据の付かざるもの」は新規の事業で、其の製品の良否、販路の有無等が全然分らない場合である。人物の良好ならざるものうちで、「從來職業を轉々として變更して居るもの」は從來に於ても失敗が多いのであつて、

將來も亦不安である。「轉がる石に苔つかず」のとへの如く、さう轉々としてゐては成功する筈がない。ロ、ハ、ニ、ホは説明の必要もない。へ、の「本業に不熱心なるもの」是は政治運動に關係する人に多く見る例で、本人は外で政治運動に没頭し、事業を他人まかせにし、その上経費が嵩み、結局うまく行かない場合が多い。トの「經營に不適當と認むるもの」之は、經營の手腕がなかつたり、商才に欠けて居たりして、時代に適應した經營方法を立てることが出来なかつたり、或は損してゐるか、得してゐるかわからずに夢中で仕事をしてゐたり、使用人に任せつきりにしたりで（こんなのは技術家出身の經營者に多い）將來が不安である。

(二)の「擔保の良好ならざるもの」擔保は人物、事業程重きをおいては居ないが、次の様な場合は貸出に支障がある。

イの「擔保に重大なる瑕疵あるもの」に於て敷地が借地である場合に地代が一年も二年も滞つて居て其地代滞納が主なる原因で建物の收去命令を受けて居る様な場合には、これを擔保として受取られないのである。地代、家賃等の滞納も事業の經營状態を反映するものであるから、不安がられる。ロ、の「擔保價格過少にして舊債の借換不能なるもの」は擔保に抵當權がついて居ても、舊債借換のためならば、受付けるけれども、その舊債が非常に多く、擔保の價格と極端に相違があるものには、貸出は出来ない。銀行は規定上どうしても第一順位の抵當權を必要とするので、このやうな場合には、先順位債權者が抵當の順位を譲渡して呉れるか、或は一定金額で債權を打切つて貰ふかしなければ貸出は出来ない。

(四)の資金の用途からみて無意義の資金と認められるもの、のイは資金を他人の面白からざる事業に注ぎ込む場合などである。ロの「却つて有害と認められる資金」は投機資金等であつて、營業外の投機は勿論、營業上でも投機的の資金は却つて有害なので貸出をしない。

(五)の「本行貸出規定に合致せざるもの」といふのは工業資金は一口十萬圓以下、商業資金は一口一萬圓以下といふ規定があるのに、それ以上の額を申込み場合である。

二、中小商工資金借入申込み要項

次に興銀に於ける中小商工資金貸出の條件及び借入申込みの資格制限等に就て述べる。

(一)申込みの資格 申込人は、會社、組合(當分工業組合、商業組合、輸出組合、酒造組合に限る)個人(世帯主であること)でも差支ないが、現在商工業を經營する者に限る。申込をなすには必ず本人直接なること、仲介者等は絶対に認めない。

(二)金額 工業資金の申込みは金拾萬圓以内、商業資金の申込みは金壹萬圓以内、組合の借入の場合は、金額につき別段の制限を設けず。又一口五百圓又は一千圓の小額の申込みも可、但無擔保の場合には左記(七)の通り特別の制限がある。

(三)期限並に償還方法 返済年限は普通五ヶ年以内。
辨済の方法は月賦、半年賦、又は定期償還の方法に依ることを得、又希望に依つては取引一ヶ年間、元金を据置にすることを得。

(四)利率 當分擔保附は年七分以内、無擔保は年七分二厘以内であるが、出來得る限り低率に取扱をなすこと、組合に對する特別資金の貸出利率は、年三分九厘乃至四分二厘である。

(五)擔保 擔保には次の種類があるが、このうち何れでも可。

(イ)工場財團

(ロ)工場敷地建物機械器具

(ハ)工場建物機械器具

(ニ)東京市、足利市等の市制施行地、及び栃木縣栃木町内にある宅地、建物(この場合には宅地、建物のどちらか一
つでよろし)

(ホ)有價證券(例へば、公債、社債、株券等)

(六)保證人 擔保以外は、必ず、一名以上の保證人を立てること、保證人の資格については一定の規定はないが、成る
丈資産信用の確實なるものを選定すること。

(七)無擔保の申込 前記(五)に列記したやうな擔保が、全然ないか、有つても申込金額に比べて、極く價格が少いやう
な場合には、次の規定に従つて申込をなすこと。(イ)申込人の資格は(一)に掲げた規定の外に取扱地域並に貸付金額
に付き種々制限(例へば東京市内居住者に限り一千圓迄)があるから、詳しい事は係員に尋ねること。

(ロ)保證人は資産信用確實なる人を二名以上立てること。

以上は會社及個人が、借入の申込をする場合であるが、組合の場合には無擔保であつても、前述の通り、金額及所
在地には別段制限なし。

官廳其他確實な得意先から註文を受けて、材料の買入れ其他の運轉資金の入用の節には、註文書見返りの形式に於
て、註文代金の範圍内で便宜融通す。

(八)資金の使途

(イ)工場の敷地買入れ、又は工場及び店舗の増設改良。

(ロ)機械の増設又は設備の改善。

(ハ)原料、材料又は商品の仕入其代の運轉資金。

(ニ)高利借入金借換。

(九)申込の方法 申込の場合には、直接同行本店中小工業課、又は各支店(日本橋、大阪、神戸、名古屋、福岡、東北
富山)に聞合はせ借入申込の用紙に各要項を詳細に記入の上提出すればよろしい。本店に遠い者は左記事項に付詳細
通知すれば調査の上回答を得られる。

(イ)希望の金額

(ロ)職 業

(ハ)借入金の使途

(ニ)資産負債状態

(ホ)最近兩三年の收支状態(若し創業が新しい場合は、創業以來の收支状態)

(ヘ)擔保物件の明細

(ト)保證人の住所氏名

(二〇)申込後の注意 申込後同行から鑑定員が調査に行くが、鑑定員に對しては、一切打明けて相談すること。話の内容
は絶対に外部に洩るおそれはないから、その點は充分信頼すること。調査の結果、貸出の諾否を通知するのである